

神奈川県

自治総合研究センター

平成14年度部局共同研究チーム報告書

神奈川県における独立行政法人制度

平成15（2003）年1月

まえがき

神奈川県自治総合研究センターでは、研究事業の一環として、自治体の行政運営上の課題を研究テーマに設け、テーマに関連する県部局や市町村の職員及び大学院生の公募研究員と当センターの職員とで研究チームを設置して研究を行っています。

この研究チームによる研究には2種類あり、そのうちの一般研究は、政策形成への寄与と研究参加職員の人材育成を目的としています。もう一つの部局共同研究は、部局から要請のあったテーマについて調査研究し、その成果を直接施策へ反映させることを目的としています。

平成14年度は、一般研究チームを1チーム、部局共同研究チームを2チームの計3チームを発足させ、各チームの研究員は、それぞれの所属の担当業務を遂行しながら、原則として週1回、1年間にわたり研究を進めてきました。

本報告書は、部局共同研究チームによる「神奈川県における独立行政法人制度」を研究テーマとした調査研究の成果をまとめたものです。

今回の研究活動に際して、チームアドバイザーとして年間を通じご指導をいただいた横浜国立大学の小池治教授をはじめ、関係者の皆様からご支援とご協力をいただいたことに対し、心より感謝の意を表します。

本報告書が、今後の行政施策の推進の一助となれば幸いです。

平成15年1月

神奈川県自治総合研究センター
所長 片山 胖

目 次

概要編

報告書の概要	3
--------------	---

本 編

序 章 研究の目的	15
-----------------	----

第 1 章 国の独立行政法人制度と地方独立行政法人制度の概要

1 国の独立行政法人制度の概要	17
2 地方独立行政法人制度の概要	26

第 2 章 国の独立行政法人の運営状況

1 独立行政法人に対するヒアリング調査	29
2 独立行政法人化前後の規模比較	33
3 独立行政法人の平成 13 年度業務実績に関する評価の結果についての 政策評価・独立行政法人評価委員会の第 1 次及び第 2 次意見	37

第 3 章 地方独立行政法人制度の神奈川県機関への適用（試行）

1 神奈川県機関の類型区分について	41
2 本県における地方独立行政法人化適用の検討	43
3 県機関統合によるシミュレーション	51

第 4 章 地方独立行政法人制度導入に際しての県としての取組の考え方

1 まとめに当たっての基本的スタンス	55
2 結論としての第 4 章の読み方	56
3 神奈川県における地方独立行政法人制度のあり方の検討	56
4 地方独立行政法人制度の基本理念	59
5 4 つの観点における留意すべき 8 つの視点	60
参考 導入に際してのスケジュール	72

資料編

資料 1	参考文献	77
資料 2	独立行政法人通則法	78
資料 3	中央省庁等改革の推進に関する方針（平成 11 年 4 月 27 日中央 省庁等改革推進本部決定）〔抄〕	90
資料 4	独立行政法人一覧	
1	独立行政法人の役職員数一覧（平成 13 年 4 月 1 日現在）	101
2	独立行政法人の資本金及び平成 13 年度計画における予算額（収入）	102
3	独立行政法人の平成 13 年度計画における予算額（支出）	103
資料 5	国の独立行政法人における公務員型及び非公務員型の職員身分の 取扱い等について	104
資料 6	地方独立行政法人制度の導入に関する研究会報告書について【概要】	107
資料 7	国の独立行政法人と地方独立行政法人の比較	111
資料 8	海外における先進事例	
1	イギリス（エージェンシー）	117
2	オーストラリア（センターリンク）	120
3	カナダ（エージェンシー）	122
資料 9	独立行政法人へのヒアリング調査様式	124
資料 10	独立行政法人ヒアリング調査結果集計	128
資料 11	神奈川県機関類型区分表	132
資料 12	県試験研究機関における課題改善効果（個別）	134
資料 13	独立行政法人と類似県機関の概要の比較	142
研究チーム員名簿等		146

概 要 編

報告書の概要

序章 研究の目的

国においては、国民のニーズに即応した効率的な行政サービスの提供を実現するため、平成 13 年 4 月に 57 機関の独立行政法人を発足させ、その後も、さらなる行政機関等の独立行政法人化を進めている。

また、総務省においては、「地方独立行政法人制度の導入に関する研究会（平成 13 年 10 月設置）」による平成 14 年 8 月の報告書を受けて、現在、地方独立行政法人制度の法制化作業を進めている。

そこで、本研究では、海外の事例や国の制度等の実態、さらには、総務省の研究報告書などを踏まえ、神奈川県における独立行政法人制度のあり方について研究する。

なお、本研究においては、独立行政法人制度は「行政運営の手法の一つ」として位置付け、この制度を本県に導入しようとした場合の基本的な考え方、導入に当たった留意点などを検討することとし、制度導入の適否の判断等については、今後の部局の検討に委ねることとした。

【本書の構成】

- | | |
|-------|-------------------------------------|
| 第 1 章 | 制度の意義と概要 |
| 第 2 章 | 制度の運用実態、法人の運営実態の把握（ヒアリング調査の実施） |
| 第 3 章 | 制度導入による効果の検討及び経費の試算（県機関によるシミュレーション） |
| 第 4 章 | 制度導入の適否及び制度設計に向けた検討の留意点の整理 |

第 1 章 国の独立行政法人制度と地方独立行政法人制度の概要

1 国の独立行政法人制度の概要

(1) 導入の基本的考え方

政策機能（本庁組織）と実施機能（出先機関）を分離する。
実施機能を可能な限り、民営化、民間移譲する。
民営化、民間移譲の困難な事業のうち、公権力の行使など国の行政機関が直接実施すべき事務・事業を除き独立行政法人化を図る。

(2) 独立行政法人の制度の特徴

国の機関とは別人格を有し、独立行政法人通則法及び個別法により設置されている。
主務大臣の事前関与・統制を極力排し、事後チェックに重点を置くことにより、独立行政法人の自主性・自律性が高められる。

【事前関与・統制の緩和】

- 独立行政法人は独立採算性を前提とせず、一定の財源が国から渡し切りの交付金（運営費交付金）として措置される。
- 運営費交付金の使途は、法人の判断で弾力的に使用し、法人の経営努力により生じた剰余金は、あらかじめ認められた範囲内で法人が使用できる。
- 法人の長の任免は主務大臣が行うが、職員任免等の内部組織の決定は、法令に定める範囲内で法人の長が行う。（職員数は法定定員対象外、職員の給与は職員の業務実績に基づき法人の長が決定）

【事後チェック】

- ・ 主務大臣が定めた中期目標（3年以上5年未満）を達成するために法人が中期計画を定め、中期計画の実施状況について、主務大臣が任命した外部有識者からなる評価委員会（府省評価委員会）の評価を受ける。
- ・ 主務大臣は、府省評価委員会の意見を踏まえ、中期目標の設定、中期計画の認可、法人の長の人事等を行い、法人の長の任期途中の解任もありうる。
- ・ 総務大臣が任命した外部有識者からなる評価委員会（政策評価委員会）が、府省評価委員会の評価結果に対し意見を述べ、必要と認めるときは、独立行政法人の業務運営の改善その他の勧告を行う。
中期目標、中期計画、事業報告、給与の支給基準等について、法令により公表が義務付けられ、透明性の確保を図る。

(3) 独立行政法人の種類

独立行政法人には、その役員及び職員に国家公務員の身分を与えるもの（特定独立行政法人）と国家公務員の身分を与えないもの（非特定独立行政法人）がある。

特定独立行政法人は、法人の長及び役員は国家公務員の身分は有しているが、身分保障の規定が適用されない特別職とされているため、非特定独立行政法人と同様に法人の業績悪化による解任もありうる。

(4) 独立行政法人制度に期待される効果

主務大臣の事前関与・統制を極力排し、事後チェックに重点を置いて、独立行政法人の自主性・自律性を高めること及び透明性を確保することにより、独立行政法人の効率的・効果的運営を行い、行政サービスの向上を図る。

2 地方独立行政法人制度の概要

「地方独立行政法人制度の導入に関する研究会報告書（総務省発表）」より

(1) 導入の意義

地方公共団体の事務及び事業の自律的、効率的な実施を推進する。
厳格な評価システム等の整備により、行政運営の効率性・透明性を向上、地方行財政改革を推進する。
行政サービスの提供にあたり地方公共団体が機動的・戦略的に対応するためのツールを付与する。

(2) 地方独立行政法人制度導入の留意点

国と地方公共団体の制度上の相違（議会の関与のあり方、住民監視機能等）に関する配慮が必要。
地方の具体的なニーズや業務量のまとまり等に留意しつつ、地方独立行政法人化する事務・事業の対象を何らかのかたちで限定しての導入が必要。
地方独立行政法人の職員身分の類型（公務員型の類型を設けることの可否、設ける場合のその対象）について検討が必要。
地方独立行政法人を複数の地方公共団体で共同設置する場合と地方公共団体が廃置分合となった際の当該地方公共団体が設立した地方独立行政法人の取扱いについて検討が必要。
地方公共団体に現にある情報公開制度に、地方独立行政法人を適用する場合の情報公開制度についての検討が必要。
地方独立行政法人に実施させようとする事務・事業の実施主体が、個別法で「地方公共団体」と規定されている場合の法令の整備が必要。

(3) 地方独立行政法人制度の具体的制度設計

- ・ 地方公共団体とは別の法人格、事前統制から事後統制へ、透明性の確保といった基本的枠組みは国独法と同じ。
- ・ 設立は、法律に基づき地方公共団体の長及び議会による意思決定を想定。
- ・ その他、国独法で主務大臣の認可等の行為に該当する行為は、地方公共団体の長が行う。
- ・ 評価制度については、第三者機関として地方独立行政法人評価委員会のみを設置し、国独法のような2つの評価委員会は設置しない。

第2章 国の独立行政法人の運営状況

1 独立行政法人に対するヒアリング調査

(1) ヒアリング実施の考え方

新しい行政の形態として導入された独立行政法人制度が、期待されたとおりの効果を上げているのか、実際の運営状況を把握するため、独法10法人にヒアリング調査を実施した。

(2) ヒアリング結果の概要

区 分	ヒアリング結果の概要
弾力的・機動的な組織・人事管理	<ul style="list-style-type: none"> ・ 事業環境の変化に応じて内部組織の改編は柔軟かつ迅速に行えるようになった。 ・ その一方で、国の人員削減方針を受け、中期計画の「期間中の人件費見積り」により運営費交付金で賄う人件費について事実上の枠がかけられ、このことが組織・人事管理の自立性を縛っている。 ・ 大部分の法人が国家公務員の身分を有する公務員型となっており、国との人事交流が人事異動の中心となっていることから、職員の業務実績を反映した給与制度が生かし切れていない。
弾力的な予算管理	<ul style="list-style-type: none"> ・ 弾力的な予算執行が可能となった点は、多くの法人が認めている。 ・ 剰余金の取り扱いについて、黒字になればすべて剰余金として繰越が認められるわけではなく、「経営努力により生じた剰余金」の解釈について現場と主務官庁の間での混乱がある。
中期計画による明確な目標設定と評価による行政サービスの質の向上	<ul style="list-style-type: none"> ・ 業務の内容によっては客観的な目標設定（数値目標など）が困難な場合が多く、結果的に評価も困難になっている。
透明性の確保	<ul style="list-style-type: none"> ・ 各法人とも法令で定められた事項にとどまらず、ホームページを活用して法人の活動内容を紹介するなど、積極的な広報に努めている。
インセンティブの向上	<ul style="list-style-type: none"> ・ 制度導入1年目ということで劇的な変化は期待しにくいだが、目標設定や業績評価により職員の緊張感が高まった、コスト意識が芽生えた、法人内部でポスト管理できることが職員のやる気の向上につながっているなど積極的な効果を指摘する法人がある。 ・ 反面、新制度に慣れるのに精一杯、評価に要する労力が多すぎる、独法化に際してもう少し教育が必要など、制度に否定的・懐疑的な意見も多かった。これらは、法人内部での十分な議論や対応の準備がないまま、短期間で制度が導入されたことによる面もあると思われる。 ・ 法人の業務内容によって、弾力的な人事・予算管理などの独立行政法人化による恩恵をあまり受けられない場合は、評価制度の導入や財務会計制度の変更など事務量の増大を大きな負担と感ずるようである。このことから、独立行政法人化を検討するに当たっては、業務内容が法人化に適しているか否かを十分吟味することが必要と思われる。

2 独立行政法人化前後の規模比較

(1) 調査対象

国の行政機関から独立行政法人への移行に際し、組織の規模がどのように変化したかを比較するため、平成 13 年 4 月に独立行政法人となった 57 法人の内、「全国試験研究機関名鑑（科学技術庁監修）」において、平成 13 年度の予算額（物件費及び人件費の額）が確認できた 10 法人について、平成 9 年度以降の職員数及び予算額の変化を調査した。

(2) 調査結果の概要

ア 予算額の比較

平成 11 年度に物件費の大幅な伸びが認められるが、ヒアリング調査の結果、多くの法人が準備期間を 2 年間と回答していることから、独立行政法人への移行に伴う準備費用（不動産鑑定費用や会計処理システムの開発費用など）が含まれているものと考えられる。

イ 職員数の比較

10 法人中 7 法人で減少しているものの、残りの 3 法人は増加しており、独立行政法人化により国家公務員の定数管理の対象外にはなるものの、必ずしも人員削減が行われているわけではない。また、職員数の伸びを上回る人件費が認められるが、これは独立行政法人化に伴い新たに法人の役員が必要になるためと考えられる。

ウ まとめ

これらのことから、独立行政法人制度は必ずしもリストラに直結するものではなく、また、法人への移行準備期間及び移行後に新たな費用負担が必要になることがわかる。

第 3 章 地方独立行政法人制度の神奈川県機関への適用（試行）

1 本県における地方独立行政法人化適用の検討

県機関のうち、特に「本研究チーム員が所属している機関である」、「国の類似機関が既に独法に移行している」、「地方独法化を検討するためのデータが揃っている」という理由から、「県試験研究機関」と「博物館等の文教施設」を題材に、以下の検討を行った。

(1) 県試験研究機関における課題改善効果の検討

平成 13 年度に神奈川県が実施した試験研究機関（環境科学センター、農業総合研究所、衛生研究所、産業技術総合研究所）の機関評価で指摘された課題を題材とし、機関が抱える具体的な課題に対して、地方独法化することによりどのように改善されるのか検討を行った。

検討結果	<ul style="list-style-type: none">「外部資金・受託研究の受け入れの改善」、「予算制度の柔軟な仕組みの検討」については、地方独法化によって初めて改善が期待できる。「トップマネジメント能力の向上」、「多様な人材の確保及び年齢バランスの是正」については、地方独法化によって、現状以上の改善が期待できる。「人材育成の強化」や「外部機関との連携と共同研究の拡充」は、実施上の考え方の問題であり、地方独法化とは直接関係のない性格のものである。
------	--

(2) 国の独立行政法人と類似県機関との規模等の比較

独法化されている組織と同じ類型区分とされている県の組織が、国と同様に地方独法化できるか検討を行うため、例として「県水産総合研究所」、「県産業技術総合研究所」、「県立歴史博物館」を取り上げ、人員、予算等の規模、設立目的等の対比を行うこととした。

検討結果	<ul style="list-style-type: none"> 職員数と人件費、予算ともに独法と県機関では比較にならない程の差があり、現在の県機関の人員、予算規模で、地方独法のメリットとして挙げられている弾力的な予算、組織・人材の活用面などの効果が最大限に発揮できるかどうか疑問が残る。 また、独法と県機関では、独法は純粋な研究等に特化しているのに対して、県機関では、県民の利益のための施策の研究を行うとともに、試験などの作業施設的な活動も行っており、業務内容にも差がある。 県機関が独法と類似しているとはいっても、そのまま地方独法化できるかどうかは、規模、設立の目的等を個別に検討しなければならないことが想定された。
------	---

(3) 県機関における地方独法化経費の試算

独法化には様々なコストがかかることが第2章で明らかとなったことから、導入の是非の検討にあたってはコストの試算を行い、地方独法化前後の増減を比較検討する必要がある。

そこで、国独法における初期投資・運用経費の増の要素を参考にし、県水総研を題材に地方独法化した際の費用を試算した。

検討結果	<ul style="list-style-type: none"> 県水総研の場合、導入には30,000千円、設立後の経費としては40,000千円程度、従来よりも多くコストがかかると考えられた。このうち、会計システムに係る部分については、導入時の考え方によって値段の差が相当生じるが、その分を除いて考えても10,000~20,000千円程度は経費の増が見込まれる。 また、精査することで、さらに新たな項目が出てくることが予想されるが、上記項目以外に、法人の長や理事、監事などの報酬も新たなコストとして加わってくる。
------	--

(4) まとめ

以上の検討結果や前章までの内容などから、県機関の地方独法化への適用については、次のようなメリット・デメリットが明らかとなった。

区 分	メ リ ッ ト	デ メ リ ッ ト
人事・組織	<ul style="list-style-type: none"> 法人の長の判断で状況に応じた多様な形態の雇用が可能になる。 法人の長の判断で業務量等に応じた人員配置が可能となる。 県から新たに独立した機関として自律し、法人の長がマネジメント能力を発揮することにより、組織の活性化が期待できる。 	<ul style="list-style-type: none"> 県機関が地方独法化することにより、今まで本庁から各機関へ依頼していた業務等は、原則契約に基づいて行われることから、契約以外の突発的な業務依頼は、その業務に係る予算手当てや新たな契約をしないと対応できなくなることが想定される。 法人の長の判断で、業務が採算性のある特定分野に片寄り、不採算であっても実行しなければならないものが除外されることが想定される。 県機関が地方独法化することは、県(役所)でなくなることを示す。このことは、例えば、「毎年実施している公的調査等について協力が得られ難くなる」等の公的機関でなくなることへの業務への影響が懸念される。

<p>予算・経費</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ 予算科目に縛られない弾力的な予算運用が可能になる。 ・ 剰余金の繰越及び次年度での活用が可能となる。 ・ 県機関では、外部資金を導入する際には、予算計上など、時間や手続きなどの手間がかかり即座に対応できなかったが、地方独法では、スムーズにかつ、枠の制限もなく外部資金を導入することが可能となる。 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 地方独法設立時に独法会計システム等のシステムや不動産鑑定評価料などの経費が生じる。 ・ 地方独法への移行により、民間企業並みと同様の扱いとなることから、顧問弁護士料、監査報酬、損害保険料等の新たなランニングコストが必要となる。
<p>目標設定と評価</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ 目標管理型の組織運営により、常に機関の使命、役割の点検が行われ、随時の修正が可能になる。 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 定量評価がなじまない業務の評価手法が確立されていない。 ・ 評価手法等を事前に検討しておかないと、毎年度の評価事務に多大な時間と作業を要することが想定される。
<p>透明性の確保</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ 目標の設定、取組結果、外部委員による評価を広くホームページ等で県民に公表することにより、県民に対しての透明性が確保される。 	<p style="text-align: center;">-</p>
<p>総合</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ 法人の長の判断で、状況に応じた弾力的かつ機動的な予算の活用や組織・人事の配置が可能となり、行政サービスの質の向上を図ることが期待できる。 ・ 毎年度の評価が義務付けられており、目標管理型の組織運営が可能となる。 ・ 職員にコスト意識が生まれ、効率的かつ効果的な業務改善を目指すことが期待できる。 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 県機関を地方独法化するに際しては、法人の長、理事等の役員報酬や会計システム、顧問弁護士料などの新たな費用が発生する。 ・ 県機関をそのまま地方独法へ移行した場合、国の独法と比較して予算、人員等の規模が小さいことから、法人の長の裁量の余地が少なく、地方独法化のメリットを最大限に発揮できない可能性がある。

2 県機関統合によるシミュレーション

(1) 県機関統合による組織イメージの検討

県機関を単独の組織で地方独法化する場合、国の独法と比較しても規模等が小さく、地方独法化の効果が最大限に発揮されない可能性があるが、本研究では、その改善の一つの方策として、県機関を地方独法化する際に、類似の県機関を統合し、組織を大きくした上で地方独法化するなどの工夫が必要になると考え、県機関統合による組織のイメージを示すとともに、併せてメリット、デメリットを明らかにした。

【県機関統合による組織イメージの前提条件】

- ・ 想定される組織イメージとして、試験研究機関 8 機関と、博物館系 6 機関を題材に示した。
- ・ 業務内容が類似している機関を統合して、その上に各機関を統括する本部機能を設置する。
- ・ 本部機能は、管理、人事、経理、企画、評価、広報、予算の業務を一括して行う。

(2) まとめ

メリット	<ul style="list-style-type: none">・統合により、予算、人員等の規模が大きくなり、法人の長の裁量の余地が大きくなる。(スケールメリットの増加)・統合により、現在の組織の枠を超えた異動を行うことや、部局を超えたプロジェクトチームを編成して組むことが可能となり、従来困難であった部局横断的な行政課題への対応が可能となる。・組織の統合により、管理、経理、人事、事業等の組織運営の効率化が図れる。・組織の統合により、機関単位で発生していた法人の長等の報酬、役員室新設、顧問弁護士料、監査報酬等の新たな経費が節約できる。
デメリット	<ul style="list-style-type: none">・異なる分野を統合した組織の評価手法が確立されていない。・統合により組織が大きくなりすぎると、法人の長のマネジメントが末端の職員まで届きにくくなる。(組織管理がしづらくなる。)・部局横断的な県機関の統合は、政策の母体である本課も複数にまたがることとなるので、評価や予算要求の際など、本庁のどこの部局が所管するかによって円滑な運用がしづらくなる。

第4章 地方独立行政法人制度導入に際しての県としての取組の考え方

1 まとめにあたっての基本的スタンス

研究チームの総意としては、地方独法制度を構成する幾つかの要素には、目標管理型運営による行政サービスの質の向上や弾力的・機動的な予算管理、組織・人事管理などメリットを認めることはできたが、同時に、コスト増、職員にかかる負担増などデメリットも認められ、その優劣を安易に結論づけられない(結論すべきではない)と判断した。

また、地方独法制度の導入の適否についての判断は、今後の詳細な検討に委ねることとなるが、その際には、県の事務・事業全般について民営化、民間移譲等の検討、見直しを行うとともに、それが困難な場合に、事務・事業の性質に応じた最も適切な組織・運営形態を追求していく過程で、地方独法制度の適用の可能性を検討するという姿勢が必要である、と判断した。

なお、本章では、県立大学、企業庁、県立病院等については、総務省で分野別に検討するとともに、本県の関係部局で改善に向けた取組を行っていることから、これらを除いた一般の地方独法を導入するにあたっての考え方について、とりまとめることとした。

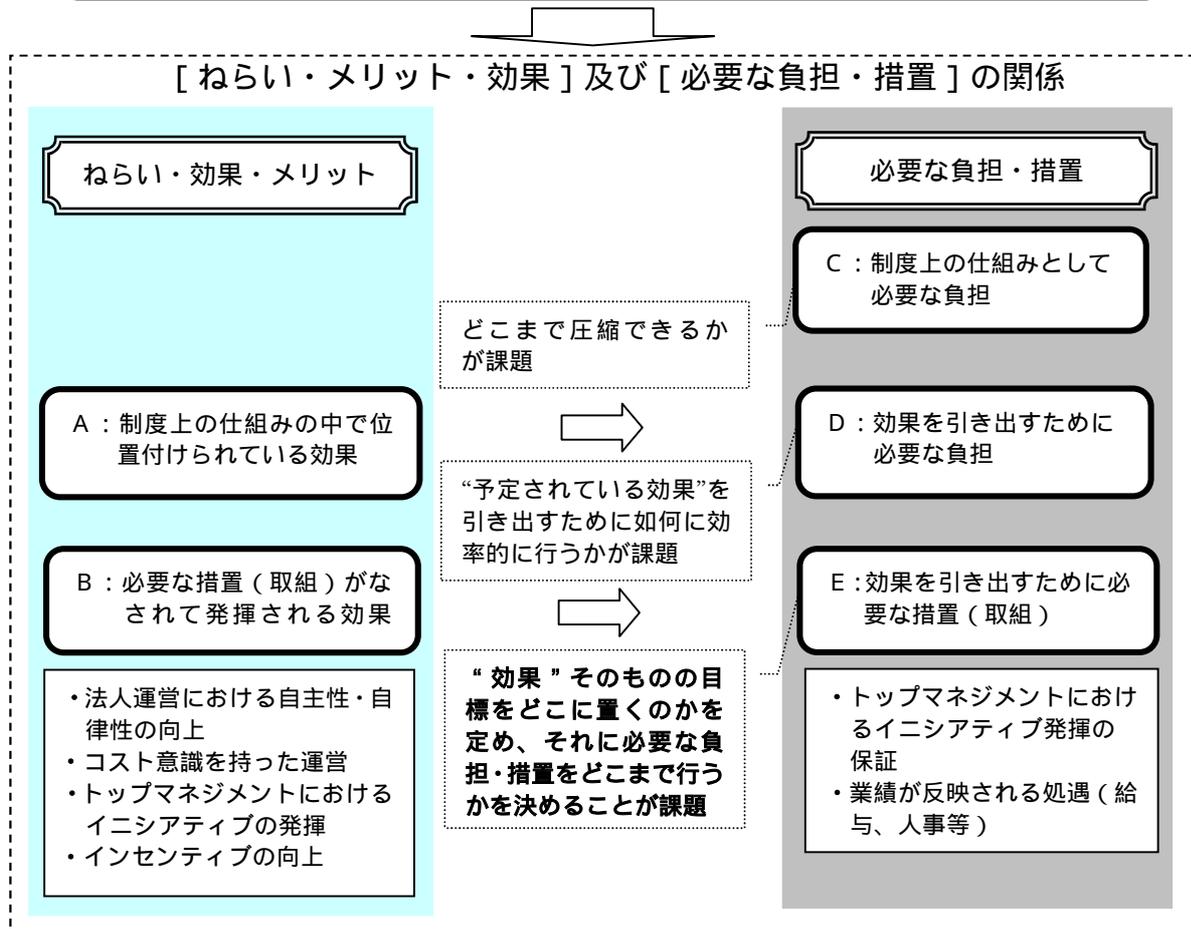
2 結論としての第4章の読み方

第4章の内容は、以上のような基本的なスタンスで、地方独法制度の適用の可能性を検討するにあたっての留意点をまとめたものであって、地方独法制度の導入を前提とするものではない。

地方独法制度の適用の可能性に関しては、様々な要素を総合的に検討しトータルとして判断することが求められるので、その際の検討・判断材料として以下に記述する「視点」及び「ポイント」としてまとめた。

3 神奈川県における地方独立行政法人制度のあり方の検討

- ・地方独法制度により何が期待できるのか [ねらい・メリット・効果]
- ・そのためには何をしなければならないのか [必要な負担・措置]



本県としての地方独法制度のあり方の検討にあたっては、**B Eの関係**においてどのような制度設計を行うか、がポイントである。

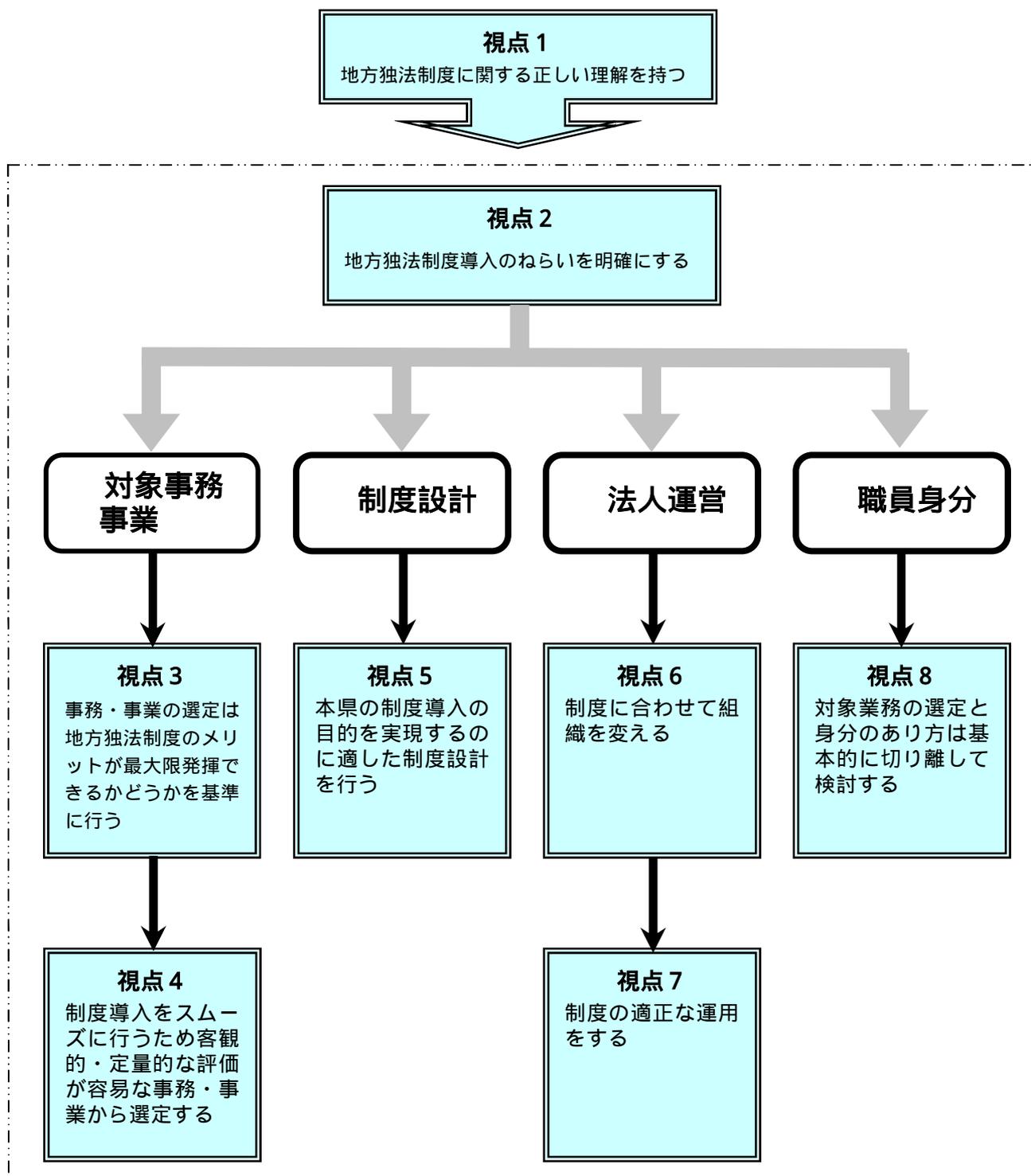
4 地方独立行政法人制度の基本理念

目的	<p>独立行政法人制度は、国民（県民）のニーズに即応した効率的な行政サービスの提供を実現するために、</p> <p style="text-align: center;">政策の企画立案機能と実施機能とを分離し、</p> <p style="text-align: center;">事務・事業の内容、性格に応じて最も適切な組織・運営の形態を追求するとともに、</p> <p style="text-align: center;">実施部門のうち一定の事務・事業について、事務・事業の垂直的減量（アウトソーシング等）を推進しつつ、効率性の向上、質の向上及び透明性の確保を図る</p> <p>ことを目的とする。</p> <p><「行政改革会議最終報告」（平成9年12月3日）></p>
意義	<p>地方公共団体が行政サービスの提供を行うにあたって、機動的、機能的な対応をするためのツールの一つを提供する。</p> <p><総務省「地方独立行政法人制度の導入に関する研究会報告書」（平成14年8月）></p>

5 4つの観点における留意すべき8つの視点

新たな制度創設の検討にあたっては、**対象事務事業**をどうするのか、**制度設計**をどうするのか、**法人運営**をどうするのか、**職員身分**をどうするのか、の4つの観点の対象となる。

第4章では、まず、**<<視点1 地方独法制度に関する正しい理解を持つ>>**からスタートして、4つの観点に対応する形で**<<留意すべき視点>>**を設定して検討を進めていく。



留意点	視 点	ポ イ ン ト
制度適用の可能性	【視点1】 地方独法制度に関する正しい理解を持つ	<p>地方独法制度は独立採算性を前提とする（あるいはそれを目指す）組織体制・運営システムではない。</p> <p>効果的・効率的な組織の構築と運営が図られた（副次的）効果として、効果的・効率的な財務体質（経費節減等）や執行体制（人員削減）の実現が期待される。</p> <p>地方独法化には有形・無形の“コスト”がかかる。</p> <p>地方独法化の改善効果はオールマイティではない。</p>
	【視点2】 地方独法制度導入のねらいを明確にする	<p>2つの点から事前の具体的な評価・検証が必要である。</p> <p>地方独法化による改善効果を具体的に評価する。</p> <p>地方独法化による費用対効果を具体的に検証する。</p>
対象事務事業	【視点3】 事務・事業の選定は制度のメリットが最大限発揮できるかどうかを基準に行う	<p>制度導入による効果が大きい事務・事業を選定する。</p> <p>客観的、定量的な評価が可能な事務・事業が相応しい。</p> <p>“独立性”と“まとまり”のある事務・事業が相応しい。</p>
	【視点4】 制度導入をスムーズに行うための客観的・定量的な評価が容易なら事務・事業から選定する	<p>客観的、定量的な評価が可能な事務・事業から試行する。</p> <p>段階的導入により地方独法制度の導入手法を改善する。</p> <p>対象業務を定める際に仕事の必要性・有用性を十分議論する。</p> <p>“業務のまとまり”に留意しスケールメリットの発揮を目指す。</p>
制度設計	【視点5】 本県の制度導入の目的（ねらい）を実現するのに適した制度設計を行う	<p>【評価の目的】 公金の適正な執行を担保するための措置が“目標管理及び成果達成の評価”である。</p> <p>【評価の指標】 目標指標の客観性・定量性の確保と目標指標と連動した評価指標の設定が必要となる。</p> <p>本来業務の業績向上が適正に反映される効率化目標の設定と評価結果が業務改善に向けた取組のインセンティブとなるような評価の実施に努める。</p> <p>政策評価等の政策の評価に関するプロセスとの連携が必要となる。</p> <p>運営費交付金による業務だけでなく地方独法が行う活動全体の実績を評価対象とする。</p> <p>地方独法制度の導入により県の事務・事業全体のあるり方にとって効率化がどのようにされたのかも評価・検証する。</p> <p>【評価の組織】 本県における地方独法評価委員会は1組織とし全庁横断的な評価を行う。</p> <p>必要に応じ部局ごとに分科会を設置する。</p> <p>本県における地方独法評価委員会・分科会は外部有識者からなる第三者機関とする。</p>
法人運営	【視点6】 制度に合わせて組織を変える	<p>機関の“あるべき姿”を定めその実現を目指して制度を作り導入し運営する。</p> <p>県の組織が従うルールとの整合性や均衡を図るという意識・発想を絶つ。</p>
	【視点7】 制度の適正な運用をする	<p>トップ・マネジメントにおけるイニシアティブの発揮を保証する。</p> <p>地方独法の長に自己財源確保に向けた広範な裁量を付与する。</p> <p>地方独法化に際しての職員参加による意識改革と継続的な意識改革を促進する運営に努める。</p> <p>効率性の向上・質の向上に向けた職員のインセンティブの向上を図る。</p> <p>地方独法制度の効果ある運用には“業務プロセスの改革”が必要となる。</p>
職員身分	【視点8】 対象業務の選定と身分のあり方は基本的に切り離して検討する	<p>職員の身分類型（公務員型・非公務員型）は事務・事業の性格だけから必然的に導かれるものではない。</p> <p>事務・事業を確実に実施することと職員に公務員の身分を与えることは基本的に別の課題として捉える。</p> <p>業務実績の処遇（給与・人事等）への反映による職員のインセンティブの向上を促進するためにまず非公務員型の可能性を考える。</p> <p>公務員型から非公務員型への移行の適否・可能性を検討する。</p>

本 編

序章 研究の目的

1 課題の所在

本県の行政改革第二ステージでは、出先機関のスリム化とともにその活性化を図ることが緊急の課題となっている。

国においては、国民のニーズに即応した効率的な行政サービスの提供を実現するため、平成 13 年 4 月に 57 機関の独立行政法人を発足させ、その後も、さらなる行政機関等の独立行政法人化を進めている。

また、総務省においては、平成 13 年 10 月に「地方独立行政法人制度の導入に関する研究会」を設立し、平成 14 年 8 月の研究報告を受けて、現在、地方独立行政法人制度の法制化作業を進めているところである。

この地方独立行政法人制度の法制内容は未だ明らかになっていないが、行政改革を積極的に進める本県にとっても、新たな行政改革、行政運営の手法として、早急に検証が必要となっている。

そこで、本研究では、海外の事例や国の制度等の実態、さらには、総務省の研究報告などを踏まえ、神奈川県における独立行政法人制度のあり方について研究する。

なお、本研究においては、独立行政法人制度は「行政運営の手法の一つ」として位置付け、この制度を本県に導入しようとした場合の基本的な考え方、導入に当たっての留意点などを検討することとし、制度導入の適否の判断等については、今後の部局の検討に委ねることとした。

2 研究の方法

国の独立行政法人制度やその運営状況、「地方独立行政法人制度の導入に関する研究会」報告などを踏まえ、学識者からの助言を得ながら独立行政法人制度の利点や課題の整理を行い、本研究チームでは、本県で制度導入する場合の課題解決に向けた改善策等についての検討を行ってきた。

また、国の独立行政法人の実態を把握するため、国の独立行政法人へのヒアリング調査を行うとともに、本県が制度を導入した場合の利点や課題を浮き彫りにするため、チーム員が所属する県試験研究機関及び博物館等の文教施設を題材に具体の検討を行い、制度導入の方向性を探る参考とした。

3 本書の構成

以上の研究方法に基づき、本書は次の構成で記述することとした。

なお、本書では、便宜上、国の独立行政法人及び同制度を「独法」、「独法制度」とし、地方独立行政法人及び同制度を「地方独法」、「地方独法制度」として、原則、表記することとした。

第 1 章

「行政改革会議最終報告」、「独立行政法人関係法令」、「総務省地方独立行政法人制度の導入に関する総務省研究会報告書」等をもとに、国の独立行政法人制度と地方独立行政法人制度の概要を明らかにした。

第2章

独立行政法人に対して研究チームが行ったヒアリング調査及び独法化前後の組織の規模比較により、独立行政法人の運営実態を明らかにするとともに、総務省が公表した独立行政法人の平成13年度業務実績に関する評価の結果についての政策評価・独立行政法人評価委員会による「第1次意見」及び「第2次意見」をもとに、平成13年度評価の概要をまとめた。

第3章

神奈川県機関の地方独法化への適用を検討するにあたり、どのような県機関が地方独法化の対象となるのかを推し測るため、国の独法に準じて県機関を類型化した。

また、「本研究チーム員の所属である」、「国の類似機関が既に独立行政法人に移行している」、「独立行政法人化を検討するためのデータが揃っている」という理由から、県試験研究機関及び博物館等の文教施設を題材に「県機関が独立行政法人化した場合に、機関が抱えている課題がどのように改善されるかについての検討」、「県機関と類似の国独立行政法人との規模等の比較」、「県機関が地方行政法人に移行した際に生じる経費の試算」を検討した。

さらに、地方独法のメリット・効果を引き上げる方策として、複数の機関を統合し、スケールメリットを上げたうえで地方独法化を行う組織のイメージを示し検討を行った。

第4章

第1章から第3章における考察を踏まえ、今後、県として制度導入の適否の判断、制度設計や制度運用の検討を行うにあたり、特に、留意すべき事項についてまとめた。

第1章 国の独立行政法人制度と地方独立行政法人制度の概要

本章は、「行政改革会議最終報告」、「独立行政法人関係法令」、「総務省地方独立行政法人制度の導入に関する総務省研究会報告書」等をもとに、国の独立行政法人制度と地方独立行政法人制度の概要を明らかにしたものである。

1 国の独立行政法人制度の概要

(1) 国の独立行政法人制度創設に係る検討の経緯

国の独立行政法人制度は、国の中央省庁等改革の一環として新たに創設された制度であり、次のような検討経緯を経て、平成13年4月からスタートした。

平成8年11月～平成9年12月 橋本内閣による行政改革会議

平成9年12月3日 行政改革会議最終報告

「独立行政法人制度」が提言される

平成10年6月 中央省庁等改革基本法（6月9日成立、6月12日公布）

平成11年1月26日 中央省庁等改革推進本部、「中央省庁等改革に係る大綱」決定

平成11年4月27日 中央省庁等改革推進本部、「中央省庁等改革の推進に関する方針」決定

平成11年7月 省庁等関連改革法（17本）（7月8日成立、7月16日公布）

・内閣機能強化関係（2本）

・省庁再編関係（13本）

・独立行政法人関係（2本、通則法&整備法）

平成11年12月 省庁改革施行関連法（61本）（12月14日成立、12月22日公布）

・省庁改革関係施行法（1本）

・独立行政法人個別法（59本）

・独立行政法人関係法整備法（1本）

平成13年1月6日 新府省の発足

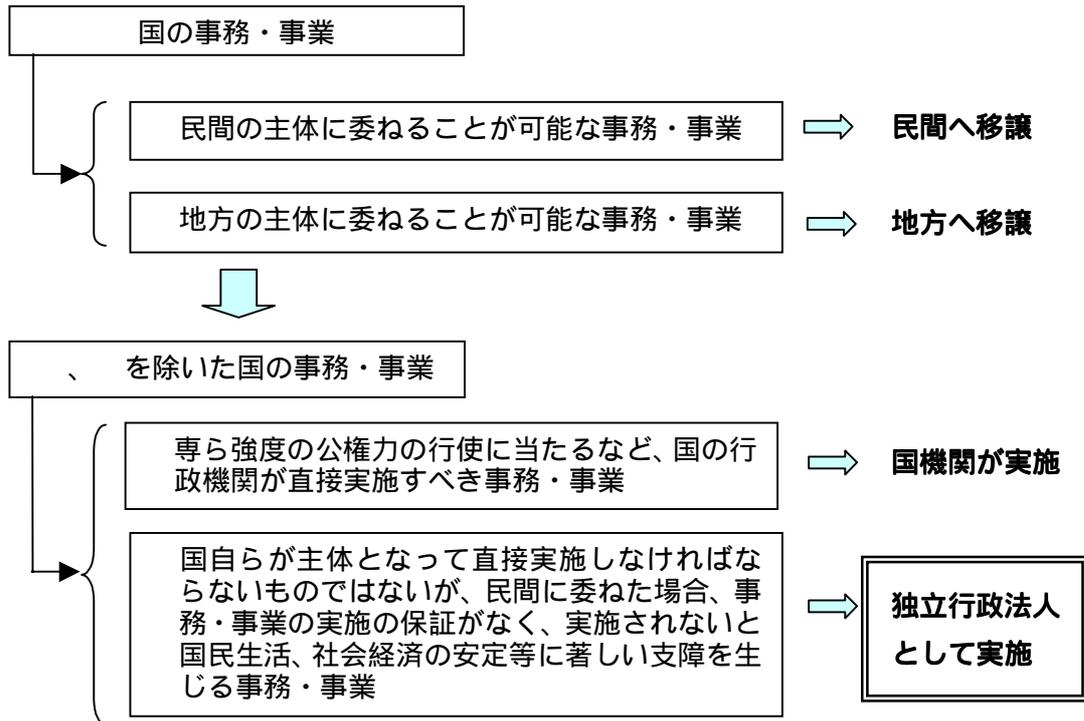
平成13年4月 独立行政法人への移行（57法人）

(2) 国の独立行政法人制度の基本的な考え方

平成9年12月3日の「行政改革会議最終報告」によれば、次のような考え方が示されている。

- ・ 国の行政の役割を見直す基本的な視点は、「官から民へ」、「国から地方へ」にある。
- ・ これに当たり、行政機能の減量（アウトソーシング）は、重要な課題である。事務・事業の民営化、民間移譲を行うとともに、それが困難な事務事業であっても、政策の企画立案機能と実施機能の分離という基本的な考え方に立って、実施機能については、外局（実施庁）制度及び独立行政法人制度を活用し、その自律的、効率的な運営の徹底を図る。
- ・ 行政機関自らが行う必要性が乏しく、民間に委託した方が効率的な事務・事業は、その委託を大幅に進める必要がある。

図 1 - 1 <平成 9 年 12 月 3 日の行政改革会議最終報告の基本的考え方>



(3) 国の独立行政法人制度の概要

ア 独立行政法人制度の基本方針

事前関与・統制を極力排し、事後チェックへの重点移行を図るため、所管大臣の監督、関与を制限するとともに、財政民主主義の観点等からの国の関与も必要最小限とする（平成 11 年 1 月 26 日「中央省庁等改革に係る大綱」、平成 11 年 4 月 27 日「中央省庁等改革の推進に関する方針」）

イ 独立行政法人の設立等

- ・ 独立行政法人の運営の基本、監督、職員の身分、設立その他の制度の基本となる共通の事項は、「独立行政法人通則法」（以下「通則法」という。）（平成 11 年 7 月 16 日公布）で、定められている。
- ・ 個別の独立行政法人の設立、目的及び業務の範囲等は、個別法（独立行政法人水産総合研究センター法、独立行政法人国立博物館法等）で、定められている。
- ・ 独立行政法人は、法人格を有し（通則法第 6 条）、登記しなければならない（通則法第 9 条）こととなっている。

ウ 独立行政法人の定義

- ・ 独立行政法人とは、次のように定義されている。

独立行政法人とは

国民生活及び社会経済の安定等の公共上の見地から確実に実施されることが必要な事務及び事業であって、国が自ら主体となって直接に実施する必要のないもののうち、民間の主体にゆだねた場合には必ずしも実施されないおそれがあるもの又は一の主体に独占して行わせることが必要なものを効率的かつ効果的に行わせることを目的として、この法律及び個別法の定めるところにより設立される法人（通則法第 2 条第 1 項）

- ・ また、独立行政法人には、その役員及び職員に国家公務員の身分を与えないもの（以下「**非特**

定独立行政法人」という。)と、国家公務員の身分を与えるもの(以下「特定独立行政法人」
という。)とがあり、「特定独立行政法人」は、次のように定義されている。

特定独立行政法人(役員及び職員に国家公務員の身分を与えるもの)

独立行政法人のうち、その業務の停滞が国民生活又は社会経済の安定に直接かつ著しい支障を及ぼすと認められるものその他当該独立行政法人の目的、業務の性質等を総合的に勘案して、その役員及び職員に国家公務員の身分を与えることが必要と認められるものとして個別法で定めるもの(通則法第2条第2項)

・ なお、平成14年4月現在、国の独立行政法人58法人のうち、53法人が「特定独立行政法人」となっている。

表1 1 独立行政法人一覧

平成13年4月移行				41		独立行政法人経済産業研究所	A	
1	内閣府	独立行政法人国立公文書館	B	42	経済産業省	独立行政法人工業所有権総合情報館	D	
2	総務省	独立行政法人通信総合研究所	A	43		独立行政法人日本貿易保険	D	
3		独立行政法人消防研究所	A	44		独立行政法人産業技術総合研究所	A	
4	財務省	独立行政法人酒類総合研究所	A	45		独立行政法人製品評価技術基盤機構	C	
5	文部科学省	独立行政法人国立特殊教育総合研究所	A	46	国土交通省	独立行政法人土木研究所	A	
6		独立行政法人大学入試センター	D	47		独立行政法人建築研究所	A	
7		独立行政法人国立オリンピック記念青少年総合センター	B	48		独立行政法人交通安全環境研究所	A	
8		独立行政法人国立女性教育会館	B	49		独立行政法人海上技術安全研究所	A	
9		独立行政法人国立青年の家	B	50		独立行政法人港湾空港技術研究所	A	
10		独立行政法人国立少年自然の家	B	51		独立行政法人電子航法研究所	A	
11		独立行政法人国立国語研究所	A	52		独立行政法人北海道開発土木研究所	A	
12		独立行政法人国立科学博物館	A	53		独立行政法人海技大学校	B	
13		独立行政法人物質・材料研究機構	A	54		独立行政法人航海訓練所	B	
14		独立行政法人防災科学技術研究所	A	55		独立行政法人海員学校	B	
15		独立行政法人航空宇宙技術研究所	A	56		独立行政法人航空大学校	B	
16		独立行政法人放射線医学総合研究所	A	57		環境省	独立行政法人国立環境研究所	A
17		独立行政法人国立美術館	B	平成14年4月移行				
18	独立行政法人国立博物館	B	58	内閣府	独立行政法人駐留軍等労働者労務管理機構	D		
19	独立行政法人文化財研究所	A	平成14年7月移行					
20	独立行政法人教員研修センター	B	平成14年7月移行					
21	独立行政法人国立健康・栄養研究所	A	59	国土交通省	自動車検査独立行政法人	C		
22	厚生労働省	独立行政法人産業安全研究所	A	平成15年4月移行				
23	独立行政法人産業医学総合研究所	A	60	総務省	独立行政法人統計センター	D		
24	農林水産省	独立行政法人農林水産消費技術センター	C	※ ◎は、非特定独立行政法人を示す				
25		独立行政法人種苗管理センター	D	※ この他、造幣局及び印刷局(病院を含む。)については、平成15年度前半に、国立大学、国立病院・療養所については、平成16年度に独立行政法人に移行				
26		独立行政法人家畜改良センター	D	※ A、B、C、Dは行政改革最終会議に示された機関分類を示す				
27		独立行政法人肥飼料検査所	C	A: 試験研究				
28		独立行政法人農薬検査所	C	B: 文教研修				
29		独立行政法人農業者大学校	B	C: 検査検定				
30		独立行政法人林木育種センター	D	D: 作業施設				
31		独立行政法人さけ・ます資源管理センター	D					
32		独立行政法人水産大学校	B					
33		独立行政法人農業技術研究機構	A					
34		独立行政法人農業生物資源研究所	A					
35		独立行政法人農業環境技術研究所	A					
36		独立行政法人農業工学研究所	A					
37		独立行政法人食品総合研究所	A					
38		独立行政法人国際農林水産業研究センター	A					
39		独立行政法人森林総合研究所	A					
40		独立行政法人水産総合研究センター	A					

エ 独立行政法人の役員及び職員の身分等

独立行政法人の役員及び職員の身分等は、次のとおりである。

なお、国の独立行政法人と一般の行政機関における職員の身分等の取扱いの比較についての詳細は巻末資料5（p104）を参照されたい。

独立行政法人の役員等の身分等

	特定独立行政法人	非特定独立行政法人
役員の種類	<ul style="list-style-type: none"> ・法人の長1人 ・監事は複数(そのうち1人は外部の者) ・業務の性質・規模等により、別に法令の定めるところにより、他の役員(理事等)を置くことができる。 	
任命権者等	<ul style="list-style-type: none"> ・法人の長及び監事は、主務大臣が指名し、任命する。 ・理事等の役員は、法人の長が任命する。 ・試験に基づかない自由任用、公募も可能。 	
任期	<ul style="list-style-type: none"> ・個別法令で定められている。 ・再任されることができる。 	
身分等	・特別職国家公務員	・非国家公務員
欠格条項	<ul style="list-style-type: none"> ・政府又は地方公共団体の職員（非常勤の者を除く）は、なることができない。 	
解任等	<ul style="list-style-type: none"> ・独立行政法人の役員（監事を除く）は、職務の執行が適当でないため当該独立行政法人の業務の実績が悪化した場合であって、その役員に引き続き当該職務を行わせることが適当でないとき、任命権者は、その役員を解任することができる。 平成11年12月22日の国家公務員法の改正により、「特定独立行政法人の役員」は国家公務員法上の特別職とされているため、「特定独立行政法人の役員」には、「国家公務員法第75条（身分保障）」の規定等は適用されない。 	
服務等	<ul style="list-style-type: none"> ・守秘義務 ・政治行為禁止 ・私企業からの隔離 ・離職後の営利企業への就職制限 	<ul style="list-style-type: none"> ・任命権者の承認のある場合を除き営利を目的とする団体の役員への就任及び自ら営利企業を営むことを禁止 ・刑法その他の罰則の適用について「みなし公務員規定」がある。
福利厚生等	<ul style="list-style-type: none"> ・基本的に、職員と同じ。ただし、国家公務員退職手当法は適用されない（雇用保険法も適用なし）。 	

独立行政法人の職員の身分等

	特定独立行政法人	非特定独立行政法人
職員の身分	一般職の国家公務員の身分をもつ。 (身分保障は、現業職員に係る国家公務員法の扱いと同じ)	国家公務員の身分をもたない。
採用等	<ul style="list-style-type: none"> ・任命は独立行政法人の長 ・採用は、従来の取り扱いと比して独立行政法人の長の判断により採用を行うことができる範囲を拡大 	任命、採用は独立行政法人の長
地位等	<ul style="list-style-type: none"> ・労働基本権は、団結権利及び団体交渉権（労働協約締結権を含む）並びに争議権の禁止については、国営企業労働関係法と同じ扱い。 	<ul style="list-style-type: none"> ・労働基本権は、民間企業と同じ扱い（争議権有り） ・労働基準法、労働組合法、労働関係調整法等の適用を受ける。

給与等	独立行政法人の長が支給基準を定め、主務大臣に届け出て、これを公表する。 (支給基準) ・一般職の国家公務員、民間企業の給与、業務の実績等を考慮	独立行政法人の長が支給基準を定め、主務大臣に届け出て、これを公表する。 (支給基準) ・業務の実績等を考慮	
服務及び懲戒	国家公務員法の服務及び懲戒に関する規定と同じ扱い。 ただし、兼業制限等の許可、職務専念義務の免除の承認の判断は、独立行政法人の長が行う。	服務及び懲戒は、独立行政法人の就業規則で定める。 ただし、業務の性質に応じ、秘密保持義務を法令で課す。 法令により、刑法その他の罰則の適用について、「みなし公務員」規定がある。	
福利厚生	医療及び年金	共済制度の適用	
	退職手当	国家公務員退職手当法の適用(雇用保険法の適用なし)	国家公務員退職手当法により維持されていた水準を尊重(期間通算を含む)して措置(雇用保険法の適用あり)
	災害補償	国家公務員災害補償法の適用	労働者災害補償保険法の適用
	宿舍使用	国家公務員宿舍制度を適用	
勤務評定	独立行政法人の長が、勤務評定の内容、手続等を定める。		
人事交流	退職手当、共済給付、災害補償、福利厚生等の取扱いについて、主務官庁等との人事交流の妨げとならないような措置を講じている。		
内部組織	役員に関するもの以外の内部組織は、 <u>独立行政法人の長が決定</u> し、その決定や変更・改廃は、主務大臣に報告 職員数は、 <u>法定定員制度の対象外</u> (ただし、毎年国会に実員報告を行う)	法人の長に委ねられている。	

オ 独立行政法人の財務・会計等

独立行政法人の財務・会計等の特徴は、次のとおりである。

財政的基盤	<ul style="list-style-type: none"> ・業務を確実に実施するために、必要な資本その他の財政的基盤を有しなくてはならず、その設立にあたり政府からの出資を受け入れることができる。 ・政府は、独立行政法人に、土地、建物等の現物出資をすることも可能である。 ・国有財産等の無償使用も可能である。 ・民間企業など、政府以外の者の出資を受けるためには、個別法令において、その旨及びその他必要な事項が規定される必要がある。
会計基準	<ul style="list-style-type: none"> ・独立行政法人の財政状態及び運営状態を明らかにすることを目的とするため、発生主義の考え方を導入している。 ・<u>企業会計原則を原則</u>としているが、公共的な性格を有し、利益の獲得を目的とせず、独立採算制を前提としない等の独立行政法人の特殊性を考慮して、必要な修正を加えたものとなっている(独立行政法人会計基準研究会(総務省)が「独立行政法人会計基準(H12.2)」及び「独立行政法人会計基準注解(H12.8)」を示している)
国の予算上の措置	<ul style="list-style-type: none"> ・<u>独立採算性を前提とするものではなく、主務大臣が予算要求を行って、運営費交付金及び施設費等を毎年度の予算措置の中で確実に手当する。</u> ・<u>運営費交付金は、「渡し切りの交付金」として措置し、款・項・目・節のような用途の内訳は特定しない。</u> ・運営費交付金を財源とする支出予算については、その執行にあたり、国の事前関与を受けず、予定の用途以外の用途に充てることができるほか、年度内に遣い残しが生じた場合であっても翌年度に繰り越すことができる。

国の予算上の措置	<ul style="list-style-type: none"> ・施設費等に係る経費は、運営費交付金とは別に措置される。 ・人件費は、一定のルールに基づき、運営費交付金の中で措置される。 ・寄付金・受託収入・手数料等は、特別の定めのあるものを除き、法人の収入に直接計上され、国の会計の歳入・歳出外で扱われる。
借入金、余裕金、重要な財産の処分等	<ul style="list-style-type: none"> ・短期借入れを行うことができるが、年度内償還を原則とし、やむを得ず年度を超える場合は、主務大臣の認可が必要となる。 ・長期借入金及び債権発行を行う場合には、個別法令において可能とする旨の規定を設けなければならない。 ・主務大臣が定めた安全資産に限り余裕金を運用することができる。 ・独立行政法人の重要な財産の処分については、原則として、中期計画に記載することにより可能となる。
利益剰余金等	<ul style="list-style-type: none"> ・毎事業年度、損益計算上の利益を生じた場合において、前事業年度から繰り越した損失の補填に充て、なお残余があるときは、その残余のうち、<u>主務大臣が独立行政法人の経営努力により生じたものとして認定する額については、あらかじめ中期計画に定める一時的な用途の範囲で使用できる。</u>
財務諸表の作成	<ul style="list-style-type: none"> ・毎事業年度、財務諸表（貸借対照表、損益計算書、キャッシュ・フロー計算書、利益の処分又は損失の処理に関する書類、行政サービス実施コスト計算書、附属明細書）を作成し、これに当該事業年度の決算報告書を添え、監事の意見を附して翌年度の6月30日までに、主務大臣に提出しなければならない。 ・主務大臣は、府省におかれる府省独立行政法人評価委員会（以下「府省評価委員会」という。）の意見を聴いて、財務諸表及び決算報告書の承認を行う。 ・主務大臣は、財務諸表及び決算報告書の承認後、財政担当大臣に通知する。
会計監査人による監査	<ul style="list-style-type: none"> ・資本金100億円以上の独立行政法人は、会計監査人による会計監査が義務付けられている。
税制等	<ul style="list-style-type: none"> ・国税については、独立行政法人への出資形態などその具体的内容に応じ、法人税法上の公共法人とする措置が講じられている。 ・独立行政法人に対する寄付金については、特定公益増進法人並みの扱いとする措置が講じられている。 ・地方税については、原則として国の機関と同様の非課税措置が講じられている。 ・従前、固定資産等所在市町村交付金の交付対象となっていた固定資産（行政財産の目的外使用のもの）に対してのみ、交付金に替わって固定資産税が課せられている。

カ 独立行政法人の運営

独立行政法人の運営上の特徴は次のとおりである。

業務	<ul style="list-style-type: none"> ・業務の開始の際、業務方法書（業務に関する基本的事項、業務の委託に関する基準、競争入札の等の契約に関する基本的な事項等について定めたもの）を作成し、主務大臣の認可を受けなければならない。 ・主務大臣は、府省評価委員会の意見を聴いて、業務方法書を認可する。
中期目標	<ul style="list-style-type: none"> ・主務大臣は、府省評価委員会の意見を聴いて、3年以上5年以内の期間内で、できる限り、数値により、独立行政法人が達成すべき業務運営に関する目標（以下「中期目標」という。）を定める。 ・中期目標に定めることとされている内容は、次のとおり。 <ul style="list-style-type: none"> 中期目標の期間 業務運営の効率化に関する事項 国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する事項 財務内容の改善に関する事項 その他業務運営に関する重要事項

<p>中期計画</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ <u>独立行政法人は、中期目標を達成するための計画（以下「中期計画」という。）を作成し、主務大臣の認可を受けなければならない。</u> ・ 中期計画に定めることとされている内容は、次のとおり <ul style="list-style-type: none"> 業務運営の効率化に関する目標を達成するためとすべき措置 国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する目標を達成するためとすべき措置 予算（人件費の見積もりを含む）収支計画及び資金計画 短期借入金の限度額 重要な財産を譲渡し、又は担保に供しようとするときは、その計画 剰余金の使途 その他業務運営に関する計画 ・ 主務大臣は、認可にあたり、府省評価委員会の意見を聴かなければならない。
<p>年度計画</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ <u>独立行政法人は、中期計画の期間中の各事業年度（4月1日から翌年3月31日）の業務運営に関し、中期計画の事項を年度ごとに具体化した年度計画を定め、主務大臣に届け出る。</u>
<p>中期計画期間中の業務運営の改善等の措置</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ 独立行政法人は、業務運営や役職員の処遇等に関して、府省評価委員会の評価結果を反映するように努め、年度計画や中期計画の策定に当たっては、府省評価委員会の結果を踏まえなければならない。 ・ <u>主務大臣は、府省評価委員会の評価結果を踏まえて中期目標の設定、中期計画の認可、独立行政法人の長等の人事を行い、任期途中の独立行政法人の長の交代等もありうる。</u> ・ 府省評価委員会は、独立行政法人の評価を行ったときは、その結果を総務省に置かれた政策評価・独立行政法人評価委員会（以下「政策評価委員会」という。）に対し、通知しなければならない。 ・ 政策評価委員会は、府省評価委員会の評価結果について、意見を述べることができる。
<p>中期計画終了の際の見直し</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ 主務大臣は、中期計画の終了の際に府省評価委員会の意見を聴いて、当該行政法人の業務を継続させる必要性、組織の在り方その他その組織及び業務の全般に渡る検討を行い、その結果を業務の継続、業務運営の方法（次期中期目標の設定、中期計画の認可等）組織の在り方、長等の人事等に反映させる所要の措置を講ずる。 ・ 政策評価独立行政法人評価委員会は、中期計画の終了時において、当該独立行政法人の主要な事務及び事業の改廃に関し、主務大臣に勧告することができる。

キ 独立行政法人の評価

独立行政法人の業務は、府省評価委員会と政策評価委員会により、評価が行われ、それぞれの評価委員会の業務内容は、次のとおりとなっている。

府省評価委員会（評価委員を外部有識者から主務大臣が任命）の業務内容

- | |
|--|
| <ul style="list-style-type: none"> ・ 主務大臣の業務方法書認可に当たっての意見 ・ 主務大臣の中期目標設定又は変更に当たっての意見 ・ 主務大臣の中期計画認可に当たっての意見 ・ 独立行政法人に対する業務運営の改善その他の勧告 ・ 主務大臣の中期目標の期間の終了時の組織及び業務の全般にわたる検討に当たっての意見 ・ 主務大臣の財務諸表の承認に当たっての意見 ・ 主務大臣の短期借入金の限度額を超える借入れ及び借り換えの認可に当たっての意見 ・ 主務大臣の重要な財産等の処分の認可に当たっての意見 ・ 主務大臣に対して、役員の報酬等の支給の基準が社会一般の情勢に適合しているものであるかどうかについての意見 |
|--|

政策評価委員会（評価委員を外部有識者から総務大臣が任命）の業務内容

- ・ 府省評価委員会の評価結果に関し、総務大臣を通じて、主務大臣に意見表明を行う。
- ・ 独立行政法人の主要な業務の改廃等の勧告を総務大臣を通じて、主務大臣に行う。
- ・ 独立行政法人に関する公表資料をとりまとめ、公表する（「独立行政法人に関する報告書」を毎年1回作成）。

ク 公表

独立行政法人は、次の事項を、官報等への公告、事務所における備え付け等により公表するとともに、電子媒体でアクセスすることが可能となるようにすることが義務付けられている。

業務の内容

法人の長による監事以外の役員の任命及び解任

業務方法書

中期目標

中期計画

年度計画

府省評価委員会による各事業年度に係る業務の実績に関する評価の結果

中期目標に係る事業報告書

役員の報酬等の支給の基準

職員の給与等の支給の基準

特定独立行政法人の職員の勤務時間等に関する規程

は独立行政法人の長が、 は主務大臣が、 は府省評価委員会が、他は、独立行政法人が公表主体である。

(4) 国の独立行政法人制度に期待される効果

国の独立行政法人制度の概要は、(3)で記載したとおりであり、その制度の最大の特徴は、独立行政法人に、可能な限り、人事権や予算執行権を付与して、国の事前統制を排除する一方で、国の定めた目標への達成度を事後評価し、その評価結果に基づいて、次期の独立行政法人の業務運営のあり方(法人の長の解任を含む)を決定するという事後統制を行うことにあるものと考えられるが、その制度に期待されている効果は次のとおりである。

図1-2 <独立行政法人制度導入で期待できる効果>

(中央省庁等改革推進本部事務局岡本信一著「独立行政法人の創設と運営」より)

弾力的な予算管理

独立行政法人制度では、国から交付される運営費交付金が、用途を特定しない「渡し切りの交付金」として弾力的・効果的に使用でき、また、独立行政法人の経営努力により生じた剰余金については、府省の独立行政法人評価委員会の意見を聴いて主務大臣が承認した額を、中期計画であらかじめ定めた用途に独立行政法人が使用できるようにされている。

弾力的・機動的な組織・人事管理

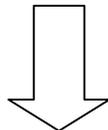
独立行政法人制度では、法令で定める基本的枠組みの範囲内で、独立行政法人が内部組織を決めることができる。

中期計画による明確な目標設定と評価による行政サービスの質の向上

独立行政法人制度では、中期的な達成目標である中期目標を主務大臣が定め、この目標を達成するための中期計画及び年度計画を独立行政法人が作成する仕組みとなっており、また、独立行政法人の業務実績について、各府省の独立行政法人評価委員会が評価し、その評価結果について、総務省の政策評価・独立行政法人評価委員会が意見を述べることとしている。

透明性の確保

独立行政法人制度では、行政運営の透明性を高める観点から、財務諸表、中期計画・年度計画、評価委員会の評価結果、監査結果、給与の支給基準などを公表することとしている。



インセンティブの向上

事前に「箸の上げ下げ」まで強く統制してしまうこれまでの行政組織等の運営を改め、自発的な効率化や質の向上を図るためのインセンティブアップが図れる。

2 地方独立行政法人制度の概要

(1) 地方独立行政法人制度の導入についての研究会

地方公共団体への独立行政法人制度の導入については、平成 12 年 12 月 1 日に閣議決定された「行政改革大綱」において、「国における独立行政法人化の実施状況等を踏まえて、独立行政法人制度についての地方への導入を検討すること」とされた。

これを受け、総務省が「地方独立行政法人制度の導入に関する研究会」を設け、平成 14 年 8 月 8 日に「地方独立行政法人制度の導入に関する研究会報告書」が総務省から発表された。

(2) 地方独立行政法人制度の導入に関する総務省研究会報告書の概要

ア 地方独立行政法人制度の導入の意義

平成 14 年 8 月 8 日に総務省から発表された「地方独立行政法人制度の導入に関する研究会報告書」(以下「総務省研究会報告書」という。)によると、次の観点から、独立行政法人制度を地方公共団体に導入することに意義があるものとされた。

地方公共団体の事務及び事業の自律的、効率的な実施を推進 厳格な評価システム等の整備により、行政運営の効率性・透明性を向上、地方行財政改革を推進 行政サービスの提供にあたり地方公共団体が機動的・戦略的に対応するためのツールを付与

イ 地方独立行政法人制度導入の主要な課題について

「総務省研究会報告書」は、地方独立行政法人制度の導入に際して、次のような主要な課題を提言している。

国と地方公共団体の制度上の相違に関する配慮が必要である。

- ・国の独立行政法人は、通則法及び個別法に基づき、設立されるが、地方独立行政法人の場合、法律で定める事項と地方公共団体の長及び議会の意思決定に委ねる事項との整理について慎重な検討が必要(使用料の設定等に対する議会関与のあり方をどうするか等)である。
- ・地方公共団体は、地方議会(条例や予算の議決等、国会と同様の機能のみならず、一定の重要な契約の締結等に関する議決や監査請求権等の執行機関の監視機能をもつ)や住民(住民監査請求等の監視機能をもつ)が国と異なる事前統制機能や監視機能をもっているこれらの機能の独立行政法人への係り方を検討する必要がある。

地方の具体的なニーズや業務量のまとまり等に留意しつつ、地方独立行政法人化する事務・事業の対象を何らかのかたちで限定して導入する必要がある。

具体的対象としては、

- ・公立大学、公立病院その他の地方公共団体が経営する企業、公設試験研究機関等が考えられる。
- ・国において独立行政法人に移行した機関(試験研究機関、検査検定機関、文教研修施設、作業施設)の事務・事業についても可能性のあるものとして検討が必要である。

地方独立行政法人の職員身分の類型（公務員型の類型を設けることの可否、設ける場合のその対象）について検討が必要である。

地方独立行政法人を複数の地方公共団体で共同設置する場合、地方公共団体が廃置分合となった際の当該地方公共団体が設立した地方独立行政法人の取扱いについて検討が必要である。

地方公共団体に現にある情報公開制度に地方独立行政法人を適用する場合の情報公開制度についての検討が必要である。

- ・地方公共団体においては、多くの団体で、情報公開条例を制定し、地方公共団体が保有する文書について情報公開請求ができるようになっており、地方独立行政法人が保有する文書についても、情報公開請求ができるようにするための制度設計が必要と考えられるが、情報公開請求に係る開示決定等に対し行政不服審査法による不服申立てがあった場合の諮問機関について、現にある情報公開条例で定める情報公開審査会（同一の諮問機関）として、問題がないか否かについての検討が必要である。

地方独立行政法人に実施させようとする事務・事業の実施主体が、個別法で「地方公共団体」と規定されている場合の法令の整備が必要である。

- ・地方公共団体の事務及び事業の執行については、多数の法令において、多数の定めがあり、各個別法で当該事務及び事業の実施主体を「地方公共団体」と規定している場合、地方独立行政法人自体は、「地方公共団体」とは別の法人格を有し、設立団体たる地方公共団体が、当該事務及び事業を実施しているとは言えないため、一定の事務及び事業について地方公共団体とは別の法人格を有する地方独立行政法人が行うこととすることに伴い、新たに所要の規定を通則的な法律に設けることが必要と考えられる。

ウ 地方独立行政法人の具体的制度設計

地方独立行政法人の具体的制度設計は次のとおりとして示されている（総務省HP「地方独立行政法人制度の導入に関する研究会報告書ポイント」より）。

表1-2 地方独立行政法人の具体的制度設計

1. 設立	法律に基づき地方公共団体の長及び議会による意思決定を想定
2. 役員の任免	地方独立行政法人の長及び監事は地方公共団体の長が任命 その他の役職員は地方独立行政法人の長が任命
3. 中期目標等	中期目標は地方公共団体の長が設定 中期計画は地方独立行政法人の長が作成し、地方公共団体の長が認可 年度計画は地方独立行政法人の長が作成し、地方公共団体の長に届出 中期目標、中期計画、年度計画いずれも公表
4. 業績評価	第三者機関として地方独立行政法人評価委員会（仮称）を設置し、厳格な業績評価を実施
5. 財務会計	企業会計原則が基本 透明性の向上、発生主義に基づく正しいコスト認識、弾力的・効率的な業務運営
6. 財務諸表	貸借対照表・損益計算書等の財務諸表は、毎事業年度終了後に地方公共団体の長に提出・承認
7. 財産処分等	重要な財産処分等を行うに当たっては、あらかじめ地方公共団体の長が認可

8. 借入等	短期借入金は中期計画で定められた限度額の範囲でのみ可 長期借入金等は原則禁止。事務・事業の性格に応じて、法律上、長期借入金等を行うための根拠規定を整備
9. その他	情報公開、報告聴取・違法行為等の是正など

以上の項目については、議会の議決との関係につき十分な検討が必要

エ 国の独立行政法人と地方独立行政法人の比較

「総務省研究会報告書」に基づき、国の独立行政法人と地方独立行政法人を比較すると巻末資料7（p111）のとおりとなる。

(3) 地方独立行政法人と公益法人等の比較

地方独立行政法人と地方公共団体、公益法人等を比較すると次のとおりとなる（「政策課題研究論文集（平成14年9月自治大学校編）」より）。

	地方独立行政法人	地方公共団体（直営）	地方3公社	公益法人	第3セクター
法人格	独立した法人格	地方公共団体	独立した法人格	独立した法人格	独立した法人格
予算議決	不要	必要	不要	不要	不要
独立採算原則	原則なし		あり	あり	あり
財源	地方公共団体からの運営費交付金等		地方公共団体からの委託料、補助金、事業(料金)収入等	地方公共団体からの委託料、補助金、事業(料金)収入等	地方公共団体からの委託料、補助金、事業(料金)収入等
中期目標、中期計画等	あり	なし	なし	なし	なし
会計制度	企業会計原則	官庁会計	公社会計基準	公益法人会計基準	企業会計原則
評価制度	あり(地方公共団体の長、議会によるチェック)	なし(議会によるチェック)	なし(議会によるチェック)	なし	なし(議会によるチェック)
組織の長	独立行政法人の長	地方公共団体の長	公社の長	法人の長	代表取締役
職員の身分	地方公務員又は非公務員	地方公務員	非公務員	非公務員	非公務員

第2章 国の独立行政法人の運営状況

本章では、独立行政法人に対して研究チームが行ったヒアリング調査及び独法化前後の組織の規模比較により、独立行政法人の運営実態を明らかにするとともに、総務省が公表した独立行政法人の平成13年度業務実績に関する評価の結果についての政策評価・独立行政法人評価委員会による「第1次意見」及び「第2次意見」をもとに、平成13年度評価の概要をまとめた。

1 独立行政法人に対するヒアリング調査

(1) ヒアリング実施の考え方

従来の行政組織・運営上の問題点を改善した新しい行政の形態として導入された独立行政法人制度であるが、果たして期待されたとおりの効果を上げているのか否か、実際の運営状況を把握するためにヒアリング調査を行った。

ア ヒアリングの方法

ヒアリングは研究チーム員を5つのグループに分け、平成13年4月に独立行政法人化した57法人の中から各グループが2法人ずつ（合計10法人）訪問して実施した。

なお、調査対象法人は、行政改革会議最終報告における4つの業務類型（A：試験研究、B：文教研修、C：検査検定、D：作業施設）を網羅するよう各業務類型から2法人（試験研究機関については法人数が多いため4法人）を所在地が近県にあるものから選定した。

業務類型	独立行政法人名	業務類型	独立行政法人名
試験研究	水産総合研究センター	文教研修	国立公文書館
〃	港湾空港技術研究所	検査検定	農林水産消費技術センター
〃	国立国語研究所	〃	製品評価技術基盤機構
〃	経済産業研究所（非公務員型）	作業施設	日本貿易保険（非公務員型）
文教研修	国立博物館	〃	大学入試センター

イ ヒアリング調査項目

調査項目は、独立行政法人制度の導入によりインセンティブの向上を図るための手段として説明される4つのメリット（弾力的・機動的な組織・人事管理、弾力的な予算管理、中期計画による明確な目標設定と評価による行政サービスの質の向上、透明性の確保）について、実際の状況を回答してもらうよう設定した。（調査票の様式は巻末資料9（p124）に掲載）

(2) ヒアリング結果の概要

ヒアリング結果をまとめると、独立行政法人の実態は概ね次のようなものであると考えられる。なお、サンプル数が少ないこともあり、業務類型の違いに起因すると考えられる顕著な差異は認められなかった。（調査の項目ごとの集計結果は巻末資料10（p128）に掲載）

ア 独立法人制度の運営実態

人事・組織

- ・ 多くの法人が本部組織の新設などの組織改編を行っているが、中期計画の中で期間中の人件費の総額が決まっているため、新設される本部に配置する職員については、各セクションの人員配置の見直しを行うなど、法人移行時の職員数の範囲内で対応している。また、実際に業務を行うセクションに権限を持たせるなどの試みを導入している。
- ・ 職員が国家公務員の身分を持つ法人（公務員型）が多いため、人事交流や職員の採用の状況は法人化以前と変わっていない。なお、職員が国家公務員の身分を持たない法人（非公務員型）も運用上、国への異動（国への復帰）が可能となっている。
- ・ 公務員型の法人は、国との人事交流を考慮し概ね国に準じた給与体系となっており、業務実績を給与に反映できる仕組みを作っているものの実際にはまだ機能していない。

予算制度

- ・ 予算要求は初年度（13年度）は従来どおりの積み上げ方式で行うものの、2年度目以降は決められた積算手法に従って行うようになり簡略化されている。なお、初年度の予算額は概ね横這いか独立行政法人への移行経費相当の増額となっている。
- ・ 企業会計の導入により事務量が増加したため、会計担当職員の増員や会計処理システムの導入により対応している。
- ・ 主な収入が使途の特定されない運営費交付金となり弾力的な運営が可能となったことを評価する法人が多かった。

中期目標・中期計画及び評価

- ・ 主務大臣が中期目標を定め、それに合わせて各法人が中期計画を作成することになっているが、現場の状況を見無視した目標を定めるわけにもいかないため、法人の実情に合わせて中期目標を定めているのが実態のようである。
- ・ 業務内容によっては客観的な目標設定（数値目標）が困難なものも多く、各法人とも中期目標・中期計画の作成には苦慮しているようである。このため実績の評価においても、法人によって様々な評価基準を採用しており、評価手法が確立されていない。

情報提供、透明性の確保

- ・ 独立行政法人通則法に定められている公表事項のほかにも積極的に情報提供を行い、法人の活動をPRしようとする姿勢が見受けられる。広報の方法としては、インターネットの普及を反映してほとんどの法人がホームページの活用を挙げている。

イ 独立行政法人制度導入の効果

ヒアリング結果から、各法人は独立行政法人化の効果を次のように評価していることが窺える。

独立行政法人化したことのメリット・デメリット

[メリット]

- ・ 予算科目に縛られない弾力的な予算運用が可能となった。
- ・ 法人の長の判断でできる事項が増大した。
- ・ 仕事の効率化やサービス面での職員の意識改革が図られた。
- ・ 国の予算制度の適用が無くなったため、年度当初に予定していなかった民間企業からの協賛を得た事業実施なども可能になり、外部資金が導入しやすくなった。

[デメリット]

- ・ 制度が変わり会計業務や労務関係業務が増大。
- ・ 評価のための事務作業の負担が大きい。
- ・ 国の機関でなくなったことが、対外折衝の支障となる。
- ・ 従来、直接行っていた各省庁との調整が主務省を通じてしかできなくなった。

制度導入の効果として評価している点、制度の仕組みと実態とのギャップを感じる点

[評価している点]

- ・ 中期計画、年度計画に記載された業務を達成しなければならないため、職員の目的意識が高まった。
- ・ 費用対効果を意識するようになった。
- ・ 状況の変化や顧客からの要望への対応が早くなった。

[制度の仕組みと実態とのギャップを感じる点]

- ・ 剰余金が出ても法人の財産とするには法人の経営努力により生じたものと証明する必要があるが、この証明が難しい。
- ・ 社会ニーズにより特定分野の事業が増加しても運営費交付金の急増が見込めないため、事業間の調整でやりくりせざるを得ない。
- ・ 企業会計など従来と異なる制度が導入され、職員の能力が追いついていかない。

今後改善すべき課題と感じている事項

- ・ 人件費が抑制されているが、事業拡大のために増員できるよう制度の検討が必要。
- ・ 評価手法の確立が必要。
- ・ 中期計画終了時に独立行政法人がどのような方向に進むのか見通しが立たない。
- ・ 国との間の契約や精算に関する事務の見直し。(国と別法人になったため国からの依頼研究に委託契約が必要となり事務量が增大。)

ウ まとめ

ヒアリング調査項目に対する回答の概要は上記のとおりであるが、調査の際に聴取した参考事項を勘案すると、独立行政法人制度導入により期待されている効果の実情は次のとおりである。

弾力的・機動的な組織・人事管理

- ・ 事業環境の変化に応じて内部組織の改編は柔軟かつ迅速に行えるようになった。
- ・ その一方で、国の人員削減方針を受け、中期計画の「期間中の人件費見積り」により運営費交付金で賄う人件費について事実上の枠がかけられ、このことが組織・人事管理の自立性を縛っている。
- ・ 大部分の法人が国家公務員の身分を有する公務員型となっており、国との人事交流が人事異動の中心となっていることから、職員の業務実績を反映した給与制度が生かし切れていない。

弾力的な予算管理

- ・ 弾力的な予算執行が可能となった点は、多くの法人が認めている。
- ・ 剰余金の取り扱いについて、黒字になればすべて剰余金として繰越が認められるわけではなく、「経営努力により生じた剰余金」の解釈について現場と主務官庁の間での混乱がある。

中期計画による明確な目標設定と評価による行政サービスの質の向上

- ・ 業務の内容によっては客観的な目標設定（数値目標など）が困難な場合が多く、結果的に評価も困難になっている。

透明性の確保

- ・ 各法人とも法令で定められた事項にとどまらず、ホームページを活用して法人の活動内容を紹介するなど、積極的な広報に努めている。

インセンティブの向上

- ・ 制度導入1年目ということで劇的な変化は期待しにくい、目標設定や業績評価により職員の緊張感が高まった、コスト意識が芽生えた、法人内部でポスト管理できることが職員のやるき向上につながっているなど積極的な効果を指摘する法人がある。
- ・ 反面、新制度に慣れるのに精一杯、評価に要する労力が多すぎる、独法化に際してもう少し教育が必要など、制度に否定的・懐疑的な意見も多かった。これらは、法人内部での十分な議論や対応の準備がないまま、短期間で制度が導入されたことによる面もあると思われる。
- ・ 法人の業務内容によって、弾力的な人事・予算管理などの独立行政法人化による恩恵をあまり受けない場合は、評価制度の導入や財務会計制度の変更など事務量の増大を大きな負担と感じるようである。このことから、独立行政法人化を検討するに当たっては、業務内容が法人化に適しているか否かを十分吟味することが必要と思われる。

2 独立行政法人化前後の規模比較

国の行政機関から独立行政法人への移行に際し、組織の規模がどのように変化したかを比較するため、職員数及び予算額の変化を調査した。

(1) 調査対象

表2-1及び表2-2は、平成13年4月に独立行政法人となった57法人の内、「全国試験研究機関名鑑(科学技術庁監修)」において、平成13年度の予算額(物件費及び人件費の額)が確認できた10法人について、平成9年度以降の予算額及び職員数の推移をまとめたものである。

(全国試験研究名鑑は隔年発行のため、職員数については隔年の数値しか把握できなかった。)

表2-1 独立行政法人化前後の予算額の推移 (単位:万円)

独立行政法人名	旧機関名	種別	9年度	10年度	11年度	12年度	13年度
1独立行政法人酒類総合研究所	醸造研究所	物件費	40,285	42,211	45,394	51,851	76,899
		人件費	33,854	34,554	34,749	33,689	62,451
		計	74,139	76,765	80,143	85,540	139,350
2独立行政法人国立健康・栄養研究所	国立健康・栄養研究所	物件費	16,254	16,402	16,223	16,201	34,409
		人件費	46,584	46,997	48,137	43,829	55,775
		計	62,838	63,399	64,360	60,030	90,184
3独立行政法人産業医学総合研究所	産業医学総合研究所	物件費	71,493	71,242	75,056	73,413	71,000
		人件費	66,453	68,914	63,468	62,916	88,700
		計	137,946	140,156	138,524	136,329	159,700
4独立行政法人家畜改良センター	家畜改良センター	物件費	287,900	286,700	287,700	349,100	288,700
		人件費	565,400	574,000	578,800	570,600	666,900
		計	853,300	860,700	866,500	919,700	955,600
5独立行政法人林木育種センター	林木育種センター	物件費	70,388	74,326	73,688	74,338	77,947
		人件費	105,076	109,477	109,606	144,307	130,432
		計	175,464	183,803	183,294	218,645	208,379
6独立行政法人農業工学研究所	農業工学研究所	物件費	87,540	88,380	104,195	119,334	89,615
		人件費	96,370	96,350	95,999	95,487	129,920
		計	183,910	184,730	200,194	214,821	219,535
7独立行政法人食品総合研究所	食品総合研究所	物件費	145,589	432,728	186,000	212,900	208,800
		人件費	116,636	122,213	122,800	117,300	119,700
		計	262,225	554,941	308,800	330,200	328,500
8独立行政法人産業技術総合研究所	工業技術院各研究所	物件費	2,798,182	3,032,477	4,090,000	4,010,000	3,970,000
		人件費	2,816,246	2,434,059	2,880,000	2,860,000	2,960,000
		計	5,614,428	5,466,536	6,970,000	6,870,000	6,930,000
9独立行政法人海上技術安全研究所	船舶技術研究所	物件費	112,023	109,324	116,236	181,552	325,722
		人件費	223,961	225,287	225,185	221,499	292,038
		計	335,984	334,611	341,421	403,051	617,760
10独立行政法人航海訓練所	航海訓練所	物件費	256,483	259,180	259,401	268,061	251,422
		人件費	416,118	416,656	421,569	410,845	489,754
		計	672,601	675,836	680,970	678,906	741,176
合計		物件費	3,886,137	4,412,970	5,253,893	5,356,750	5,394,514
		人件費	4,486,698	4,128,507	4,580,313	4,560,472	4,995,670
		計	8,372,835	8,541,477	9,834,206	9,917,222	10,390,184

「全国試験研究機関名鑑(科学技術庁監修)」より引用

表 2 - 2 独立行政法人化前後の職員数の推移

(単位：人)

独立行政法人名	旧機関名	9年度	11年度	13年度
1独立行政法人酒類総合研究所	醸造研究所	37	36	50
2独立行政法人国立健康・栄養研究所	国立健康・栄養研究所	45	45	44
3独立行政法人産業医学総合研究所	産業医学総合研究所	78	78	76
4独立行政法人家畜改良センター	家畜改良センター	983	966	946
5独立行政法人林木育種センター	林木育種センター	158	154	153
6独立行政法人農業工学研究所	農業工学研究所	116	115	133
7独立行政法人食品総合研究所	食品総合研究所	136	134	131
8独立行政法人産業技術総合研究所	工業技術院各研究所	3,096	3,075	3,242
9独立行政法人海上技術安全研究所	船舶技術研究所	251	246	232
10独立行政法人航海訓練所	航海訓練所	484	485	464
合計		5,384	5,334	5,471

「全国試験研究機関名鑑（科学技術庁監修）」より引用
独立行政法人の役員は、職員数に含まない。

(2) 考察

変化の様子を比較するため、それぞれ平成9年度の数値を100としてグラフに表すと図2-1及び図2-2のとおりとなるが、このグラフから次のことが考えられる。

ア 予算額の比較

- 図2-1を見ると平成11年度に物件費の大幅な伸びが認められるが、ヒアリング調査の結果、多くの法人が準備期間を2年間と回答していることから、独立行政法人への移行に伴う準備費用（不動産鑑定費用や会計処理システムの開発費用など）が含まれているものと考えられる。

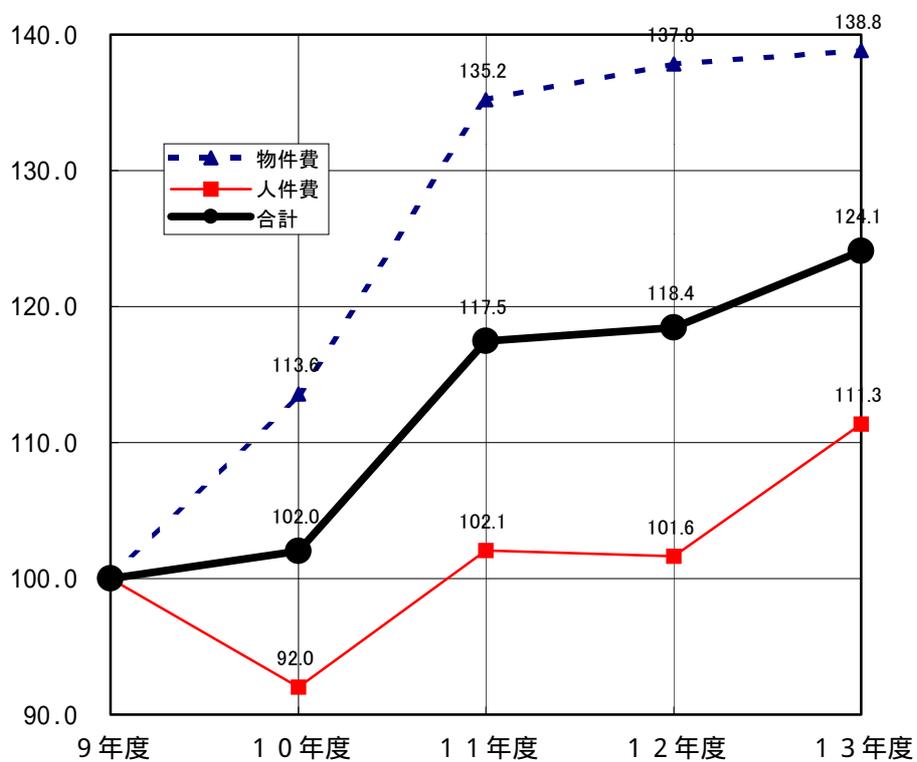
イ 職員数の比較

- 図2-2により法人化以前の平成11年度と法人化した後の平成13年度の職員数を比較すると、10法人中7法人で減少しているものの、増加が3法人あり特に酒類総合研究所や農業工学研究所では10ポイント以上の大幅な人員増が認められる。
このことから、独立行政法人化により国家公務員の定数管理の対象外にはなるものの、必ずしも人員削減が行われているわけではなく、独立行政法人化が人員削減に直結した制度ではないことがわかる。
- 図2-2では平成13年度の10法人の職員数の合計は11年度より2.5ポイントの増加であるが、図2-1の人件費を見ると9.2ポイントと大きく増加しているが、これは独立行政法人化により新たに法人の長や理事、監事といった役員が必要になるため、職員数の伸び以上に人件費が増加しているものと考えらる。

ウ まとめ

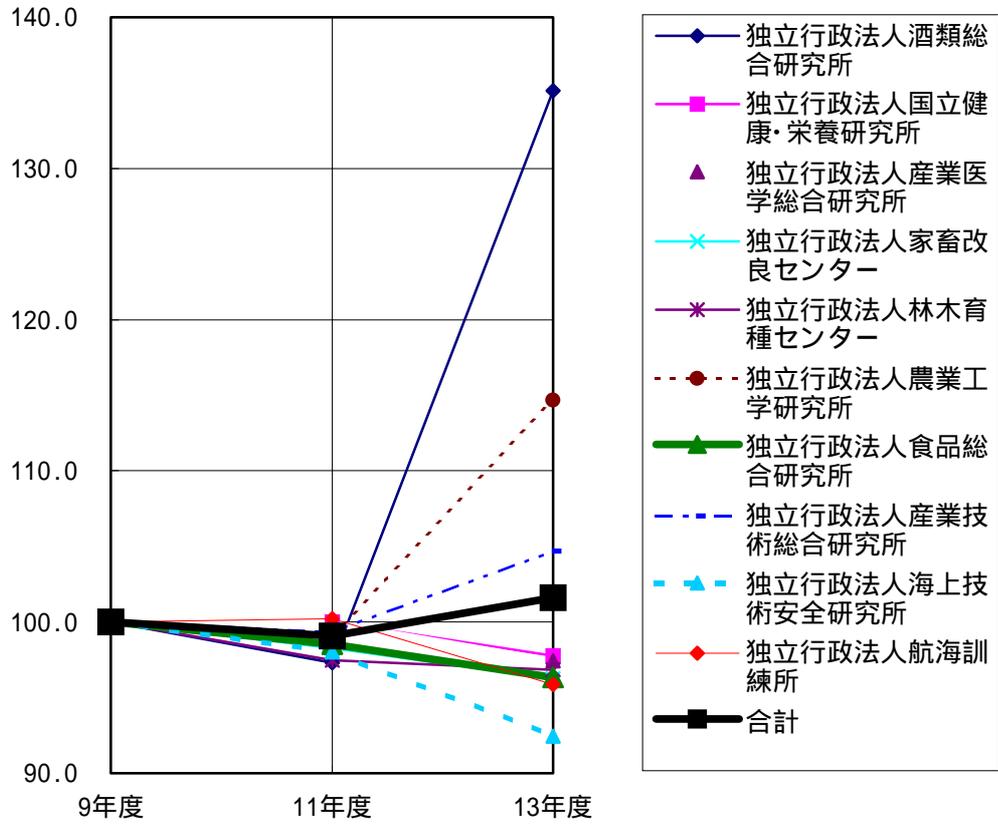
以上のことから、独立行政法人制度の導入を検討するに当たっては、この制度が必ずしもリストラに直結した制度でないばかりか、法人への移行準備期間及び移行後に新たな費用負担が必要になる（役員報酬、損害保険料、会計システム運営費、会計監査報酬、顧問弁護士報酬など）ことに留意する必要がある。

図2-1 独立行政法人化前後の予算額の推移(10法人合計)



平成9年度の予算額を100とする。

図2-2 独立行政法人化前後の職員数の推移(法人別)



平成9年度の職員数を100とする。

合計の11年度は 99.1、13年度は 101.6

3 独立行政法人の平成 13 年度業務実績に関する評価の結果についての政策評価・独立行政法人評価委員会の第 1 次及び第 2 次意見

(1) 独立行政法人の評価

第 1 章で述べたとおり、独立行政法人の業務実績は各府省が設置する「独立行政法人評価委員会」と総務省が設置する「政策評価・独立行政法人評価委員会」による 2 段階の評価を受けるシステムになっている。

[平成 13 年度評価の状況]		
平成 14 年 6 月末	各独立行政法人が業務実績報告書を提出	
平成 14 年 8 月～10 月	各府省の独立行政法人評価委員会が評価結果を取りまとめ	
	経済産業省独立行政法人評価委員会 (5 法人)	8 月上旬
	内閣府独立行政法人評価委員会 (1 法人)	9 月下旬
	環境省独立行政法人評価委員会 (1 法人)	9 月下旬
	財務省独立行政法人評価委員会 (1 法人)	9 月下旬
	国土交通省独立行政法人評価委員会 (11 法人)	9 月下旬
	総務省独立行政法人評価委員会 (2 法人)	9 月下旬
	厚生労働省独立行政法人評価委員会 (3 法人)	9 月下旬
	文部科学省独立行政法人評価委員会 (16 法人)	10 月上旬
	農林水産省独立行政法人評価委員会 (17 法人)	10 月下旬
平成 14 年 11 月 19 日	政策評価・独立行政法人評価委員会の第 1 次意見公表	
平成 14 年 12 月 26 日	政策評価・独立行政法人評価委員会の第 2 次意見公表	

(2) 第 1 次意見の概要

評価結果を可能なものから早期に法人の業務運営、予算、人事等に反映させるため、平成 15 年度予算の編成スケジュールを勘案し、平成 14 年 11 月 19 日付けで「第 1 次意見」としてとりまとめ公表したもので、各府省の独立行政法人評価委員会の評価結果について次のような指摘 (全 95 項目 (51 法人)) がなされている。

問題点、改善の余地等の指摘

ア 今後、有効な評価を行い得るようにする視点から、法人の年度計画や予算のあり方等に言及するもの： 10 項目 (9 法人)

- ・ 相当割合の予算未執行がある場合、以後の計画、予算に的確に反映し、各経費の執行状況を予算等と比較して適切に評価できるようにすること。
- ・ 実施すべき研究テーマ数等を盛り込んだ具体的な計画を作成し、それに沿った予算措置を行うことにより業務の進捗状況及び経費の執行状況を評価できるようにすることが必要。

イ 重要な観点や項目の付加の余地等を指摘するもの： 9 項目 (9 法人)

- ・ 個々の研究業務の進捗状況が年度評価の対象となっていないため、年度評価の見直しを検討すること。
- ・ 運営費交付金を充当せず自主財源により行う業務であっても業務全般の効率化について定量的に状況を把握して適切に評価を行うべきである。

ウ より厳格ないし突っ込んだ評価の余地を指摘するもの： 69項目（50法人）

- ・ 人件費の実績が年度計画を大きく上回っている法人については、人件費の執行状況や人件費比率を適切に把握して、厳格な評価を行うべきである。
- ・ 業務の重点化・効率化の方向性、顧客のニーズ等を反映という観点を重視して評価を行うべきである。
- ・ 地方組織を有する法人については、地方組織毎の業務、財務内容の分析を踏まえた評価を実施すべきである。
- ・ 外部委託に関する評価を行う場合には、外部に委託する場合と法人が直接実施する場合の人件費を含めた総コストとの比較等も行うべきである。

優れた評価事例の指摘

各府省の独立行政法人評価委員会における積極的な評価の取組みにつき、その一層の推進を要望するもの： 7項目（7法人）

- ・ 研究分野の選定にあたり他の研究機関で対応できない分野への重点化という方向性を示す形で評価が行われており、このような評価の取組は引き続き推進して欲しい。
- ・ 社会ニーズを踏まえ、定員、教育内容など制度設計について抜本的に見直す必要があるという方向性を示す形で評価が行われており、このような評価の取組は引き続き推進して欲しい。

（3） 第2次意見の概要

全政府レベルの評価委員会である政策評価・独立行政法人評価委員会が、独立行政法人制度発足後最初の評価であることに鑑み、評価の厳格性・信頼性の向上を図る上で各府省の評価委員会に共通的に求められる事項を「第2次意見」として取りまとめ、平成14年12月26日付けで公表したもので、各府省の評価委員会がそれぞれ評価を行うメリットを確保しつつ、政府全体として、重要な事項について適切な評価活動を確保し、今後の評価の信頼性を確保する上での共通の「評価活動準則」として機能するよう46項目の意見が述べられている。以下、その概要を記述する。

評価に関する基本的な事項について

独立行政法人の評価においては、目標・計画の明確性・具体性を確保し、当該目標・計画と業務の実績の対比による客観的かつ厳格な評価を、法人を取り巻く諸事情等を適切に考慮に入れた上で行うことが不可欠であり、これを通じてマネジメントの改善を含め中期目標期間中の法人の業務運営、予算、人事等の改善が適切に進められることが必要である。このため、各府省の評価委員会において次のような措置を講ずるべきである。

ア 評価の進め方

- ・ 網羅的な評価の実施
- ・ 政府の重点化方針等を考慮に入れた評価の実施
- ・ トップマネジメントの分析・評価の実施
- ・ 年度計画の実施状況の分析・評価の実施
- ・ 業務や施設ごとの分析・評価の実施の検討
- ・ 経年比較による分析・評価の実施
- ・ 年度途中における中間的な調査、分析等の実施の検討

イ 評価結果の反映に向けた措置

- ・ 業務の在り方等の方向を明確にする評価の実施
- ・ 評価結果を実効的に反映させるための評価方法の改善の検討
- ・ 評価結果を予算等に反映できる迅速な評価の実施
- ・ 評価結果の役職員給与、人事等への反映状況の評価の実施

ウ 適切な評価の基盤整備

- ・ 数段階評価の仕組みの実効性を高めるための検討
- ・ 目標・計画の一層の定量化・具体化の検討
- ・ 評価尺度として機能していない目標数値等の取扱いの検討
- ・ 業務の実績と継続的にかい離する計画の取扱いの検討
- ・ 評価に当たっての幅広い分野の専門家等の活用
- ・ 法人の長や理事からのヒアリングの積極的実施等の検討
- ・ 監事及び会計監査人の監査報告書・意見等の活用

国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する目標を達成するためとるべき措置の実施状況の評価について

独立行政法人に対する評価は、個々の事務・事業の特性にふさわしい評価手法によるとともに、事務・事業に対する顧客等のニーズ、サービスへの満足度や事務・事業のもたらす効果等の的確な把握に基づき、厳格な評価が行われることが必要である。このため、各府省の独立行政法人評価委員会は次のような措置を講ずるべきである。

- ・ 中期目標を達成するために行われるすべての業務の評価の実施
- ・ 利用者等のニーズや満足度を踏まえた評価の実施
- ・ 試験研究等の業務についての評価の実施
- ・ 評価に当たっての個別的留意点
 - a) 法人の業務の利用者、顧客等を対象としたニーズ、サービスへの満足度に関するアンケート調査の結果を活用する場合は、当該調査の母集団、標本数、標本抽出方法、調査方法、回収数等を確認し、それらを評価書に明記すること
 - b) 講義、課程、研修、講演、説明会等の業務の実績の評価を行うに当たっては、当該業務を企画立案した際に想定していた参加定員等（学校の場合は、学生定員）の達成状況を把握した評価を行うこと
 - c) 関係者の要望を受けて行う説明会の開催等要請などに基づき実施する個別業務の評価について、実際に要請等がなく業務の実績がなかった場合は、原則としてこれらの業務の実施状況等について評定は行わないものとする。ただし、要請等がなかったことにかんがみ、当該業務を今後どのように取り扱うか（業務の継続の可否等）という観点からの評価は行うこと
- ・ 突発的な業務の業務量等を考慮した評価の実施

予算、収支計画及び資金計画の実施状況等の評価について

独立行政法人の財務内容の評価に当たっては、運営費交付金を充当する業務とその他の業務の性格の違いに配慮し、このような財務運営の仕組みが、その制度趣旨に沿って適切に運用され、真にその効果を発揮しているかという観点や、各法人の財務内容について、できるだけ共通の視点から詳細な分析・評価を行うことができるような基盤を整備し、可能なものからこのような分析・評価を着実に行うことが必要である。このため、各府省の独立行政法人評価委員会は次のような措置を講ずるべきである。

- ・ 予算、収支計画及び資金計画と実績の対比による評価の実施
- ・ 還付消費税を財源とする積立金及び流動資産の状況の点検
- ・ 短期借入金の実績がなかった場合等の評定の取扱いの検討
- ・ 運営費交付金の執行状況等と計画、予算がかい離した場合の取扱いの検討
- ・ 運営費交付金が全額収益化されず運営費交付金債務として残された場合の分析
- ・ 運営費交付金の収益化方法の検討
- ・ 人件費予算の分析・評価の実施
- ・ 法人の努力による自己収入とそれ以外の自己収入を区分した評価の実施
- ・ 受託費の獲得実績等が予算上の目標値とかい離した場合の取扱いの検討

業務運営の効率化に関する目標を達成するため取るべき措置の実施状況の評価について

業務運営の効率化に係る評価については、個別具体の効率化のための措置の効果を可能な限り定量的に把握し、それが真に効果を挙げているか、法人全体の業務運営の効率化につながっているか等の観点から厳格に評価を行う必要がある。このため、各府省の独立行政法人評価委員会は次のような措置を講ずるべきである。

- ・ 節減目標の具体的な達成状況を定量的に把握した評価の実施
- ・ 単位当たりのコストの削減状況を具体的に把握した評価の実施
- ・ 効率化のための措置の実質的な効果に着眼した評価の実施
- ・ 業務全体の効率化の状況を考慮した評価の実施

人事に関する計画その他の計画の実施状況の評価について

業務の効率的・効果的な推進の観点から人事管理・組織管理についての評価や、施設・設備に関する計画の実施状況の評価を適切に行うことが必要である。このため、各府省の独立行政法人評価委員会は次のような措置を講ずるべきである。

- ・ 施設・設備に関する計画の実施状況の評価の実施
- ・ 中期目標の達成に向けた弾力的な組織・役職員数管理の観点からの評価の実施

総合的な評定について

総合的な評定は、中期計画に定める個別の項目の実施状況についての分析・評価の結果を考慮して、適切に実施されるとともに、その評定の根拠、理由等が分かりやすいかたちで明記される必要がある。このため、各府省の独立行政法人評価委員会は次のような措置を講ずるべきである。

- ・ 評点、ウエイト、各段階の評価と評点との対応関係等の明示
- ・ 経年的な比較を可能とする総合的な評定の記述

評価の結果の公表について

独立行政法人は、政策実施機能に係る一定の事務・事業を担う法人として、特別の法律上の地位が与えられているものであることから、その業務及び財務の実績並びにその評価結果は、国民にできるだけ分かりやすく取りまとめられ、公表される必要がある。このため、各府省の独立行政法人評価委員会は次のような措置を講ずるべきである。

- ・ 目標、計画、実績と評価結果を対応させたかたちでの公表
- ・ 網羅的な分析・評価が行われたことが明らかになるかたちでの公表
- ・ 複数の実績から分析・評価結果を導き出した理由等の明記
- ・ 評価基準に外れたかたちで評価を行った場合の理由等の明記
- ・ 指標を当てはめた結果とは異なる分析・評価結果となった場合の理由の明記
- ・ 法人による自己評価の結果参考にした場合の当該結果の活用方法等の明記

第3章 地方独立行政法人制度の神奈川県 機関への適用（試行）

本章では、神奈川県機関の地方独法化への適用を検討するにあたり、どのような県機関が地方独法化の対象となるのかを推し測るため、国の独法に準じて県機関を類型化した。

また、「本研究チーム員の所属である」、「国の類似機関が既に独立行政法人に移行している」、「独立行政法人化を検討するためのデータが揃っている」という理由から、県試験研究機関及び博物館等の文教施設を題材に「県機関が独立行政法人化した場合に、機関が抱えている課題がどのように改善されるかについての検討」、「県機関と類似の国独立行政法人との規模等の比較」、「県機関が地方行政法人に移行した際に生じる経費の試算」を検討した。

さらに、地方独法のメリット・効果を引き上げる方策として、複数の機関を統合し、スケールメリットを上げたうえで地方独法化を行う組織のイメージを示し検討を行った。

1 神奈川県機関の類型区分について

神奈川県機関の地方独法化を検討するにあたり、どのような県機関が地方独法化の対象となりうるのかを推し測るため、実際に独法化している国の4類型（「試験研究」、「文教研修」、「検査検定」、「作業施設」）を県機関にあてはめ分類し、この中から抽出した県機関について、具体的なシミュレーションを実施することとした。

また、この4類型に属しない機関についても、「その他分類」として「医療施設」、「福祉施設」、「行政事務」に区分した。

その結果、「国の分類」に区分した県機関は45機関、「その他分類」に区分した県機関は28機関となった。

なお、主な県機関の状況については表3-1のとおりであるが、分類に併せて、事務事業の実施主体が地方公共団体となっている施設については、関係法令の改正が必要と考えられるため、設置根拠法令を明記した。

表 3 - 1 類型区分表の例

所管部局	機 関 名 等	国の分類				その他分類			設置根拠法令
		試 験 研 究	文 教 研 修	検 査 検 定	作 業 施 設	医 療 施 設	福 祉 施 設	行 政 事 務	
総務部	自治総合研究センター								
総務部	県税事務所								
防災局	総合防災センター・消防学校								消防組織法
県民部	公文書館								公文書館法
県民部	パスポートセンター								
県民部	青少年総合研修センター								
環 境 農政部	水産総合研究所								
衛生部	保健福祉事務所								社会福祉法、地域保健法
衛生部	食肉衛生検査所								と畜場法、食品衛生法等
商 工 労働部	産業技術総合研究所								
県 土 整備部	土木事務所・治水事務所								
教 育 委員会	県立図書館								図書館法
教 育 委員会	歴史博物館								博物館法
教 育 委員会	外語短期大学								学校教育法
合 計		7	28	6	4	3	4	21	25

* 設置根拠法令とは、原則として県の行政組織規則及び個別設置条例、個別設置規則から確認できたものを掲載した。

：分類が2つにまたがるもののうちその主たるもの。

* 大学は文教施設に含める。

* 全機関の類型区分については巻末資料 11 (p132) を参照

2 本県における地方独立行政法人化適用の検討

前述で類型区分した県機関のうち、特に「本研究チーム員が所属している機関である」、「国の類似機関が既に独法に移行している」、「地方独法化を検討するためのデータが揃っている」という理由から、「県試験研究機関」と「博物館等の文教施設」を題材に、

- ・ 地方独法化した場合に、機関が抱えている課題がどのように改善されるかについての検討
- ・ 県機関と独法との規模等の比較
- ・ 県機関が独法に移行した際に生じる経費の試算を行った。

(1) 県試験研究機関における課題改善効果の検討

ア 検討の視点

県試験研究機関を例として、機関が抱える具体的な課題に対して、地方独法化することによりどのように改善されるのか検討を行った。

公式に示されている課題として、平成13年度に神奈川県が実施した神奈川県試験研究機関(環境科学センター、農業総合研究所、衛生研究所、産業技術総合研究所)の機関評価で指摘された課題(表3-2左欄参照)を題材とした。機関評価は、県試験研究機関の地方独法化を想定した評価ではないが、機関が抱える課題を抽出し、その改善策を検討するという思考のアプローチは、地方独法化の検討に役立つと考えた。

表3-2は、「神奈川県試験研究機関の機関評価への対応について」(県科学技術振興課記者発表資料 平成14年4月11日)を基にその概要をまとめたもので、各試験研究機関が「県の機関」として、外部評価委員からの提言に対する対応を示したものであるが、現行制度上での改善策と対比することにより、地方独法化の改善効果が理解しやすくなるため、これを題材とした。

イ 検討結果

ここでは、県試験研究機関の抱える課題の共通的・横断的事項(機関評価結果のうち、各試験研究機関に共通すると思われる事項、また、全ての機関には当てはまらないものの、横断的に対応した方が良いと思われる事項)についての検討結果を示す。

地方独法化により初めて改善が期待できるのは「外部資金・受託研究の受け入れの改善」、「予算制度の柔軟な仕組みの検討」であり、「トップマネジメント能力の向上」、「多様な人材の確保及び年齢バランスの是正」については、より高い改善効果が期待できる一方、「人材育成の強化」や「外部機関との連携と共同研究の拡充」は、実施上の考え方の問題であり、地方独法化とは直接関係のない性格のものであるという結果になった。

なお、各県試験研究機関の改善効果の検討結果については、巻末資料12(p134)を参照。

表3-2 県試験研究機関の改善効果の検討結果（共通的・横断的事項）

	機関評価で指摘された課題		地方独立行政法人化による改善の効果		（参考） 機関評価で指摘された課題に対する県の機関としての対応の方向性
	項目	内容	評価	改善の内容・理由	
1	【組織運営】 県試験研究機関の使命・役割の再点検	・「試験場から研究所」をスローガンに研究機能の強化・高度化を目指してきたが、現在、その考え方が県民ニーズに合っているかは疑問視される。		中期目標・中期計画・年度計画の策定及び評価並びに評価結果の反映、という目標管理型の組織運営により、常に機関の使命、役割の点検が行われ、随時の修正が可能となるが、現行制度においても改善は可能である。	・「地域に密着し、県民に開かれた機関」への転換を目指す。 ・県民ニーズ等に直結した分野に重点をおいた試験・開発研究、技術支援等を推進 ・使命や役割にあった機関運営がなされているか、絶えずチェックしていく。
2	トップマネジメント能力の向上	・リーダーシップを持つ管理職の存在が不可欠		組織、予算、人事等の機関運営全般に渡って、法人の自主性、自律性が発揮しやすい仕組みになる。	・管理職がマネジメント能力をより一層発揮できるよう、研究環境・組織体制づくりを進める。 ・所長のステータスの向上と責任の明確化を図ることなどを検討。
3	【予算】 外部資金・受託研究の受け入れの改善 予算制度の柔軟な仕組みの検討	・国、民間からの外部資金等の導入や受託研究の受け入れを積極的に検討する必要がある。 ・予算制度の柔軟な仕組みを検討する必要がある。		中期計画の範囲内では法人の長の判断により、予算の編成、執行が可能となるため、外部資金の時機に応じた受け入れが可能になる。	・外部資金の導入に努める。 ・受託研究等を柔軟かつ迅速に受け入れるための方策を検討 ・柔軟な予算編成や予算の弾力的運用について検討
4	【人材】 多様な人材の確保及び年齢バランスの是正	・任期付任用、パートやアルバイトなど多様な雇用形態を含めて人材確保を図るべき ・研究者の年齢構成が中高年齢層に偏するなどバランスが悪く、研究活動の活性化と技術の継承に問題がある。		法人の長の判断において、多様な形態の職員雇用が可能となる。	・任期付き任用制度について、積極的な活用を図る。 ・幅広い層からの多様な雇用・協力形態による人材確保について検討 ・多様な形態により人材の確保を図ることを検討
5	人材育成の強化	・外部と共同で実施するプロジェクト研究のためのマネジメント、政策提言の能力のある人材、ブレークスルー（従来の枠を越えた現状打破）できる人材育成が必要		（実施上の考え方の問題であり、制度上の課題ではない。）	・事業現場の必要としているものを体験し実地に活かしていく能力の向上を図る。 ・外部との連携、共同研究や異分野との交流を図る。 ・研究発表の機会拡充を図るための方策を検討。
6	【連携・情報発信】 外部機関との連携と共同研究の拡充	・外部との共同研究を積極的に実施することが重要であり、同じ役割を持つ調査研究機関や大学等との連携や役割分担を明確にするとともに、他の都道府県の試験研究機関との連携、国研を含んだ研究ネットワークの構築を進めることが必要		（実施上の考え方の問題であり、制度上の課題ではない。）	・他の研究機関、大学、自治体等との情報交換や連携を積極的に行う。 ・県民ニーズに直結した課題解決のため、ニーズの把握に努め、産学公の共同研究の拡充を図る。
7	積極的な広報・情報提供と研究成果の活用	・各機関の存在意義が県民に認知されるような努力が必要であり、一般県民向けの分かりやすい情報提供・宣伝の方法を検討する必要がある。		機関としての業績の評価を受けるにあたり、成果の活用状況（周知の度合い）ということが重要となり、そのため幅広いPRが必要となるため、PRのインセンティブが働く。	・広報担当者の能力の向上を図る。 ・分かりやすく興味深い内容の広報事業を展開

「独立行政法人化による改善の効果」の検討の基準

- ：独立行政法人化になり初めて改善が可能となる。
- ：独立行政法人化により改善が可能となる、または、より高い改善効果が期待できる。（「評価結果に対する対応の方向性」と比較して、より高い改善効果が期待できる。）
- ：独立行政法人化により改善が期待できるが、独立行政法人制度に限られた改善内容ではない。（「評価結果に対する対応の方向性」と比較して、同程度の改善効果である。）
- ：課題の内容が、独立行政法人化とは直接関係のない性格のものである。

(2) 国の独立行政法人と類似県機関との規模等の比較

ここでは、独法化されている組織と同じ類型区分とされている県の組織が、国と同様に地方独法化できるか検討を行うため、例として「県水産総合研究所」、「県産業技術総合研究所」、「県立歴史博物館」を取り上げ、人員、予算等の規模、設立目的等の対比を行うこととした。

なお、詳細な比較については、巻末資料 13 (p 142) を参照されたい。

ア 比較の結果

(ア) 独立行政法人水産総合研究センターと神奈川県水産総合研究所との比較

- 独立行政法人水産総合研究センター
主に国の施策として「国民にいかに水産物の供給を行うか」という食料供給の観点についての研究を行う。
- 県水産総合研究所
水総研の研究の目的は、県内水産業の産業促進であり、研究成果は県内漁業関係者に直接利用されるものが多い。

	独立行政法人 水産総合研究センター※1	神奈川県水産総合研究所※2
職員数	783 名	86 名
研究員数	389 名	38 名
行政職員	394 名	48 名
予算	16,191 百万円(平成 14 年度中期計画)	330 百万円(人件費除く)
研究費	1,325 百万円	104 百万円
一般管理費	2,200 百万円	218 百万円
人件費	7,542 百万円(平成 14 年中期計画)	797 百万円
土地面積	419,443 m ²	43,944 m ²
建物延面積	89,757 m ²	14,654 m ²

- 1 独法水産総合研究センター中期計画、平成 14 年度年度計画、全国試験研究機関名鑑 (LATTICE)
- 2 機関評価実施報告書 水産総合研究所 平成 14 年 8 月

(イ) 独立行政法人産業技術総合研究所と神奈川県産業技術総合研究所との比較

- 独立行政法人産業技術総合研究所
国の施策に基づく科学技術に関する研究開発を目的とした機関
- 県産業技術総合研究所
神奈川県内の中小企業の技術支援を主たる目的とした機関であり、研究員の業務は研究のみならず依頼試験、技術相談等多岐にわたる。

名称	独立行政法人産業技術総合研究所※1	神奈川県産業技術総合研究所※2
職員数	3,194 名	174 名
常勤役員	12 名	0 名
研究員数	2,447 名	143 名
行政職員	735 名	31 名
予算	89,132 百万円	2,740 百万円
研究費	37,306 百万円	693 百万円
一般管理費	14,409 百万円	362 百万円
人件費	37,417 百万円	1,498 百万円
土地面積	2,399,536m ²	32,415m ²
建物延面積	650,014m ²	35,612m ²

- 1 独立行政法人産業技術総合研究所・平成 14 年度年度計画 全国試験研究機関名鑑 (LATTICE)
- 2 神奈川県産業技術総合研究所・平成 13 年度業務報告 / 平成 14 年度事業のあらまし

(ウ) 独立行政法人国立博物館と神奈川県立歴史博物館との比較

- ・ 国立博物館
日本文化を国内外に広めるという役割を担う。
- ・ 県歴史博物館
地域博物館として神奈川の歴史と文化を広める役割を持つ。

名称	独立行政法人国立博物館※1	神奈川県立歴史博物館※2
職員数	210名	36名
常勤役員	4名	0名
研究員数	81名	18名
行政職員	125名	18名
予算	5,180百万円(年度当初予算)	213百万円(平成13年度:人件費除く)
研究費	1,761百万円	44百万円 ※3
一般管理費	1,441百万円	169百万円 ※4
人件費	1,971百万円	325百万円 ※5
土地面積	233,261 m ²	4,161 m ²
建物延面積	104,005 m ²	10,565 m ²

- 1 独法国立博物館中期計画、平成13年度年度計画、全国試験研究機関名鑑(LATTICE)
- 2 『平成13年度 神奈川県立歴史博物館年報』平成14年12月、『01年 職員名簿』による
- 3 研究費は展示・調査研究・資料整備学習支援・県立機関活用講座開催の各事業費合算
- 4 一般管理費は維持運営費・情報システム整備費の合算。
- 5 平成13年1月1日より12月31日までの人件費

イ 検討結果

県機関と類似の独法との比較で次のことが明らかになった。

- ・ 職員数と人件費、予算ともに独法と県機関では比較にならない程の差があり、現在の県機関の人員、予算規模で、地方独法のメリットとして挙げられている弾力的な予算、組織・人材の活用面などの効果が最大限に発揮できるかどうか疑問が残る。
- ・ また、独法と県機関では、独法は純粋な研究等に特化しているのに対して、県機関では、県民の利益のための施策の研究を行うとともに、試験などの作業施設的な活動も行っており、業務の内容にも差がある。
- ・ 県機関が独法と類似しているとはいっても、そのまま地方独法化できるかどうかは、規模、設立の目的等を個別に検討しなければならないことが想定された。

(3) 県機関における地方独立行政法人化経費の試算

独法へのヒアリング調査や「第2章の2 独立行政法人化前後の規模比較」でも明らかのように、独法化には様々なコストがかかることが明らかとなっている。また、会計システムなど組織の規模の大小にかかわらず一定額の支出が見込まれる経費もあることから、導入の是非の検討にあたってはコストの試算を行い、地方独立行政法人化前後の増減を比較検討することが必要である。

そこで、国独法における初期投資・運用経費の増の要素を参考にし、県水総研を題材に地方独立行政法人化した際の費用を試算した。

ア 試算

独法における初期投資・ランニングコストの増の主要素を、独法からの聞き取りや会計法人から得た情報等を参考にして、県水産総合研究所を例として、地方独立行政法人化のコストの試算を行った。

表3-3 地方独立行政法人設立時に必要な経費

項目	費用	備考
1 独法会計基本システム	20,000 千円	システム導入の考え方による。独法等と同じような仕様を導入するとして試算
2 独法資産等管理システム		
3 会計基本システム及び資産等管理システム導入経費		
4 会計システム用PC	600 千円	平均的なPC 200 千円×3 台
5 ファームバンキング導入経費 1	80 千円	ある銀行の例：契約金 40 千円、導入サポート 40 千円（1 回）
6 不動産鑑定評価	約 4,000 千円	(2)
7 土地測量、建物登記	3,900 千円	水総研とほぼ同じ広さ 40,000 m ² の測量だけで 3,900 千円の事例あり
8 簡易パンフレット封筒作成、看板、案内板作成	1,000 千円	
計		29,580 千円 30,000 千円

1 ファームバンキング：コンピュータと通信回線を使って、企業から銀行などの金融機関のサービスを利用すること。手数料が窓口よりも安く、支店に出向かずにサービスを利用できる。

2 土地の鑑定料について

・神奈川県県有財産表（平成 13 年 3 月 31 日現在）総務部財産管理課

・平成 8 年 4 月 1 日付け中央用対発第 3 号「公共工事に係る不動産鑑定報酬基準について」

表3-4 地方独立行政法人設立後に経常的に必要な経費

項目	費用	備考		
1 顧問弁護士料	600 千円	(3)		
2 会計監査報酬	12,000 千円	(3)		
3 ファームバンキング運用経費	3,600 千円	月額 300 千円×12 ヶ月+従量料金		
4 広報費	1,000 千円			
5 企業会計システム開発、運営費	20,000 千円	表3-3の1~3と同様。		
6 産業医嘱託費	600 千円	月額 50 千円×12 ヶ月+出務手当+健康診断		
7 給与計算委託料	1,900 千円	(4)		
8 船の保険料 (5)		現行保険額 (円)	移行後 (円)	
	江ノ島丸 (99t)	(67,235 円)	275,660	342,895
	うしお (19t)	(30,380 円)	85,120	115,500
計		39,797,615 40,000 千円		

3 実在する独法を参考

4 常勤+非常勤=107名(平成14年度)基本料40000+(107人×1000円×(12ヶ月+初期設定2ヶ月分))+年末調整3000円×107人=1,859,000円(年間:初年度)県内業者の見積もり例

5 独法の考え方に準じて算定を行った(第5種条件、PI保険補填額が5億円)

イ 検討結果

以上のことから、県水総研の場合、導入には30,000千円、設立後の経費としては40,000千円程度、従来よりも多くコストがかかると考えられた。このうち、会計システムに係る部分については、導入時の考え方によって値段の差が相当生じるが、その分を除いて考えても10,000~20,000千円程度は経費の増が見込まれる。

また、精査することで、さらに新たな項目が出てくることが予想されるが、上記項目以外に、法人の長や理事、監事などの報酬も新たなコストとして加わってくる。

独法水研の場合、理事長、理事、監事（非常勤）の役員5名分の報酬額は、平成13年度決算で45,478千円。

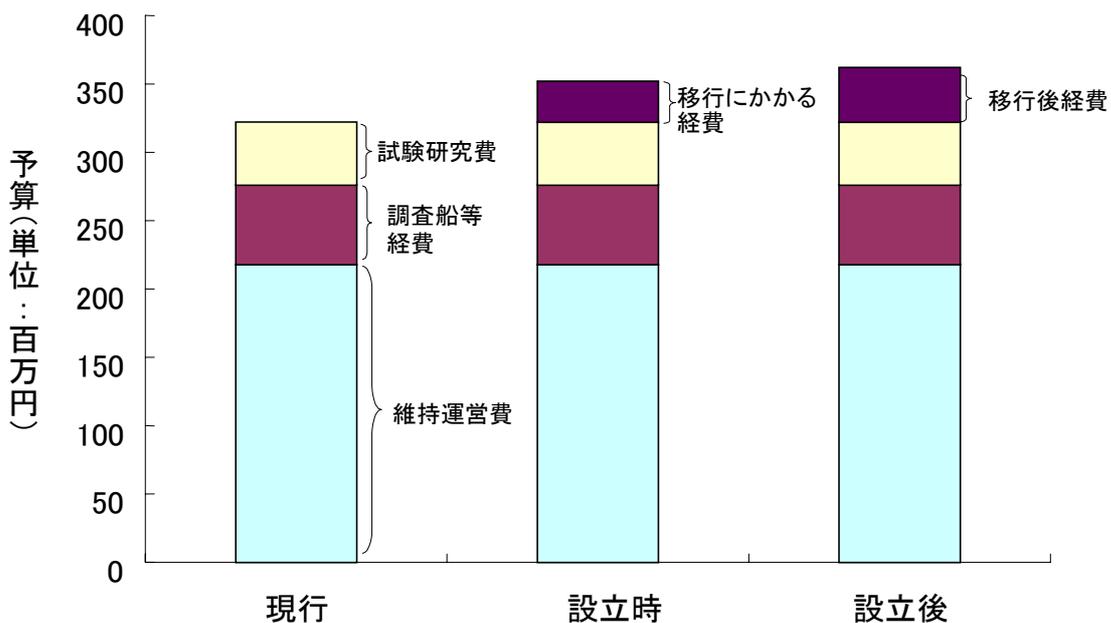
独法水研の役員報酬規定における常勤役員の報酬月額は次のとおり。

- ・ 理事長 917,000 円
- ・ 理事 1 854,000 円
- ・ 理事 2 793,000 円
- ・ 監 事 713,000 円

図3-1に維持運営費及び研究費（試験研究費+調査船等経費）及び移行時、移行後に係る経費について示した。

平成13年度の研究費104,028千円のうち、調査船等経費58,158千円を除いた純粋な試験研究費は45,875千円であり（機関評価資料より）移行に係る経費あるいは移行後経年的に係る経費はこの試験研究費に匹敵しており、過大なものと言える。また、これは目に見える経費だけであり中期計画、年度計画策定や評価資料作成などに係る人的作業などの費用等も十分考慮する必要がある。

図3-1 県水産総合研究所における地方独法化に係る経費の試算



(4) まとめ

以上の検討結果や前章までの内容などから、県機関の地方独法化への適用については、次のようなメリット・デメリットが明らかとなった。

人事・組織

メリット	<ul style="list-style-type: none"> ・法人の長の判断で状況に応じた多様な形態の雇用が可能になる。 ・法人の長の判断で業務量等に応じた人員配置が可能となる。 ・県から新たに独立した機関として自律し、法人の長がマネジメント能力を発揮することにより、組織の活性化が期待できる。
デメリット	<ul style="list-style-type: none"> ・県機関が地方独法化することにより、今まで本庁から各機関へ依頼していた業務等は、原則契約に基づいて行われることから、契約以外の突発的な業務依頼は、その業務に係る予算手当てや新たな契約をしないと対応できなくなることが想定される。 ・法人の長の判断で、業務が採算性のある特定の分野に片寄り、不採算であっても実行しなければならないものが除外されることが想定される。 ・県機関が地方独法化することは、県（役所）でなくなることを示す。このことは、例えば、「毎年実施している公的調査等について協力が得られ難くなる」等の公的機関でなくなることへの業務への影響が懸念される。

予算・経費

メリット	<ul style="list-style-type: none"> ・予算科目に縛られない弾力的な予算運用が可能になる。 ・剰余金の繰越及び次年度での活用が可能となる。() ・県機関では、外部資金を導入する際には、予算計上など、時間や手続きなどの手間がかかり即座に対応できなかったが、地方独法では、スムーズにかつ、枠の制限もなく外部資金を導入することが可能となる。
デメリット	<ul style="list-style-type: none"> ・地方独法設立時に独法会計システム等のシステムや不動産鑑定評価料などの経費が生じる。 ・地方独法への移行により、民間企業並みと同様の扱いとなることから、顧問弁護士料、監査報酬、損害保険料等の新たなランニングコストが必要となる。

- () 独法の場合、剰余金が生じても、その発生事由が法人の自己努力によるものであることを証明しなければ次年度以降での活用が認められず、この取扱いについて、独法と主務官庁で見解の相違が生じている。地方独法の場合も、剰余金の取扱いについて、あらかじめルールを取り決めるなどの対応が必要と考えられる。

目標設定と評価

メリット	<ul style="list-style-type: none"> ・目標管理型の組織運営により、常に機関の使命、役割の点検が行われ、随時の修正が可能になる。
デメリット	<ul style="list-style-type: none"> ・定量評価がなじまない業務の評価手法が確立されていない。() ・評価手法等を事前に検討しておかないと、毎年度の評価事務に多大な時間と作業を要することが想定される。

- () 評価については、定量的な評価がなじまない分野の業務は評価手法が確立されていない。例えば、博物館等の展示等の業績評価は、入場者人数のみの定量評価ではなじまないものもあり、これについて客観性、定量性の確保が必要となる。また、「地方独立行政法人の業績が、どのように県の施策に反映されたのか」、その結果「どれだけ県民ニーズ、地域ニーズに応えることが出来たのか」等についても評価の対象とする必要がある。従って、地方独法の業績評価と県の政策評価とセットで実施するなどの工夫が必要になる。

透明性の確保

メリット	・目標の設定、取組結果、外部委員による評価を広くホームページ等で県民に公表することにより、県民に対しての透明性が確保される。
------	--

総 合

メリット	<ul style="list-style-type: none">・法人の長の判断で、状況に応じた弾力的かつ機動的な予算の活用や組織・人事の配置が可能となり、行政サービスの質の向上を図ることが期待できる。・毎年度の評価が義務付けられており、目標管理型の組織運営が可能となる。・職員にコスト意識が生まれ、効率的かつ効果的な業務改善を目指すことが期待できる。
デメリット	<ul style="list-style-type: none">・県機関を地方独法化するに際しては、法人の長、理事等の役員報酬や会計システム、顧問弁護士料などの新たな費用が発生する。・県機関をそのまま地方独法へ移行した場合、国の独法と比較して予算、人員等の規模が小さいことから、法人の長の裁量の余地が少なく、地方独法化のメリットを最大限に発揮できない可能性がある。

3 県機関統合によるシミュレーション

県機関を単独の組織で地方独法化する場合、国の独法と比較しても規模等が小さく、地方独法化の効果が最大限に発揮されない可能性があることは前述のとおりであるが、本研究では、その改善の一つの方策として、県機関を地方独法化するに際して、類似の県機関を統合し、組織を大きくした上で地方独法化するなどの工夫が必要になると考え、以下、県機関統合による組織のイメージを示すとともに、併せてメリット、デメリットを明らかにした。

(1) 県機関統合による組織イメージの検討

【統合の必要性】

- ・ 県機関をそのまま地方独法化した場合、国の独法と比較して予算、人員等の規模が小さいことから、法人の長の裁量の余地が少なく、地方独法化のメリットを最大限に発揮できない可能性がある。
- ・ 県機関を単独で地方独法化した場合、法人の長、理事等の報酬や会計監査報酬など、法人ごとに費用が必要となる。
- ・ 地方独法化に際して、中期計画等の作成、毎年の評価等の事務作業に充てられる職員体制に限界がある。



【統合による効果】

- ・ 統合により、予算、人員等の規模が大きくなり、法人の長の裁量の余地が大きくなる。(スケールメリットの増加)
- ・ 統合による事務の集約化を図ることにより、事務量の軽減が図れる。
- ・ 統合により新たな費用負担の軽減が図れる。

以下、県機関が地方独法の定められた業務を遂行できる体制を整え、法人の長のマネジメント能力を発揮し、効率的・効果的な運営を図ることができる組織にするには、「複数の機関を統合し、組織と予算の規模を大きくしたうえで地方独法化する」というイメージを示す。

なお、提案する組織イメージの前提条件は次のとおりである。

【組織イメージの前提条件】

- ・ 想定される組織イメージとして、試験研究機関 8 機関と、博物館系 6 機関を題材に示した。
- ・ 業務内容が類似している機関を統合して、その上に各機関を統括する本部機能を設置する。
- ・ 本部機能は、管理、人事、経理、企画、評価、広報、予算の業務を一括して行う。

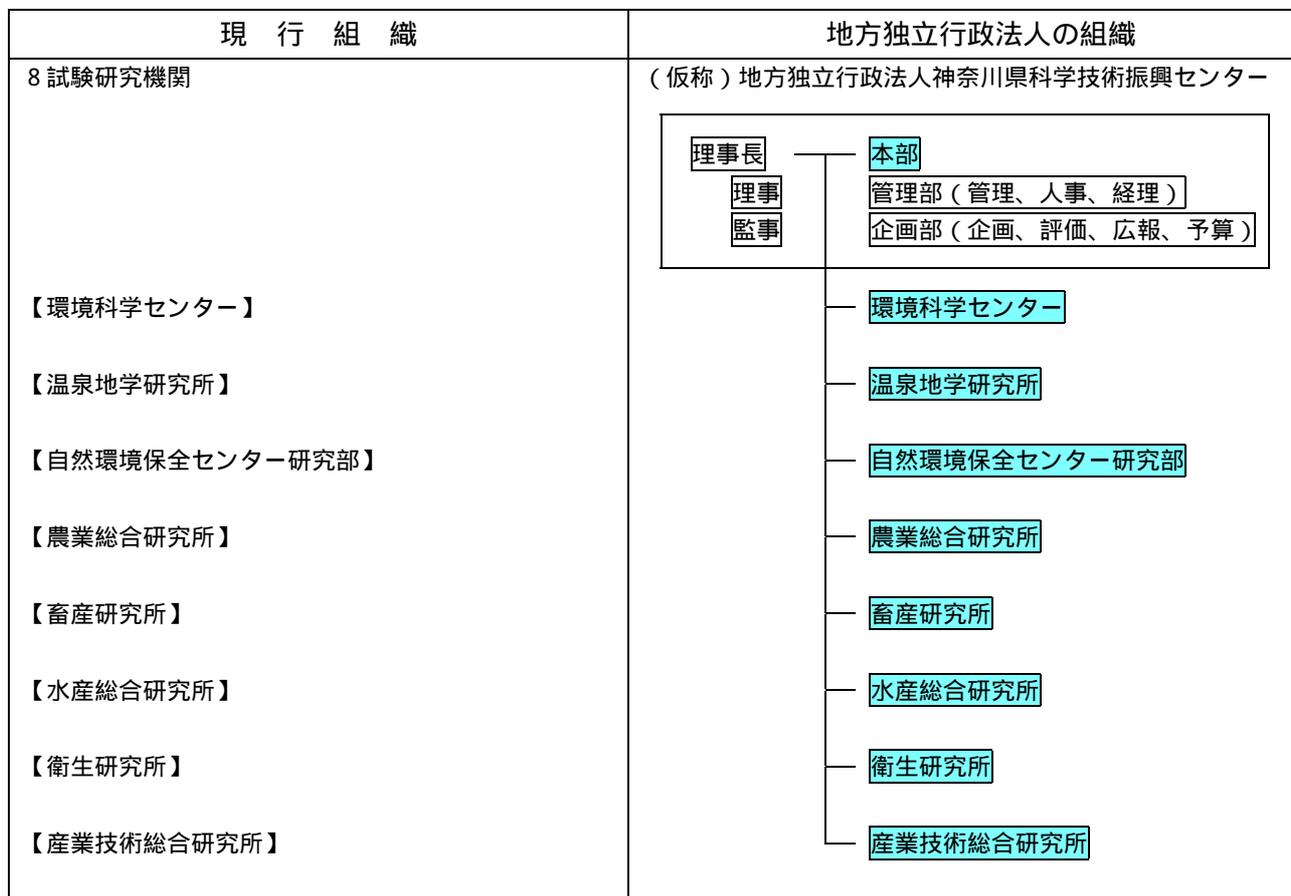
ア 県試験研究機関の組織イメージ

本県の試験研究機関の独立行政法人化については、病院に併設されているがんセンター臨床研究所を除く試験研究機関 8 機関（環境科学センター、温泉地学総合研究所、自然環境保全センター研究部、農業総合研究所、畜産研究所、水産総合研究所、衛生研究所、産業技術総合研究所）

を1つの組織に統合し、組織規模を大きくした上で独立行政法人化することが、組織規模及び費用の面から効率的と考える。

ここで8試験研究機関を統合した組織のイメージ((仮称)地方独立行政法人科学技術振興センター)を図3-2に示した。

図3 2県試験研究機関8機関を統合した地方独立行政法人の組織イメージ



統合した地方独立行政法人の組織規模イメージ

・職員数(平成14年4月1日現在の職員録より算出)	560人
・予算額(人件費除く平成14年度当初予算ベース)	2,392百万円

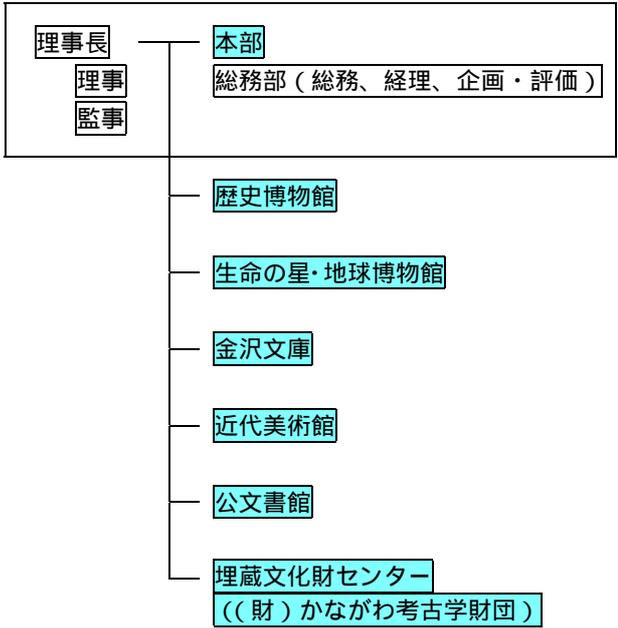
以上の8試験研究機関の統合による新たな地方独法は、人員の面では「独立行政法人物質・材料研究機構(554人、予算額は13,285百万円<人件費除く>)」程度、予算の面では「独立行政法人食品総合研究所(2,398百万円<人件費除く>、人員は131人)」程度の規模となる。

イ 文教施設の組織イメージ

文教施設と類型され、かつ、歴史的文書資料等の保存や教育普及の事業を行っている県機関(歴史博物館、生命の星・地球博物館、金沢文庫、近代美術館、公文書館)の統合を行う。また、埋蔵文化財センター((財)かながわ考古学財団)を歴史的資料保管の観点から、合わせてひとつの組織に統合するイメージを示した。

なお、国では特殊法人等が平成15年度以降、独法化することからこの統合イメージにおいても(財)かながわ考古学財団に委託している埋蔵文化財センターを含めている。(図3-3)

図3-3 博物館系6機関を統合した地方独立行政法人の組織イメージ

現 行 組 織	地方独立行政法人の組織
<p>5 県立施設 + 1 財団</p> <p>【歴史博物館】</p> <p>【生命の星・地球博物館】</p> <p>【金沢文庫】</p> <p>【近代美術館】</p> <p>【公文書館】</p> <p>【埋蔵文化財センター（（財）かながわ考古学財団）】</p>	<p>(仮称) 地方独立行政法人神奈川県立博物館</p> 

統合した地方独立行政法人の組織規模イメージ

・職員数（平成14年4月1日現在の職員録より算出）	171人
・予算額（人件費除く平成14年度当初予算ベース）	1,692百万円

以上の博物館系6機関の統合による新たな地方独法は、人員、予算の面で「独立行政法人国際農林水産業研究センター（人員164人、予算1,990百万円〈人件費除く〉）」程度の規模となる。

(2) まとめ

前述の組織イメージから想定される統合による地方独法化のメリット・デメリットを次のとおり整理した。

メリット	<ul style="list-style-type: none"> ・統合により、予算、人員等の規模が大きくなり、法人の長の裁量の余地が大きくなる。（スケールメリットの増加） ・統合により、現在の組織の枠を超えた異動を行うことや、部局を超えたプロジェクトチームを編成して組むことが可能となり、従来困難であった部局横断的な行政課題への対応が可能となる。 ・組織の統合により、管理、経理、人事、事業等の組織運営の効率化が図れる。 ・組織の統合により、機関単位で発生していた法人の長等の報酬、役員室新設、顧問弁護士料、監査報酬等の新たな経費が節約できる。
デメリット	<ul style="list-style-type: none"> ・異なる分野を統合した組織の評価手法が確立されていない。 ・統合により組織が大きくなりすぎると、法人の長のマネジメントが末端の職員まで届きにくくなる。（組織管理がしづらくなる。） ・部局横断的な県機関の統合は、政策の母体である本課も複数にまたがることとなるので、評価や予算要求の際など、本庁のどこの部局が所管するかによって円滑な運用がしづらくなる。

専門分野が異なる組織を統合した場合の評価を実施する場合、評価項目が多岐にわたり、統合した組織内での統一的な評価が困難になる。

また、予算、中期計画、評価等を取りまとめるための本部機能は必要である。本部には、中期目標、中期計画の策定、評価などの調整、交渉能力にすぐれた専任の者を配置することが望ましい。例えば、研究マネジメントの能力のある者や経営コンサルタントのような人材を外部から雇用することも考えられる。

一方、本庁においても、予算や中期計画などの作成においては、少なくとも別法人になる以上は、県庁内の各部局と調整し一括して独立行政法人と対応を行う窓口としての部局が必要である。例えば、県試験研究機関を統合した地方独法に対し県庁内の関係部局と、それぞれ計画等の作成、擦り合わせを行うことは、計画がまとまらない他、調整の業務を増やすだけになる可能性が高い。

第4章 地方独立行政法人制度導入に際しての県としての取組の考え方

第4章では、第1章から第3章における考察を踏まえ、今後、県として制度導入の適否の判断、制度設計や制度運用の検討を行うにあたり、特に、留意すべき事項についてまとめた。

なお、第4章をまとめるにあたっては、第1章から第3章までの考察に加え、研究チームアドバイザーの横浜国立大学大学院小池治教授などの指導助言者から多くの示唆を頂いた。

1 まとめに当たっての基本的スタンス

地方独法制度の適用の適否を検討するに当たり、

制度自体のメリットの有無

本県機関へ適用した場合のメリットの有無

を検討し、総合的に判断することとし、

に関しては、既発表の研究報告や独法へのヒヤリングの結果を参考に、

に関しては、前提(制約)条件の下に県機関を対象にシミュレーションを試み、それぞれ判断することとした。

ただし、シミュレーションに関しては、

- ・ 時間的・人的制約、収集可能なデータの制約から、少数の機関に限定された、
 - ・ 地方独法制度自体が概要しか明らかになっていない、
- ことから、質・量とも不十分なものとならざるを得なかった。

研究チームの総意としては、

地方独法制度を構成する幾つかの要素には、目標管理型運営による行政サービスの質の向上や弾力的・機動的な予算管理、組織・人事管理などメリットを認めることはできたが、同時に、コスト増、職員にかかる負担増などデメリットも認められ、その優劣を安易に結論づけられない(結論すべきではない)と判断した。

また、

地方独法制度の導入の適否についての判断は、今後の詳細な検討に委ねることとなるが、その際には、県の事務・事業全般について民営化、民間移譲等の検討、見直しを行うとともに、それが困難な場合に、事務・事業の性質に応じた最も適切な組織・運営形態を追求していく過程で、地方独法制度の適用の可能性を検討するという姿勢が必要である、と判断した。

なお、

地方公営企業、公立大学、第三セクター及び地方公社への地方独法制度の適用に関しては、総務省（自治行政局）の研究会報告書では、いずれに関しても、一般の地方独法とは異なった対応が必要であるとの考え方を示している。

特に、地方公営企業に関しては、平成14年5月に総務省に「地方公営企業と独立行政法人制度に関する研究会」が設置され、同年12月に研究会報告書が公表されているので、その研究結果を踏まえる必要がある。

また、公立大学の独法化についても、総務省（自治財政局）に公立大・国立大の教授、設置者側の自治体幹部、総務省担当で構成する内部的な懇談会を設置し、幅広い観点から意見交換を行うとともに、国立大学の独法化の流れや地方独法化制度の法案策定状況をにらみながら、論点を詰めることとしており、この検討状況を踏まえる必要がある。

さらに、本県では、企業庁、県立病院、第三セクター及び地方公社について、関係部局において改善に向けた取組を行っていることを踏まえると、基礎的な研究を目的とする今回の研究の主旨に照らし、本章では、これらの分野（**県立大学、企業庁、県立病院、第三セクター及び地方公社**）を除いた一般の地方独法を導入するに当たっての考え方について、とりまとめることとした。

2 結論としての第4章の読み方

第4章の内容は、以上のような基本的なスタンスで、**地方独法制度の適用の可能性を検討するにあたっての留意点をまとめたものである**、地方独法制度の導入を前提とするものではない、ということに改めて確認する必要がある。

地方独法制度の適用の可能性に関しては、様々な要素を総合的に検討しトータルとして判断することが求められるので、その際の検討・判断材料として以下に記述する「視点」及び「ポイント」を捉えてほしい。

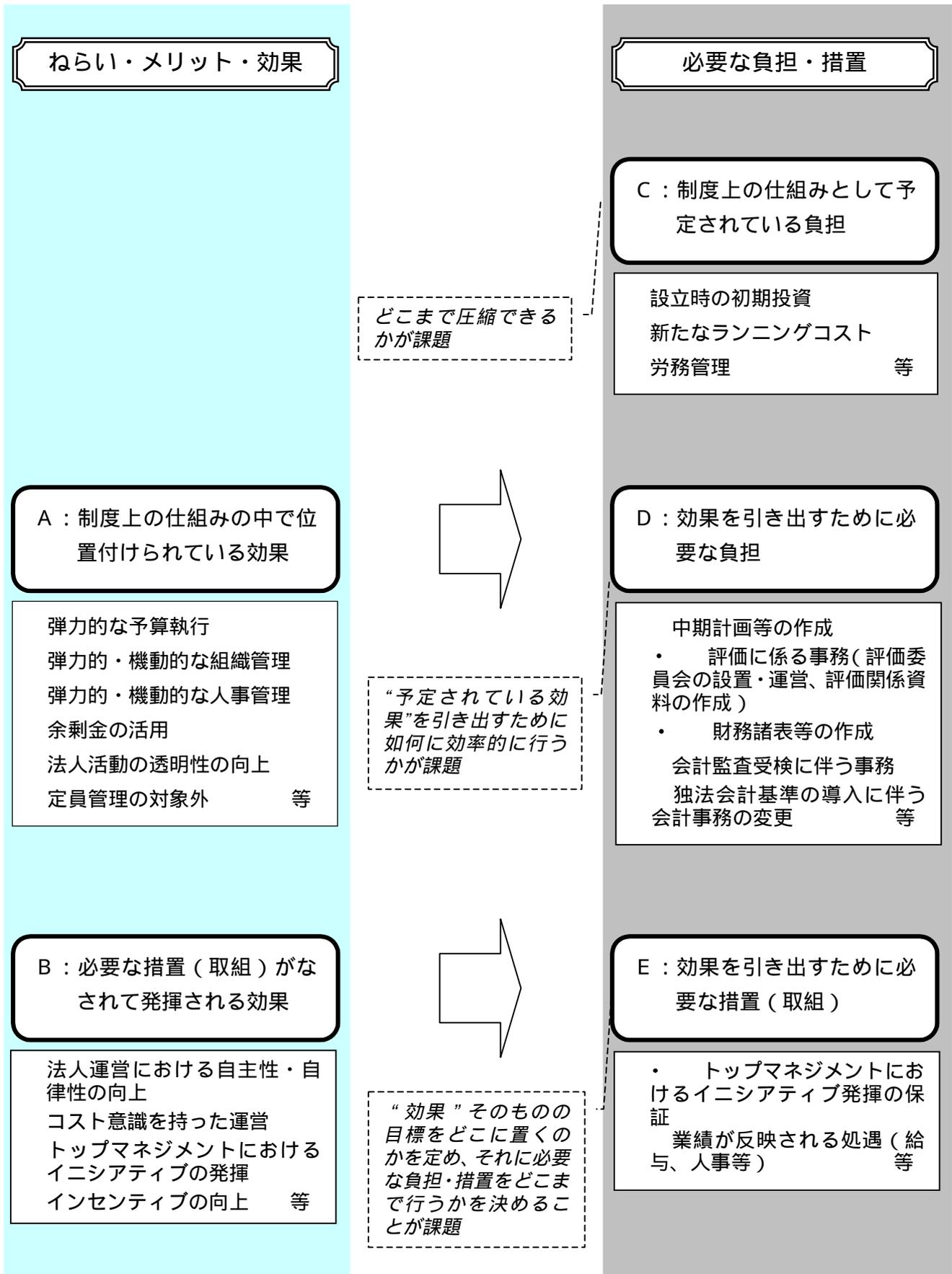
3 神奈川県における地方独立行政法人制度のあり方の検討

地方独法制度導入の適否を検討するにあたっては、**地方独法制度により何が期待できるのか（ねらい・メリット・効果）**、**そのためには何をしなければならないのか（必要な負担・措置）**の関係を理解する必要がある。

両者の関係を正しく理解することにより、**本県としてどのような地方独法制度を創設し、その実現のためにどこまで負担を覚悟しなければならないのか、**についての正しい判断が可能となる。

次ページに、“ねらい・メリット・効果”と“必要な負担・措置”の関係について整理した。

【 地方独法制度における“効果”と“負担”の関係 】



“ねらい・メリット・効果”については、既発行の解説書等に説明がなされているが、

- ・地方独法制度の仕組みの中で一定の成果が予定されている効果 [= A]
- ・必要な取組（措置）がなされて初めて一定の成果が期待されるような効果 [= B]

という分類が可能であり、“必要な負担・措置”についても“ねらい・メリット・効果”との対応関係において、

- ・効果との直接的な関連はないが地方独法制度上の仕組みとして必要とされている負担 [= C]
- ・Aに分類される効果を引き出すために必要な負担 [= D]
- ・Bに分類される効果を引き出すために必要な措置（取組）[= E]

という分類が可能となる。

“必要な負担・措置”に対する取組の基本的な考え方については、“ねらい・メリット・効果”との対応関係を踏まえ、

- C：可能な限り圧縮する
- D：「一定の成果が予定されている効果」を引き出す限りにおいて効率的に行う
- E：効果そのものの目標をどこに置くのかを定め、その実現に向けて必要な負担・措置は如何にあるべきかを判断の上行う

と整理することができる。

本県としての地方独法制度のあり方の検討にあたっては、B = Eの関係においてどのような制度設計を行うか、というところにポイントがあると考ええる。

4 地方独立行政法人制度の基本理念

まず、地方独法制度の創設の目的及び導入の意義に関しては、これまでに「行政改革会議最終報告」及び総務省「地方独立行政法人制度の導入に関する研究会報告書」で考え方が示されているが、研究チームとしてもこの考え方を基本とする。

目 的：独立行政法人制度は、国民（県民）のニーズに即応した効率的な行政サービスの提供を実現するために、

**政策の企画立案機能と実施機能とを分離し、
事務・事業の内容、性格に応じて最も適切な組織・運営の形態を追求するとともに、
実施部門のうち一定の事務・事業について、事務・事業の垂直的減量（アウトソーシング等）を推進しつつ、効率性の向上、質の向上及び透明性の確保を図る**

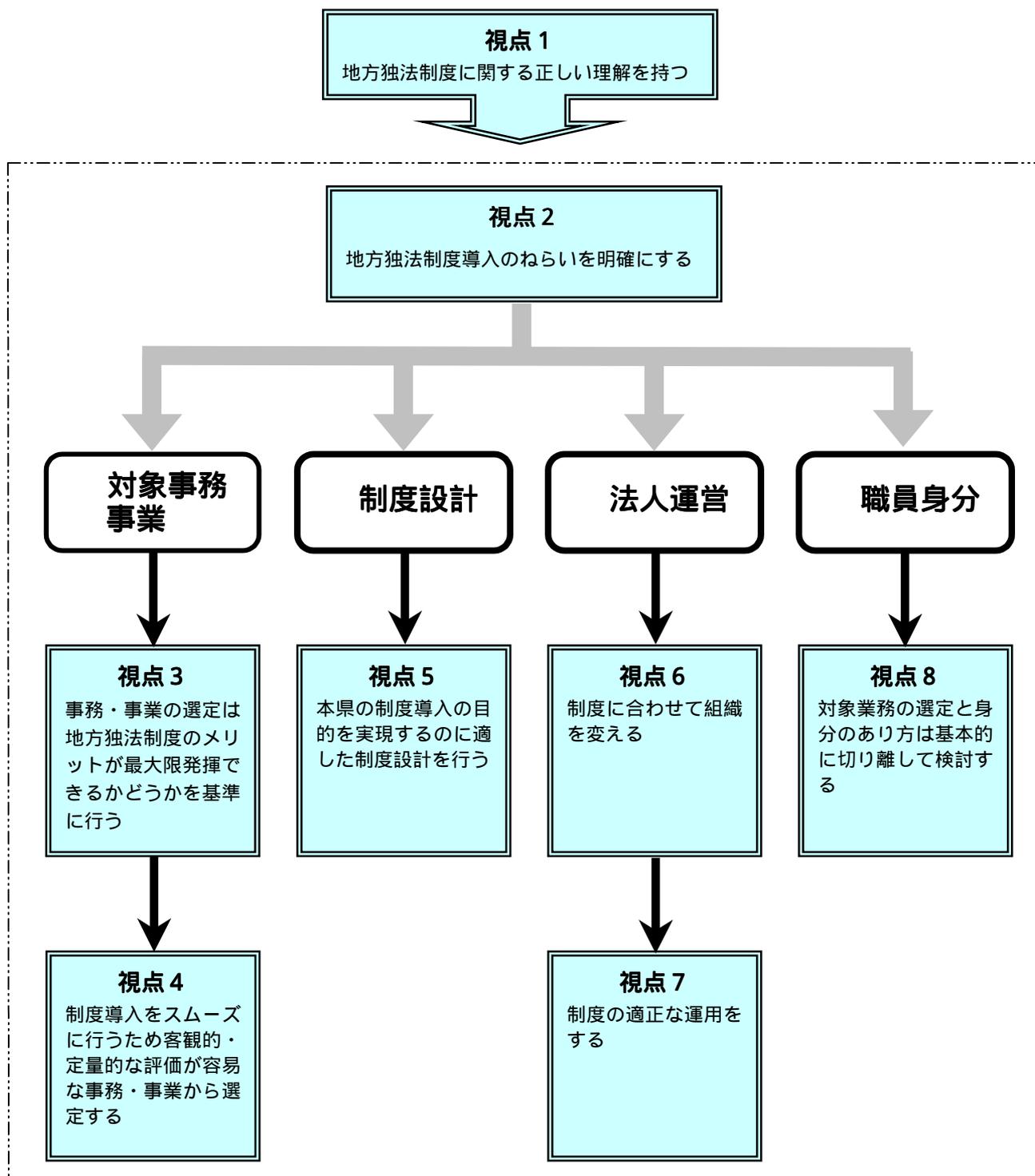
ことを目的とする。＜「行政改革会議最終報告」（平成9年12月3日）＜ 2
(2) ア「目的」>>

意 義：地方公共団体が行政サービスの提供を行うにあたって、機動的、機能的な対応をするためのツールの一つを提供する。＜総務省「地方独立行政法人制度の導入に関する研究会報告書」（平成14年8月）（第 部 第1章 第1節「地方独立行政法人制度を導入する意義」）>

5 4つの観点における留意すべき8つの視点

新たな制度創設の検討にあたっては、対象事務事業をどうするのか、制度設計をどうするのか、法人運営をどうするのか、職員身分をどうするのか、の4つの観点が対象となる。

第4章では、まず、<<視点1 地方独法制度に関する正しい理解を持つ>>からスタートして、4つの観点に対応する形で<<留意すべき視点>>を設定して検討を進めていく。



【 地方独法制度の適用の可能性を検討するにあたっての留意点 】

視点 1 : 地方独法制度に関する正しい理解を持つ

地方独法制度を4つの観点(前ページ ~)から検討するにあたって、制度の構造に関して正しい知識を持つことに加え、**制度本来の目指すものは何かを正しく理解することから始める必要がある。**

ポイント 1 : 地方独法制度は独立採算性を前提とする(あるいはそれを目指す)組織体制・運営システムではない

: これまでの研究チームにおける検討結果から、地方独法制度は組織は事務・事業の性質に応じた効果的・効率的な組織の構築と運営を目指すものである、との認識に至った。

ポイント 2 : 効果的・効率的な組織の構築と運営が図られた(副次的)効果として、効果的・効率的な財務体質(経費節減等)や執行体制(人員削減)の実現が期待される

: 国の行政改革会議における検討経過や独法へのヒヤリング調査結果などを踏まえると、独法制度では、効果的・効率的な組織の構築と運営が図られた(副次的)効果として、効果的・効率的な財務体質(経費節減等)や執行体制(人員削減)の実現が期待されることから、**地方独法制度がいわゆる“リストラ”を目的とした手法ではないことが明らかになった。**

ポイント 3 : 地方独法化には有形・無形の“コスト”がかかる

: 第2章及び第3章の考察結果から、地方独法化に伴い、**移行時の初期投資とその後のランニングコストの増が必要となる**ことが判明した。
: その他にも、中期計画等の策定、会計制度の変更、評価制度の導入等により、**職員にかかる負担も大きくなる**。併せて、**全体的な業務プロセスの見直しを行うことが必要である。**

ポイント 4 : 地方独法化の改善効果はオールマイティではない

: 第3章(表3-2)の考察結果から、**現実に機関が抱える課題に対する改善効果に限界がある**ことが明らかになった。
: 地方独法制度の導入は、**課題に相応しい対応策の検討を行いその結果も含めトータルとして判断することが必要である。**

視点 2 : 地方独法制度導入のねらいを明確にする

地方独法制度の導入により、どのような組織のあり方を目指すのか(目的、目標)を予め明確にしておくことは、4つの観点全てに関わることであり、この捉え方により地方独法制度導入の成否の判定が異なってくるため、以下のポイントを踏まえることが重要となる。

ポイント 1 : 2つの点から事前の具体的な評価・検証が必要である

- : 事務・事業の性格が地方独法制度に適しているからといって、具体的にどの機関を地方独法化するかという最終的な判断には、個々の機関ごとに、
地方独法化して改善効果が期待できるのか、
費用対効果の面での効果が期待できるのか、
の2つの点から事前の評価を行うことが必要である。

ポイント 2 : 地方独法化による改善効果を具体的に評価する

- : 地方独法化を行う場合、個別の機関について、事前に、外部機関評価のような事業や組織のあり方に関する評価を行うことが必要である。
- : その結果を踏まえ、地方独法化による改善目標を明確化する。

ポイント 3 : 地方独法化による費用対効果を具体的に検証する

- : 事務・事業の見直しによる費用削減効果には“やり方”により幅が生ずるため、地方独法化による効果を検証するために、予め、費用削減効果の目標を明確化する必要がある。
- : そのために、個別機関について、事前に、地方独法化による見直し事項と改善目標を明確にして、地方独法への移行によるコスト増と削減効果を具体的に検証することが必要となる。
- : 併せて、移行後も検証作業を継続して行い、費用対効果の向上に努める。

【 地方独法の対象事務・事業を検討するにあたっての留意点 】

視点3：事務・事業の選定は地方独法制度のメリットが最大限発揮できるかどうかを基準に行う

地方独法は、県自らが主体となって直接実施する必要のない事務・事業を行うために、県ではない（県から独立している）法人として設立されるものである。

国の行政改革会議における独法化の対象業務の検討過程や、独法の運営実態に関する考察（第2章及び各種文献資料）を踏まえると、地方独法制度のメリットが最大限発揮できる事務・事業を選定することの重要性が明らかになった。

ポイント1：制度導入による効果が大きい事務・事業を選定する

： 地方独法制度の特性を最大限に活かすことが可能で、制度導入により大きな成果が期待される事務・事業を選定することが必要である。

ポイント2：客観的、定量的な評価が可能な事務・事業が相応しい

： “事前統制から事後チェック”、“目標設定と評価”が地方独法制度の根幹をなすため、対象となる事務・事業が事後的な検証が可能であることが必要である。

ポイント3：“独立性”と“まとまり”のある事務・事業が相応しい

： 地方独法が、独立した組織としての自律性をもって実施することができ、また、責任範囲を明確にすることにより業務実績の適切な評価を可能とするため、地方独法の対象業務は独立性とまとまりのある事務・事業が相応しい。

視点4：制度導入をスムーズに行うため客観的・定量的な評価が容易な事務・事業から選定する

地方独法制度の導入をスムーズに行うには、制度導入手法のノウハウを蓄積していくことが必要であり、そのためには、客観的・定量的な評価が容易な事務・事業を行っている機関から試行的に導入し、その効果の検証を踏まえ、定性的な評価の手法も確立しながら、段階的に導入を図って行くことが望ましい。

国の府省評価委員会における審議過程から、客観的・定量的な評価になじむものとなじまないものがあることが明らかになってきた。

ポイント1：客観的、定量的な評価が可能な事務・事業から試行する

- ： 事前に地方独法化による改善目標を明確化し、事後にその達成状況を評価する必要があるため、事務・事業が客観的・定量的な評価が可能なものから導入し、順次、定性的な評価によらざるを得ないものへと広げていく必要がある。

ポイント2：段階的導入により地方独法制度の導入手法を改善する

- ： 制度導入期にあっては、想定できない課題等が生じることも考えられるので、段階的に地方独法化を進めることにより、県機関からの移行過程や運営に関するノウハウを蓄積し逐次改善していくことが必要である。

ポイント3：対象業務を定める際に仕事の必要性・有用性を十分議論する

- ： 評価委員会は、各年度における業務実績について、設定された目標の達成状況や効率化の状況については評価を行うこととされ、中期目標期間中は、その達成された業務にどのような意味があるのか、については見直しができない仕組みとなっている。
- ： 地方独法にその仕事を行わせることの必要性・有用性については、法人設立時の業務の切り分け、移管業務を定める際に十分議論しておく必要がある。

ポイント4：“業務のまとめり”に留意しスケールメリットの発揮を目指す

- ： 対象となる業務の範囲を検討するにあたっては、
 関連する事務・事業との一体的処理による効率性などの観点から、スケールメリットの効果を目指すとともに、
 適切な“業務のまとめり”を念頭に置き、**不必要な業務を徒に抱え込み、組織の肥大化を招かないように留意**することになる。

【 地方独法制度の設計にあたっての留意点 】

視点5：本県における地方独法制度導入の目的（ねらい）を実現するのに適した制度設計を行う

ここでは、第1章から第3章で触れることができなかった地方独法制度における評価制度について、研究会報告書に記載されている一般的な留意点を踏まえ、本県に適用した場合の制度のあり方について検討する。

国における府省評価委員会の運営及び検討状況から、本県における評価制度のあり方に関して、以下のような課題を整理することができる。

なお、「評価の組織」に関しては、各部局の組織規模に応じた効率的な評価体制の確立や、全庁的な視野からの政策立案部門との連携の確保という点からポイントをまとめたものである。

= 評価の目的 =

ポイント1：公金の適正な執行を担保するための措置が“目標管理及び成果達成の評価”である

： 地方独法化は、地方公共団体とは独立した法人格を有し広範囲な自主性・自律性が与えられているため、公金の適正な執行を担保するための仕組みが必要となる。そのための担保措置が、目標管理・成果達成評価であり、このような視点に立った目標の設定及び成果の評価（の手法の確立）が必要となる。

= 評価の指標 =

ポイント1：目標指標の客観性・定量性の確保と目標指標と連動した評価指標の設定が必要となる

- ： 客観的な業績評価には、中期目標等における目標指標の客観性・定量性の確保と、目標指標と連動した評価指標の設定が必要である。
- ： 定性的な目標指標や評価指標を設定する場合、それを補うための多種多様な補足指標を設定することになり、評価に関わる業務負担が大きくなるとともに、評価指標同士の関係が複雑で優先順位が不明になり評価の実効性が低下する。
- ： このような事態を防ぐには、中期目標等の策定の際に評価の視点を加える（本県における地方独法評価委員会委員を中期目標等の検討に参加させる等の）工夫が必要である。

ポイント 2 : 本来業務の業績向上が適正に反映される効率化目標の設定と評価結果が業務改善に向けた取組のインセンティブとなるような評価の実施に努める

- : 効率化の目標が達成された場合でも、現実には単なる業務抑制・休止による費用の減少（単なる業務縮小）なのか、費用の抑制による業務執行（業務効率の向上）なのか、正当な判断を可能とするために、本来業務の業績向上が適正に反映されるような効率化目標の設定が必要となる。
- : また、評価結果が業績向上を目指す業務プロセスの改善に向けた取組のインセンティブを職員に与えるものであることが求められる。

ポイント 3 : 政策評価等の政策の評価に関するプロセスとの連携が必要となる

- : "実施機能（部門）"としての地方独法の業績を評価する場合、地方独法の設置目的や役割を決定づけている"政策立案機能（部門）"の評価と連携を図ることが必要である。
- : 目標が正しく設定されていないと、目標を達成しても本来の目的が達成されない。

ポイント 4 : 運営費交付金による業務だけでなく地方独法が行う活動全体の実績を評価対象とする

- : 運営費交付金による業務だけでなく、自己収入による業務及び受託による業務も含めた地方独法全体の活動実績を評価の対象とすべきである。

ポイント 5 : 地方独法制度の導入により県の事務・事業全体のあり方にとって効率化がどのようにされたのかも評価・検証する

- : 個々の地方独法における効率化の視点に加えて、地方独法制度の導入により県全体の事務・事業がどのように効率化されたのかという視点からも評価を行う。

= 評価の組織 =

ポイント 1 : 本県における地方独法評価委員会は 1 組織とし全庁横断的な評価を行う

- : 県知事が全庁的な執行責任を一元的に担うことも踏まえ、本県における地方独法評価委員会は全ての地方独法を所管し、部局横断的な視点に立って評価を行う。

ポイント 2 : 必要に応じ部局ごとに分科会を設置する

- : 本県における地方独法評価委員会は、部局ごとの事務・事業のまとまりと専門性の観点、評価事務の効率化の観点から、部局単位で分科会を設置する。

ポイント 3 : 本県における地方独法評価委員会・分科会は外部有識者からなる第三者機関とする

- : 本県における地方独法評価委員会及び分科会は、中期目標・中期計画等に従って、地方独法の事務・事業が適正に行われているかを客観的な立場からチェックするため、専門性を有する外部有識者からなる第三者機関とする。
- : また、専門性がより効果的・効率的に発揮できるように、外部監査や外部組織（シンクタンク・大学等）の活用を図る。

【 地方独法の運営にあたっての留意点 】

視点6：制度の主旨・目的を踏まえ制度導入のメリットが最大限発揮 できるような組織運営に努める

第2章（独法に対するヒヤリング調査）及び第3章（県試験研究機関における課題改善効果の検討）の考察を踏まえると、県の機関から地方独法へ移行する場合には、特に以下の視点を意識して取り組まないと期待されている効果を発揮することはできない、との認識に至った。

ポイント1：機関の“あるべき姿”を定めその実現を目指して制度を作り導入し運営する

： 組織が抱える課題は、制度が変わっただけで直ちに改善されるものではない。組織の“あるべき姿”を定め、その実現を目指して制度を導入し組織を運営していくことが必要である。

ポイント2：県の組織が従うルールとの整合性や均衡を図るという意識・発想を絶つ

： 県の機関から地方独法へ移行する場合、地方独法の運営にあたって、あらゆる場面・レベルにおいて、設立母体である県との整合性・均衡（いわゆる“県並”）意識を徹底的に排除することが求められる。

視点7：制度の適正な運用をする

第2章（独法へのヒヤリング調査）を通して、独法制度が目指したメリットが十分に発揮されていない事例が見受けられた。

原因の分析は第2章の考察に詳しく記載しているが、原因を“構造的なもの”（事務・事業の特殊性や制度の欠陥等）と“独法運営上のもの”に分け、ここでは特に、運営上の課題のうちトップマネジメントの発揮、職員の意識改革、の2点についてポイントを示す。

ポイント1：トップ・マネジメントにおけるイニシアティブの発揮を保証する

- ： 地方独法制度は、行政の関与を事前統制から事後チェックへと転換し、地方独法の自主性・自律性を重視することにより、組織運営の効率性とサービスの質の向上を目指すものであるため、地方独法運営の成否はトップ・マネジメントによるところが大きく、トップ・マネジメントが十分発揮できる環境（いわゆる“本課”との関係）の整備が重要となる。
- ： 地方独法の長は県知事の任命とされているが、公募制を導入するなどにより、多様な人材の発掘に努めるとともに、人事の透明性の向上にも配慮することが必要である。

ポイント2：地方独法の長に自己財源確保に向けた広範な裁量を付与する

- ： 地方独法の設置目的に合う事務・事業については、地方独法の長の判断と責任により、自己財源の確保に結びつく事業展開を認めていくことを検討する必要がある。
- ： 自己財源確保の途が閉ざされると、地方独法（の事業）は、運営費交付金（税金）への依存度を高めていくばかりで、財政面での自律性・効率性を高めていくことができず、“効率的な事業執行”に向けた取組は、単に、事業規模（運営費交付金）の縮小均衡につながるだけになる。

ポイント3：地方独法化に際しての職員参加による意識改革と継続的な意識改革を促進する運営に努める

- ： このためには、地方独法の創設（特に県機関から移行する場合）に際して、その検討段階から職員参加を通じて意識改革を進めるとともに、設立後においても、職場における業務プロセス改革（ポイント5参照）の取組や、褒賞制度、職員の実績が反映される人事・給与制度への改善など、職員及び管理者（理事者）の双方が継続的な意識改革に取り組むことが必要である。

ポイント4：効率性の向上・質の向上に向けた職員のインセンティブの向上を図る

- ： 職員の処遇（給与、人事等）を決めるにあたって、自己責任以外の要素の影響を極力排除し、地方独法の業務実績・職員の勤務成績が適切に反映される仕組みをつくることで、職員のインセンティブの向上につながる。

ポイント5：地方独法制度の効果ある運用には“業務プロセスの改革”が必要となる

- ： 職員の意識改革を通して地方独法制度の効果ある運用を継続していくには、“業務プロセスの改革”が必要となる。（業務プロセス：組織の所管する業務全体の進め方、業務に係る制度や組織間の横断的な連携）
- ： この“業務プロセスの改革”には、地方独法（制度）が何を目的とし、どのような将来像を目指しているのかを、職員が十分理解し日常業務の中で具体化に向け取り組んでいく意志・意欲が不可欠となる。

【 地方独法職員の身分を検討するにあたっての留意点 】

[確認事項]

以下では、次の2つの考え方に基づいて、職員の身分のあり方に関して検討を行っているが、これは、県機関から地方独法への安易な移行（形式的な看板の掛け替え）を避けることを目的としているのであって、県機関から地方独法へ移行する場合には（全て）非公務員型とすべきだということを結論とするものではない、ということを確認しておく必要がある。

第一に、「公務員型」及び「非公務員型」は職員の身分（処遇）類型であって、組織形態としての類型（組織の行動原理を制約する要因）ではない、ということ。

第二に、行政改革会議最終報告及び研究会報告書から明らかなように、職員の身分類型は事務・事業の性格だけから必然的に導かれるものではない、ということ。

したがって、（完全に峻別して考えることはできないが、）基本的には、ある特定の事務・事業について、その性質から地方独法制度を適用した場合にメリットが期待できるのかという観点と、どのような場合（例えば、現在の県機関から地方独法へ移行する場合等）に職員に地方公務員の身分を与えるのが適当かという観点は、検討材料（検討課題）としては区別する必要がある。

ただし、事務・事業の性格から（判断して）地方独法制度の適用にメリットが認められると判断した場合でも、職員に地方公務員としての身分を与えるとする場合には、地方独法運営の面で制約が生じることもあり得る、ということも理解する必要がある。

視点 8：“対象業務の選定”と“職員の身分のあり方（公務員あるいは非公務員）”の関係は基本的に切り離して検討する

地方独法制度のメリットが最も発揮できる事務・事業を選定するとともに、その事務・事業を実施するにあたって、職員にどのような身分を与えることが、最も、効率性の向上・質の向上に適うのか、を十分検討することが必要である。

県機関から地方独法へ移行する場合は、様々な観点から現実的な対応が必要であるが、考え方としては、視点 4 で述べたように、事務・事業の内容、性格に応じた最も適切な組織・運営形態を追求するという視点を踏まえ、法人の性格を段階的に非公務員型へ移行していくことが可能かどうか検討する。

ポイント 1：職員の身分類型（公務員型・非公務員型）は事務・事業の性格だけから必然的に導かれるものではない

- ： 行政改革会議最終報告では、「独立行政法人の職員の身分は、原理的には現行と同じままの国家公務員とは相容れないものと考えられる。しかしながら、独立行政法人制度の創設に伴い、円滑な移行...にかんがみ、...国家公務員の身分を与える...」としている。< 2 (2) エ「職員の身分に関する考え方」>
- ： 研究会報告書においても、同様の考え方の踏襲するとともに、「住民の意識や社会生活上の位置づけにおいて、地方公務員による業務遂行を所与の前提としている社会実態が存在するのか、また、そのような社会実態を考慮せずに独立行政法人化を進めることが移行そのものを危うくするののか」という点を吟味した上で...、「公務員型地方独立行政法人」...を設けることの可否について検討する必要がある。」としている。< 第 1 部 第 2 章 第 1 節 第 1 款「地方独立行政法人の職員分の類型」>

ポイント 2：事務・事業を確実に実施することと職員に公務員の身分を与えることは基本的に別の課題として捉える

- ： “確実に実施されること”を制度的に担保するためには、地方公務員という身分でなければならない訳ではない。
- ： 独法は『...確実に実施されることが必要な事務・事業であって、国自ら主体となって直接に実施する必要のないもののうち、民間の主体にゆだねた場合には必ずしも実施されないおそれがあるもの...』（独立行政法人通則法 2 条 1 項）を行うこととされている。

ポイント 3：業務実績の処遇（給与・人事等）への反映による職員のインセンティブの向上を促進するためにまず非公務員型の可能性を考える

- ： 職員の身分のあり方は、事務・事業の性格に応じた適切なものが選択されなければ、その身分のあり方は組織の（活動の）効率性を阻害する。

： 地方独法は、事務・事業の執行にあたって効率性の向上、質の向上を目的として県とは別の法人として創設されるものである。その目的を効果的に達成するためには、**地方独法の事業実績や職員の業務実績を客観的・定量的に評価し、職員の処遇に反映させることにより職員のインセンティブの向上を促進することが必要であり、そのためにまず非公務員型の可能性を検討すべきである。**

ポイント4：公務員型から非公務員型への移行の適否・可能性を検討する

： 新規に地方独法を設立する場合に限らず、公益法人や県機関から地方独法へ移行する場合も含めて、**事務・事業の内容・性格に応じた最も適切な組織・運営形態を実現していく観点から、一定期間後（及び定期的）に法人の性格の見直し（及び非公務員型へ移行していくことの適否・可能性）について検討を行う。**

参 考：導入に際してのスケジュール

国における独法への移行のスケジュール及びその後の運営状況を参考に、地方独法への移行までの作業内容とスケジュール及び最初の評価委員会による評価までの運営スケジュールをシミュレーションし、今後の検討の材料とする。

機関ごとの事前評価・事前検証の期間を含めて、**準備期間として最低で2年間程度**必要と思われる。

- <主な項目> ・機関ごとの事前評価・検証 ・中期目標策定 ・中期計画、年度計画策定
・組織、執行体制の検討 ・評価委員会(分科会)の設立 ・評価基準の検討
・各種規程類の作成 ・官公庁への届出 ・金融機関との調整 ・会計制度の検討
・会計システムの構築 等

スケジュールの試案は、図4 - 1のとおりである。

図4-1 地方独立行政法人設置に向けてのスケジュール試案

年度	月	作業項目等					
2 年度 前	4	①庁内プロジェクトチーム設置 ②事前評価 ③事前検証					
	10	④中期目標・中期計画の検討				⑧会計業務の見直し ⑨会計システムの設計、導入	
	12	⑤年度計画の検討	⑥法人の予算・組織等の検討	⑦各種規程の検討			
前 年 度	3						
	4	①				⑦官公署との調整	⑧評価委員会委員の選考 ⑨評価委員会設置
	9						⑩評価方法等の検討
	10	②	③	④	⑤県人事・県予算の調整 ⑥条例・規則等の制定、改正		
実 施 年 度	2						
	3						
次 年 度	4	①移行					
	3						
	4						
次 年 度	6	①各種報告書等提出					②評価開始
	10						③評価終了

<<作業項目等の説明>>

年度	No.	作業項目等	内 容
2 年 度 前	①	庁内プロジェクトチーム設置	・地方独立化に向けて、関係する本庁室課及び機関を構成員とする検討・作業組織を設置する。
	②	事前評価	・地方独立化の検討対象となっている機関に関して、課題改善効果を具体的に検証を行う。
	③	事前検証	・地方独立化の検討対象となっている機関に関して、初期投資やランニングコストの試算を行ったうえで、費用対効果の具体的な事前検証を行う。
	④	中期目標・中期計画の検討	・地方独立法へ移行する業務の範囲、地方独立法のミッションの検討も含め、目標・計画の策定に向けた検討を行う。
	⑤	年度計画の検討	・初年度の年度計画を中心に、最初の中期計画期間中の各年度計画の検討を行う。
	⑥	法人の予算・組織等の検討	・地方独立法の初年度の予算、中期目標期間内の予算枠の検討・地方独立法の組織、定員の検討・地方独立法へ拠出する基本財産の特定、算出等
	⑦	各種規程の検討	・組織、文書、人事服務、給与、会計、施設財産管理等の規程の検討
	⑧	会計業務の見直し	・新しい会計制度、組織に適合するよう業務プロセスを見直し・新しい会計システム設計に向けた現状分析、あり方の検討
	⑨	会計システムの設計等	・新しい会計システムの設計、構築、導入、定着に向けた作業
前 年 度	①	中期目標・中期計画の検討(継続)	・⑨、⑩の評価の視点からの検討内容を目標・計画に反映・修正していくために、検討を継続する。
	②	年度計画の検討(継続)	・⑨、⑩の評価の視点からの検討内容を目標・計画に反映・修正していくために、検討を継続する。
	③	法人の予算・組織等の検討(継続)	・⑤、⑥の検討と並行して、検討を継続する。
	④	各種規程の検討(継続)	・⑤、⑥の検討と並行して、検討を継続する。
	⑤	県人事・予算の調整	・①～④の検討結果を踏まえた庁内調整、決定
	⑥	条例、規則の制定等	・関係条例、規則等の洗い出し、改正案の検討
	⑦	官公署との調整	・法人設立に向けた関係官公署との協議、調整
	⑧	評価委員の選考	・①、②の検討に評価の視点を加えるために委員会の設置に先行して委員を選考(内定)する。
	⑨	評価委員会設置	・⑩の作業に間に合うように評価委員会を設立する。
	⑩	評価方法の検討	・①、②の検討と並行して評価方法のあり方を検討する。
実 施 年 度	①	移行	
次 年 度	①	各種報告書等提出	・業務実績報告書、財務諸表等、評価調書等の作成、県への提出
	②	評価開始	・評価委員会による審議の開始(書面調査、現地調査、ヒヤリング等)
	③	評価終了	・独立法への改善措置の検討・評価結果報告書の作成、県への提出・独立法への改善指導

資 料 編

参考文献

- ・朝日監査法人パブリックセンター『詳解独立行政法人のすべて』ぎょうせい(2002)
- ・村井敬『独立行政法人の会計がよくわかる本』同文館出版(2001)
- ・岡本信一『独立行政法人の創設と運営』行政管理研究センター(2001)
- ・政策評価・独立行政法人評価委員会『独立行政法人総覧 平成13年版』行政管理研究センター(2001)
- ・山本清『政府会計の改革』中央経済社(2001)
- ・監査法人太田昭和センチュリー『よくわかる独立行政法人会計基準』白桃書房(2001)
- ・廣田達人『独立行政法人の財務・会計』行政管理研究センター(2001)
- ・福家俊朗・浜川清・晴山一穂『独立行政法人 その概要と問題点』日本評論者(1999)
- ・岩崎稔・小沢弘明『激震! 国立大学』未来社(1999)
- ・日本科学者会議『国立大学がなくなるって、本当!』水曜社(1999)
- ・君村昌『行政改革の影響分析』行政管理研究センター(2001)
- ・自治大学校編『政策課題研究論文集(平成14年9月)』
- ・全国試験研究機関名鑑編集委員会、文部科学省科学技術・学術政策局『全国試験研究機関名鑑』ラティス(1997、2001)

独立行政法人通則法

(出所：総務省行政管理局ホームページ「法令データ提供システム」
アドレス：<http://law.e-gov.go.jp/cgi-bin/idxsearch.cgi>)

独立行政法人通則法（平成十一年七月十六日法律第百三号）

最終改正：平成一四年七月三十一日法律第九八号

目次

第一章 総則

第一節 通則（第一条 - 第十一条）

第二節 独立行政法人評価委員会（第十二条）

第三節 設立（第十三条 - 第十七条）

第二章 役員及び職員（第十八条 - 第二十六条）

第三章 業務運営

第一節 業務（第二十七条・第二十八条）

第二節 中期目標等（第二十九条 - 第三十五条）

第四章 財務及び会計（第三十六条 - 第五十条）

第五章 人事管理

第一節 特定独立行政法人（第五十一条 - 第六十条）

第二節 特定独立行政法人以外の独立行政法人（第六十一条 - 第六十三条）

第六章 雑則（第六十四条 - 第六十八条）

第七章 罰則（第六十九条 - 第七十二条）

附則

第一章 総則

第一節 通則

（目的等）

第一条 この法律は、独立行政法人の運営の基本その他の制度の基本となる共通の事項を定め、各独立行政法人の名称、目的、業務の範囲等に関する事項を定める法律（以下「個別法」という。）と相まって、独立行政法人制度の確立並びに独立行政法人が公共上の見地から行う事務及び事業の確実な実施を図り、もって国民生活の安定及び社会経済の健全な発展に資することを目的とする。

2 各独立行政法人の組織、運営及び管理については、個別法に定めるもののほか、この法律の定めるところによる。

（定義）

第二条 この法律において「独立行政法人」とは、国民生活及び社会経済の安定等の公共上の見地から確実に実施されることが必要な事務及び事業であつて、国が自ら主体となつて直接に実施する必要のないもののうち、民間の主体にゆだねた場合には必ずしも実施されないおそれがあるもの又は一の主体に独占して行わせることが必要であるものを効率的かつ効果的に行わせることを目的として、この法律及び個別法の定めるところにより設立される法人をいう。

2 この法律において「特定独立行政法人」とは、独立行政法人のうち、その業務の停滞が国民生活又は社会経済の安定に直接かつ著しい支障を及ぼすと認められるものその他当該独立行政法人の目的、業務の性質等を総合的に勘案して、その役員及び職員に国家公務員の身分を与えることが必要と認められるものとして個別法で定めるものをいう。

(業務の公共性、透明性及び自主性)

第三条 独立行政法人は、その行う事務及び事業が国民生活及び社会経済の安定等の公共上の見地から確実に実施されることが必要なものであることにかんがみ、適正かつ効率的にその業務を運営するよう努めなければならない。

2 独立行政法人は、この法律の定めるところによりその業務の内容を公表すること等を通じて、その組織及び運営の状況を国民に明らかにするよう努めなければならない。

3 この法律及び個別法の運用に当たっては、独立行政法人の業務運営における自主性は、十分配慮されなければならない。

(名称)

第四条 各独立行政法人の名称は、個別法で定める。

(目的)

第五条 各独立行政法人の目的は、第二条第一項の目的の範囲内で、個別法で定める。

(法人格)

第六条 独立行政法人は、法人とする。

(事務所)

第七条 各独立行政法人は、主たる事務所を個別法で定める地に置く。

2 独立行政法人は、必要な地に従たる事務所を置くことができる。

(財産的基礎)

第八条 独立行政法人は、その業務を確実に実施するために必要な資本金その他の財産的基礎を有しなければならない。

2 政府は、その業務を確実に実施させるために必要があると認めるときは、個別法で定めるところにより、各独立行政法人に出資することができる。

(登記)

第九条 独立行政法人は、政令で定めるところにより、登記しなければならない。

2 前項の規定により登記しなければならない事項は、登記の後でなければ、これをもって第三者に対抗することができない。

(名称の使用制限)

第十条 独立行政法人でない者は、その名称中に、独立行政法人という文字を用いてはならない。

(民法の準用)

第十一条 民法(明治二十九年法律第八十九号)第四十四条及び第五十条の規定は、独立行政法人について準用する。

第二節 独立行政法人評価委員会

(独立行政法人評価委員会)

第十二条 独立行政法人の主務省(当該独立行政法人を所管する内閣府又は各省をいう。以下同じ。)に、その所管に係る独立行政法人に関する事務を処理させるため、独立行政法人評価委員会(以下「評価委員会」という。)を置く。

2 評価委員会は、次に掲げる事務をつかさどる。

一 独立行政法人の業務の実績に関する評価に関すること。

二 その他この法律又は個別法によりその権限に属させられた事項を処理すること。

3 前項に定めるもののほか、評価委員会の組織、所掌事務及び委員その他の職員その他評価委員会に関し必要な事項については、政令で定める。

第三節 設立

(設立の手續)

第十三条 各独立行政法人の設立に関する手續については、個別法に特別の定めがある場合を除くほか、この節の定めるところによる。

(法人の長及び監事となるべき者)

第十四条 主務大臣は、独立行政法人の長（以下「法人の長」という。）となるべき者及び監事となるべき者を指名する。

2 前項の規定により指名された法人の長又は監事となるべき者は、独立行政法人の成立の時に於いて、この法律の規定により、それぞれ法人の長又は監事に任命されたものとする。

3 第二十条第一項の規定は、第一項の法人の長となるべき者の指名について準用する。

(設立委員)

第十五条 主務大臣は、設立委員を命じて、独立行政法人の設立に関する事務を処理させる。

2 設立委員は、独立行政法人の設立の準備を完了したときは、遅滞なく、その旨を主務大臣に届け出るとともに、その事務を前条第一項の規定により指名された法人の長となるべき者に引き継がなければならない。

(設立の登記)

第十六条 第十四条第一項の規定により指名された法人の長となるべき者は、前条第二項の規定による事務の引継ぎを受けたときは、遅滞なく、政令で定めるところにより、設立の登記をしなければならない。

第十七条 独立行政法人は、設立の登記をすることによって成立する。

第二章 役員及び職員

(役員)

第十八条 各独立行政法人に、個別法で定めるところにより、役員として、法人の長一人及び監事を置く。

2 各独立行政法人には、前項に規定する役員のほか、個別法で定めるところにより、他の役員を置くことができる。

3 各独立行政法人の法人の長の名称、前項に規定する役員の名称及び定数並びに監事の定数は、個別法で定める。

(役員職務及び権限)

第十九条 法人の長は、独立行政法人を代表し、その業務を総理する。

2 個別法で定める役員（法人の長を除く。）は、法人の長の定めるところにより、法人の長に事故があるときはその職務を代理し、法人の長が欠員のときはその職務を行う。

3 前条第二項の規定により置かれる役員職務及び権限は、個別法で定める。

4 監事は、独立行政法人の業務を監査する。

5 監事は、監査の結果に基づき、必要があると認めるときは、法人の長又は主務大臣に意見を提出することができる。

(役員任命)

第二十条 法人の長は、次に掲げる者のうちから、主務大臣が任命する。

一 当該独立行政法人が行う事務及び事業に関して高度な知識及び経験を有する者

二 前号に掲げる者のほか、当該独立行政法人が行う事務及び事業を適正かつ効率的に運営することができる者

2 監事は、主務大臣が任命する。

3 第十八条第二項の規定により置かれる役員は、第一項各号に掲げる者のうちから、法人の長が任命する。

4 法人の長は、前項の規定により役員を任命したときは、遅滞なく、主務大臣に届け出るとともに、これを公表しなければならない。

(役員の任期)

第二十一条 役員の任期は、個別法で定める。ただし、補欠の役員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 役員は、再任されることができる。

(役員の欠格条項)

第二十二条 政府又は地方公共団体の職員（非常勤の者を除く。）は、役員となることができない。

(役員の解任)

第二十三条 主務大臣又は法人の長は、それぞれその任命に係る役員が前条の規定により役員となることができない者に該当するに至ったときは、その役員を解任しなければならない。

2 主務大臣又は法人の長は、それぞれその任命に係る役員が次の各号の一に該当するとき、その他役員たるに適しないと認めるときは、その役員を解任することができる。

一 心身の故障のため職務の遂行に堪えないと認められるとき。

二 職務上の義務違反があるとき。

3 前項に規定するもののほか、主務大臣又は法人の長は、それぞれその任命に係る役員（監事を除く。）の職務の執行が適当でないため当該独立行政法人の業務の実績が悪化した場合であって、その役員に引き続き当該職務を行わせることが適切でないと認めるときは、その役員を解任することができる。

4 法人の長は、前二項の規定によりその任命に係る役員を解任したときは、遅滞なく、主務大臣に届け出るとともに、これを公表しなければならない。

(代表権の制限)

第二十四条 独立行政法人と法人の長その他の代表権を有する役員との利益が相反する事項については、これらの者は、代表権を有しない。この場合には、監事が当該独立行政法人を代表する。

(代理人の選任)

第二十五条 法人の長その他の代表権を有する役員は、当該独立行政法人の代表権を有しない役員又は職員のうちから、当該独立行政法人の業務の一部に関し一切の裁判上又は裁判外の行為をする権限を有する代理人を選任することができる。

(職員の任命)

第二十六条 独立行政法人の職員は、法人の長が任命する。

第三章 業務運営

第一節 業務

(業務の範囲)

第二十七条 各独立行政法人の業務の範囲は、個別法で定める。

(業務方法書)

第二十八条 独立行政法人は、業務開始の際、業務方法書を作成し、主務大臣の認可を受けなければならない。これを変更しようとするときも、同様とする。

2 前項の業務方法書に記載すべき事項は、主務省令（当該独立行政法人を所管する内閣府又は各省の内閣府令又は省令をいう。以下同じ。）で定める。

3 主務大臣は、第一項の認可をしようとするときは、あらかじめ、評価委員会の意見を聴かなければならない。

4 独立行政法人は、第一項の認可を受けたときは、遅滞なく、その業務方法書を公表しなければならない。

第二節 中期目標等

(中期目標)

第二十九条 主務大臣は、三年以上五年以下の期間において独立行政法人が達成すべき業務運営に関する目標（以下「中期目標」という。）を定め、これを当該独立行政法人に指示するとともに、公表しなければならない。これを変更したときも、同様とする。

- 2 中期目標においては、次に掲げる事項について定めるものとする。
 - 一 中期目標の期間（前項の期間の範囲内で主務大臣が定める期間をいう。以下同じ。）
 - 二 業務運営の効率化に関する事項
 - 三 国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する事項
 - 四 財務内容の改善に関する事項
 - 五 その他業務運営に関する重要事項
- 3 主務大臣は、中期目標を定め、又はこれを変更しようとするときは、あらかじめ、評価委員会の意見を聴かなければならない。

（中期計画）

第三十条 独立行政法人は、前条第一項の指示を受けたときは、中期目標に基づき、主務省令で定めるところにより、当該中期目標を達成するための計画（以下「中期計画」という。）を作成し、主務大臣の認可を受けなければならない。これを変更しようとするときも、同様とする。

- 2 中期計画においては、次に掲げる事項を定めるものとする。
 - 一 業務運営の効率化に関する目標を達成するためとすべき措置
 - 二 国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する目標を達成するためとすべき措置
 - 三 予算（人件費の見積りを含む。）、収支計画及び資金計画
 - 四 短期借入金の限度額
 - 五 重要な財産を譲渡し、又は担保に供しようとするときは、その計画
 - 六 剰余金の使途
 - 七 その他主務省令で定める業務運営に関する事項
- 3 主務大臣は、第一項の認可をしようとするときは、あらかじめ、評価委員会の意見を聴かなければならない。
- 4 主務大臣は、第一項の認可をした中期計画が前条第二項第二号から第五号までに掲げる事項の適正かつ確実な実施上不適当となったと認めるときは、その中期計画を変更すべきことを命ずることができる。
- 5 独立行政法人は、第一項の認可を受けたときは、遅滞なく、その中期計画を公表しなければならない。

（年度計画）

第三十一条 独立行政法人は、毎事業年度の開始前に、前条第一項の認可を受けた中期計画に基づき、主務省令で定めるところにより、その事業年度の業務運営に関する計画（次項において「年度計画」という。）を定め、これを主務大臣に届け出るとともに、公表しなければならない。これを変更したときも、同様とする。

- 2 独立行政法人の最初の事業年度の年度計画については、前項中「毎事業年度の開始前に、前条第一項の認可を受けた」とあるのは、「その成立後最初の中期計画について前条第一項の認可を受けた後遅滞なく、その」とする。

（各事業年度に係る業務の実績に関する評価）

第三十二条 独立行政法人は、主務省令で定めるところにより、各事業年度における業務の実績について、評価委員会の評価を受けなければならない。

- 2 前項の評価は、当該事業年度における中期計画の実施状況の調査をし、及び分析をし、並びにこれらの調査及び分析の結果を考慮して当該事業年度における業務の実績の全体について総合的な評定をして、行わなければならない。
- 3 評価委員会は、第一項の評価を行ったときは、遅滞なく、当該独立行政法人及び政令で定める審議会（以下「審議会」という。）に対して、その評価の結果を通知しなければならない。この場合において、評価委員会は、必要があると認めるときは、当該独立行政法人に対し、業務運営の改善その他の勧告をすることができる。

4 評価委員会は、前項の規定による通知を行ったときは、遅滞なく、その通知に係る事項（同項後段の規定による勧告をした場合にあっては、その通知に係る事項及びその勧告の内容）を公表しなければならない。

5 審議会は、第三項の規定により通知された評価の結果について、必要があると認めるときは、当該評価委員会に対し、意見を述べることができる。

（中期目標に係る事業報告書）

第三十三条 独立行政法人は、中期目標の期間の終了後三月以内に、主務省令で定めるところにより、当該中期目標に係る事業報告書を主務大臣に提出するとともに、これを公表しなければならない。

（中期目標に係る業務の実績に関する評価）

第三十四条 独立行政法人は、主務省令で定めるところにより、中期目標の期間における業務の実績について、評価委員会の評価を受けなければならない。

2 前項の評価は、当該中期目標の期間における中期目標の達成状況の調査をし、及び分析をし、並びにこれらの調査及び分析の結果を考慮して当該中期目標の期間における業務の実績の全体について総合的な評定をして、行わなければならない。

3 第三十二条第三項から第五項までの規定は、第一項の評価について準用する。

（中期目標の期間の終了時の検討）

第三十五条 主務大臣は、独立行政法人の中期目標の期間の終了時において、当該独立行政法人の業務を継続させる必要性、組織の在り方その他その組織及び業務の全般にわたる検討を行い、その結果に基づき、所要の措置を講ずるものとする。

2 主務大臣は、前項の規定による検討を行うに当たっては、評価委員会の意見を聴かななければならない。

3 審議会は、独立行政法人の中期目標の期間の終了時において、当該独立行政法人の主要な事務及び事業の改廃に関し、主務大臣に勧告することができる。

第四章 財務及び会計

（事業年度）

第三十六条 独立行政法人の事業年度は、毎年四月一日に始まり、翌年三月三十一日に終わる。

2 独立行政法人の最初の事業年度は、前項の規定にかかわらず、その成立の日に始まり、翌年の三月三十一日（一月一日から三月三十一日までの間に成立した独立行政法人にあっては、その年の三月三十一日）に終わるものとする。

（企業会計原則）

第三十七条 独立行政法人の会計は、主務省令で定めるところにより、原則として企業会計原則によるものとする。

（財務諸表等）

第三十八条 独立行政法人は、毎事業年度、貸借対照表、損益計算書、利益の処分又は損失の処理に関する書類その他主務省令で定める書類及びこれらの附属明細書（以下「財務諸表」という。）を作成し、当該事業年度の終了後三月以内に主務大臣に提出し、その承認を受けなければならない。

2 独立行政法人は、前項の規定により財務諸表を主務大臣に提出するときは、これに当該事業年度の事業報告書及び予算の区分に従い作成した決算報告書を添え、並びに財務諸表及び決算報告書に関する監事の意見（次条の規定により会計監査人の監査を受けなければならない独立行政法人にあっては、監事及び会計監査人の意見。以下同じ。）を付けなければならない。

3 主務大臣は、第一項の規定により財務諸表を承認しようとするときは、あらかじめ、評価委員会の意見を聴かななければならない。

4 独立行政法人は、第一項の規定による主務大臣の承認を受けたときは、遅滞なく、財務諸表を官報に公告し、かつ、財務諸表並びに第二項の事業報告書、決算報告書及び監事の意見を記載した書面を、各事務所に備えて置き、主務省令で定める期間、一般の閲覧に供しなければならない。

(会計監査人の監査)

第三十九条 独立行政法人(その資本の額その他の経営の規模が政令で定める基準に達しない独立行政法人を除く。)は、財務諸表、事業報告書(会計に関する部分に限る。)及び決算報告書について、監事の監査のほか、会計監査人の監査を受けなければならない。

(会計監査人の選任)

第四十条 会計監査人は、主務大臣が選任する。

(会計監査人の資格)

第四十一条 株式会社の監査等に関する商法の特例に関する法律(昭和四十九年法律第二十二号)第四条(第二項第二号を除く。)の規定は、第三十九条の会計監査人について準用する。この場合において、同法第四条第二項第一号中「第二条」とあるのは、「独立行政法人通則法第三十九条」と読み替えるものとする。

(会計監査人の任期)

第四十二条 会計監査人の任期は、その選任の日以後最初に終了する事業年度の財務諸表についての主務大臣の第三十八条第一項の承認の時までとする。

(会計監査人の解任)

第四十三条 主務大臣は、会計監査人が次の各号の一に該当するときは、その会計監査人を解任することができる。

- 一 職務上の義務に違反し、又は職務を怠ったとき。
- 二 会計監査人たるにふさわしくない非行があったとき。
- 三 心身の故障のため、職務の遂行に支障があり、又はこれに堪えないとき。

(利益及び損失の処理)

第四十四条 独立行政法人は、毎事業年度、損益計算において利益を生じたときは、前事業年度から繰り越した損失をうめ、なお残余があるときは、その残余の額は、積立金として整理しなければならない。ただし、第三項の規定により同項の用途に充てる場合は、この限りでない。

- 2 独立行政法人は、毎事業年度、損益計算において損失を生じたときは、前項の規定による積立金を減額して整理し、なお不足があるときは、その不足額は、繰越欠損金として整理しなければならない。
- 3 独立行政法人は、第一項に規定する残余があるときは、主務大臣の承認を受けて、その残余の額の全部又は一部を第三十条第一項の認可を受けた中期計画(同項後段の規定による変更の認可を受けたときは、その変更後のもの。以下単に「中期計画」という。)の同条第二項第六号の剰余金の用途に充てることができる。
- 4 主務大臣は、前項の規定による承認をしようとするときは、あらかじめ、評価委員会の意見を聴かなければならない。
- 5 第一項の規定による積立金の処分については、個別法で定める。

(借入金等)

第四十五条 独立行政法人は、中期計画の第三十条第二項第四号の短期借入金の限度額の範囲内で、短期借入金を行うことができる。ただし、やむを得ない事由があるものとして主務大臣の認可を受けた場合は、当該限度額を超えて短期借入金を行うことができる。

- 2 前項の規定による短期借入金は、当該事業年度内に償還しなければならない。ただし、資金の不足のため償還することができないときは、その償還することができない金額に限り、主務大臣の認可を受けて、これを借り換えることができる。
- 3 前項ただし書の規定により借り換えた短期借入金は、一年以内に償還しなければならない。
- 4 主務大臣は、第一項ただし書又は第二項ただし書の規定による認可をしようとするときは、あらかじめ、評価委員会の意見を聴かなければならない。
- 5 独立行政法人は、個別法に別段の定めがある場合を除くほか、長期借入金及び債券発行を行うことができない。

(財源措置)

第四十六条 政府は、予算の範囲内において、独立行政法人に対し、その業務の財源に充てるために必要な金額の全部又は一部に相当する金額を交付することができる。

(余裕金の運用)

第四十七条 独立行政法人は、次の方法による場合を除くほか、業務上の余裕金を運用してはならない。

- 一 国債、地方債、政府保証債(その元本の償還及び利息の支払について政府が保証する債券をいう。)
その他主務大臣の指定する有価証券の取得
- 二 銀行その他主務大臣の指定する金融機関への預金又は郵便貯金
- 三 信託業務を営む銀行又は信託会社への金銭信託

(財産の処分等の制限)

第四十八条 独立行政法人は、主務省令で定める重要な財産を譲渡し、又は担保に供しようとするときは、主務大臣の認可を受けなければならない。ただし、中期計画において第三十条第二項第五号の計画を定めた場合であって、その計画に従って当該重要な財産を譲渡し、又は担保に供するときは、この限りでない。

2 主務大臣は、前項の規定による認可をしようとするときは、あらかじめ、評価委員会の意見を聴かなければならない。

(会計規程)

第四十九条 独立行政法人は、業務開始の際、会計に関する事項について規程を定め、これを主務大臣に届け出なければならない。これを変更したときも、同様とする。

(主務省令への委任)

第五十条 この法律及びこれに基づく政令に規定するもののほか、独立行政法人の財務及び会計に関し必要な事項は、主務省令で定める。

第五章 人事管理

第一節 特定独立行政法人

(役員及び職員の身分)

第五十一条 特定独立行政法人の役員及び職員は、国家公務員とする。

(役員の報酬等)

第五十二条 特定独立行政法人の役員に対する報酬及び退職手当(以下「報酬等」という。)は、その役員の業績が考慮されるものでなければならない。

2 特定独立行政法人は、その役員に対する報酬等の支給の基準を定め、これを主務大臣に届け出るとともに、公表しなければならない。これを変更したときも、同様とする。

3 前項の報酬等の支給の基準は、国家公務員の給与、民間企業の役員の報酬等、当該特定独立行政法人の業務の実績及び中期計画の第三十条第二項第三号の人員費の見積りその他の事情を考慮して定められなければならない。

(評価委員会の意見の申出)

第五十三条 主務大臣は、前条第二項の規定による届出があったときは、その届出に係る報酬等の支給の基準を評価委員会に通知するものとする。

2 評価委員会は、前項の規定による通知を受けたときは、その通知に係る報酬等の支給の基準が社会一般の情勢に適合したものであるかどうかについて、主務大臣に対し、意見を申し出ることができる。

(役員の服務)

第五十四条 特定独立行政法人の役員(以下この条から第五十六条までにおいて単に「役員」という。)は、職務上知ることのできた秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も、同様とする。

2 役員は、在任中、政党その他の政治的団体の役員となり、又は積極的に政治運動をしてはならない。

3 役員（非常勤の者を除く。次項において同じ。）は、在任中、任命権者の承認のある場合を除くほか、報酬を得て他の職務に従事し、又は営利事業を営み、その他金銭上の利益を目的とする業務を行ってはならない。

4 役員は、離職後二年間は、商業、工業又は金融業その他営利を目的とする私企業（以下「営利企業」という。）の地位で、その離職前五年間に在職していた特定独立行政法人又は人事院規則で定める国の機関と密接な関係にあるものに就くことを承諾し、又は就いてはならない。ただし、人事院規則の定めるところにより、任命権者の申出により人事院の承認を得た場合は、この限りでない。

（役員の災害補償）

第五十五条 役員の公務上の災害又は通勤による災害に対する補償及び公務上の災害又は通勤による災害を受けた役員に対する福祉事業については、特定独立行政法人の職員の例による。

（役員に係る労働者災害補償保険法の適用除外）

第五十六条 労働者災害補償保険法（昭和二十二年法律第五十号）の規定は、役員には適用しない。

（職員の給与）

第五十七条 特定独立行政法人の職員の給与は、その職務の内容と責任に応ずるものであり、かつ、職員が発揮した能率が考慮されるものでなければならない。

2 特定独立行政法人は、その職員の給与の支給の基準を定め、これを主務大臣に届け出るとともに、公表しなければならない。これを変更したときも、同様とする。

3 前項の給与の支給の基準は、一般職の職員の給与に関する法律（昭和二十五年法律第九十五号）の適用を受ける国家公務員の給与、民間企業の従業員の給与、当該特定独立行政法人の業務の実績及び中期計画の第三十条第二項第三号の人件費の見積りその他の事情を考慮して定められなければならない。

（職員の勤務時間等）

第五十八条 特定独立行政法人は、その職員の勤務時間、休憩、休日及び休暇について規程を定め、これを主務大臣に届け出るとともに、公表しなければならない。これを変更したときも、同様とする。

2 前項の規程は、一般職の職員の勤務時間、休暇等に関する法律（平成六年法律第三十三号）の適用を受ける国家公務員の勤務条件その他の事情を考慮したものでなければならない。

（職員に係る他の法律の適用除外等）

第五十九条 次に掲げる法律の規定は、特定独立行政法人の職員（以下この条において単に「職員」という。）には適用しない。

一 労働者災害補償保険法の規定

二 国家公務員法（昭和二十二年法律第二百十号）第十八条、第二十八条（第一項前段を除く。）、第二十九条から第三十二条まで、第六十二条から第七十条まで、第七十二条第二項及び第三項、第七十五条第二項並びに第百六条の規定

三 国家公務員の寒冷地手当に関する法律（昭和二十四年法律第二百号）の規定

四 一般職の職員の給与に関する法律の規定

五 国家公務員の職階制に関する法律（昭和二十五年法律第八十号）の規定

六 国家公務員の育児休業等に関する法律（平成三年法律第九号）第五条第二項、第七条の二、第八条及び第十一条の規定

七 一般職の職員の勤務時間、休暇等に関する法律の規定

2 職員に関する国家公務員法の適用については、同法第二条第六項中「政府」とあるのは「独立行政法人通則法第二条第二項に規定する特定独立行政法人（以下「特定独立行政法人」という。）」と、同条第七項中「政府又はその機関」とあるのは「特定独立行政法人」と、同法第六十条第一項中「場合には、人事院の承認を得て」とあるのは「場合には」と、「により人事院の承認を得て」とあるのは「により」と、同法第七十二条第一項中「その所轄庁の長」とあるのは「当該職員の勤務する特定独立行政法人の長」と、同法第七十八条第四号中「官制」とあるのは「組織」と、同法第八十条第四項中「給与準則」とあるのは「独立行政法人通則法第五十七条第二項に規定する給与の支給の基準」と、同法第八十一条の二第二項各

号中「人事院規則で」とあるのは「特定独立行政法人の長が」と、同法第八十一条の三第二項中「ときは、人事院の承認を得て」とあるのは「ときは」と、同法第百条第二項中「、所轄庁の長」とあるのは「、当該職員の勤務する特定独立行政法人の長」と、「の所轄庁の長」とあるのは「の属する特定独立行政法人の長」と、同法第百一条第一項中「政府」とあるのは「当該職員の勤務する特定独立行政法人」と、同条第二項中「官庁」とあるのは「特定独立行政法人」と、同法第百三条第三項中「所轄庁の長」とあるのは「当該職員の勤務し、又は勤務していた特定独立行政法人の長」と、同法第百四条中「内閣総理大臣及びその職員の所轄庁の長」とあるのは「当該職員の勤務する特定独立行政法人の長」とする。

3 職員に関する国際機関等に派遣される一般職の国家公務員の処遇等に関する法律（昭和四十五年法律第百十七号）第五条及び第六条第三項の規定の適用については、同法第五条第一項中「俸給、扶養手当、調整手当、研究員調整手当、住居手当、期末手当及び期末特別手当のそれぞれ百分の百以内」とあるのは「給与」と、同条第二項中「人事院規則（派遣職員が検察官の俸給等に関する法律（昭和二十三年法律第七十六号）の適用を受ける職員である場合にあっては、同法第三条第一項に規定する準則）」とあるのは「独立行政法人通則法第五十七条第二項に規定する給与の支給の基準」と、同法第六条第三項中「国は」とあるのは「独立行政法人通則法第二条第二項に規定する特定独立行政法人は」とする。

4 職員に関する労働基準法（昭和二十二年法律第四十九号）第十二条第三項第四号及び第三十九条第七項の規定の適用については、同法第十二条第三項第四号中「育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律（平成三年法律第七十六号）第二条第一号」とあるのは「国家公務員の育児休業等に関する法律（平成三年法律第百九号）第三条第一項」と、「同条第二号」とあるのは「育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律（平成三年法律第七十六号）第二条第二号」と、同法第三十九条第七項中「育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律第二条第一号」とあるのは「国家公務員の育児休業等に関する法律第三条第一項」と、「同条第二号」とあるのは「育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律第二条第二号」とする。

5 職員に関する船員法（昭和二十二年法律第百号）第七十四条第四項の規定の適用については、同項中「育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律（平成三年法律第七十六号）第二条第一号」とあるのは「国家公務員の育児休業等に関する法律（平成三年法律第百九号）第三条第一項」と、「同条第二号」とあるのは「育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律（平成三年法律第七十六号）第二条第二号」とする。

（国会への報告等）

第六十条 特定独立行政法人は、政令で定めるところにより、毎事業年度、常時勤務に服することを要するその職員（国家公務員法第七十九条又は第八十二条の規定による休職又は停職の処分を受けた者、法令の規定により職務に専念する義務を免除された者その他の常時勤務に服することを要しない職員で政令で定めるものを含む。次項において「常勤職員」という。）の数を主務大臣に報告しなければならない。

2 政府は、毎年、国会に対し、特定独立行政法人の常勤職員の数を報告しなければならない。

第二節 特定独立行政法人以外の独立行政法人

（役員の兼職禁止）

第六十一条 特定独立行政法人以外の独立行政法人の役員（非常勤の者を除く。）は、在任中、任命権者の承認のある場合を除くほか、営利を目的とする団体の役員となり、又は自ら営利事業に従事してはならない。

（準用）

第六十二条 第五十二条及び第五十三条の規定は、特定独立行政法人以外の独立行政法人の役員の報酬等について準用する。この場合において、第五十二条第三項中「実績及び中期計画の第三十条第二項第三号の人件費の見積り」とあるのは、「実績」と読み替えるものとする。

(職員の給与等)

第六十三条 特定独立行政法人以外の独立行政法人の職員の給与は、その職員の勤務成績が考慮されるものでなければならない。

- 2 特定独立行政法人以外の独立行政法人は、その職員の給与及び退職手当の支給の基準を定め、これを主務大臣に届け出るとともに、公表しなければならない。これを変更したときも、同様とする。
- 3 前項の給与及び退職手当の支給の基準は、当該独立行政法人の業務の実績を考慮し、かつ、社会一般の情勢に適合したものとなるように定められなければならない。

第六章 雑則

(報告及び検査)

第六十四条 主務大臣は、この法律を施行するため必要があると認めるときは、独立行政法人に対し、その業務並びに資産及び債務の状況に関し報告をさせ、又はその職員に、独立行政法人の事務所に立ち入り、業務の状況若しくは帳簿、書類その他の必要な物件を検査させることができる。

- 2 前項の規定により職員が立入検査をする場合には、その身分を示す証明書を携帯し、関係人にこれを提示しなければならない。
- 3 第一項の規定による立入検査の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解してはならない。

(違法行為等の是正)

第六十五条 主務大臣は、独立行政法人又はその役員若しくは職員の行為がこの法律、個別法若しくは他の法令に違反し、又は違反するおそれがあると認めるときは、当該独立行政法人に対し、当該行為の是正のため必要な措置を講ずることを求めることができる。

- 2 独立行政法人は、前項の規定による主務大臣の求めがあったときは、速やかに当該行為の是正その他の必要と認める措置を講ずるとともに、当該措置の内容を主務大臣に報告しなければならない。

(解散)

第六十六条 独立行政法人の解散については、別に法律で定める。

(財務大臣との協議)

第六十七条 主務大臣は、次の場合には、財務大臣に協議しなければならない。

- 一 第二十九条第一項の規定により中期目標を定め、又は変更しようとするとき。
- 二 第三十条第一項、第四十五条第一項ただし書若しくは第二項ただし書又は第四十八条第一項の規定による認可をしようとするとき。
- 三 第四十四条第三項の規定による承認をしようとするとき。
- 四 第四十七条第一号又は第二号の規定による指定をしようとするとき。

(主務大臣等)

第六十八条 この法律における主務大臣、主務省及び主務省令は、個別法で定める。

第七章 罰則

第六十九条 次の各号の一に該当する者は、一年以下の懲役又は五十万円以下の罰金に処する。

- 一 第五十四条第一項の規定に違反して秘密を漏らした者
- 二 第五十四条第四項の規定に違反して営利企業の地位に就いた者

第七十条 第六十四条第一項の規定による報告をせず、若しくは虚偽の報告をし、又は同項の規定による検査を拒み、妨げ、若しくは忌避した場合には、その違反行為をした独立行政法人の役員又は職員は、二十万円以下の罰金に処する。

第七十一条 次の各号の一に該当する場合には、その違反行為をした独立行政法人の役員は、二十万円以下の過料に処する。

- 一 この法律の規定により主務大臣の認可又は承認を受けなければならない場合において、その認可又は承認を受けなかったとき。

- 二 この法律の規定により主務大臣に届出をしなければならない場合において、その届出をせず、又は虚偽の届出をしたとき。
 - 三 この法律の規定により公表をしなければならない場合において、その公表をせず、又は虚偽の公表をしたとき。
 - 四 第九条第一項の規定による政令に違反して登記することを怠ったとき。
 - 五 第三十条第四項の規定による主務大臣の命令に違反したとき。
 - 六 第三十三条の規定による事業報告書の提出をせず、又は事業報告書に記載すべき事項を記載せず、若しくは虚偽の記載をして事業報告書を提出したとき。
 - 七 第三十八条第四項の規定に違反して財務諸表、事業報告書、決算報告書若しくは監事の意見を記載した書面を備え置かず、又は閲覧に供しなかったとき。
 - 八 第四十七条の規定に違反して業務上の余裕金を運用したとき。
 - 九 第六十条第一項又は第六十五条第二項の規定による報告をせず、又は虚偽の報告をしたとき。
- 第七十二条 第十条の規定に違反した者は、十万円以下の過料に処する。

附 則

(施行期日)

第一条 この法律は、内閣法の一部を改正する法律(平成十一年法律第 号)の施行の日から施行する。

(名称の使用制限に関する経過措置)

第二条 この法律の施行の際現にその名称中に独立行政法人という文字を用いている者については、第十条の規定は、この法律の施行後六月間は、適用しない。

(政令への委任)

第三条 前条に定めるもののほか、この法律の施行に関し必要な経過措置は、政令で定める。

中央省庁等改革の推進に関する方針(平成11年4月27日中央省庁等改革推進本部決定)(抄)

(出所:総務省ホームページ「独立行政法人評価に関する基礎的資料」)

アドレス: <http://www.soumu.go.jp/kansatu/housin.htm>

III 独立行政法人制度関連

I 国の行政組織等の減量、効率化等に関する基本的計画(抄)

VII 各省等設置法案関連(抄)

III 独立行政法人制度関連

独立行政法人に係る制度に関しては、独立行政法人通則法案及び独立行政法人通則法の施行に伴う関係法律の整備に関する法律案に定めるところによるほか、次のとおりとする。

1. 独立行政法人制度の趣旨

独立行政法人の制度を設けるに当たっては、事前関与・統制を極力排し、事後チェックへの重点の移行を図るため、主務大臣の監督、関与その他の国の関与を必要最小限のものとする。

(通則法案第1条、第3条等関係)

2. 公表

(1) 独立行政法人は、通則法案において公表すべきこととされている事項のほか、その独立行政法人の「業務の概要」に関する事項その他のできる限り多くの事項についても併せて積極的に公表することとする。

(2) 公表の方法については、

公表すべき事項の要旨の官報等による公告

公表すべき事項を記載した書面を事務所に備え置き、一定の期間一般の閲覧に供することに加え、電子媒体でアクセスすることが可能となるような方法等追加的に適切な方法も利用して、積極的に行うこととする。

(第3条等関係)

3. 個別の独立行政法人の目的、業務等

(1) 独立行政法人の名称、目的、業務の範囲、組織、運営、管理その他独立行政法人通則法を補う内容等を定め、独立行政法人を設立し運営するための個別の法令(注)(以下「個別法令」という。)を引き続き整備する。

個別法令においても、独立行政法人の特性に応じた組織、運営が可能となるよう弾力的な仕組みとする。

(2) 独立行政法人の業務等が国民のニーズとは無関係に自己増殖的に膨張することを防止するため、

- ・ 独立行政法人が行う業務は、個別法令により定められる本来業務及びそれに附帯する業務に限られるものとする、
- ・ 独立行政法人による出資等は、独立行政法人の本来業務及びそれに附帯する業務に係るもの以外には認めないものとし、個別法令に定めがある場合に限ることとする。

(3) 個々の独立行政法人の名称については、独立行政法人以外の者が当該名称を使用することを制限し、その名称は、「国立」という文字を用いることを含め、個々の独立行政法人の事務及び事業の内容、独立行政法人化以前の名称等を総合的に勘案しつつ検討するものとする。

(第4条、第5条、第10条等関係)

(注) 個別の法令(「個別法令」)の法制上の措置方法については、今後検討するものとする。以下同じ。

4. 内部組織

- (1) 独立行政法人の役員に関するもの以外の内部組織（第7条第2項の従たる事務所を含む。以下同じ。）は、個別法令の業務の範囲で独立行政法人の長がその裁量により決定、変更又は改廃し、主務大臣に通知するものとする。
- (2) 上記(1)の独立行政法人の役員に関するもの以外の内部組織についての独立行政法人の長による決定、変更又は改廃は、従来型の組織管理手法の対象外とする。

(第7条等関係)

5. 財産的基礎等

- (1) 独立行政法人が出資を受ける場合は、第37条等に定める会計処理の方法に従い資本金として整理する。その場合、個別法令において資本金額に関する規定を置くものとする。
- (注) 出資を受けない独立行政法人は、資本金を持たないこととなる。
- (2) 政府が独立行政法人に出資する場合には、個別法令において、政府出資額等出資の内容に関する規定を置くものとする。
- (3) 個別法令においては、必要に応じて増資方法の規定を置くことができる。当該規定に基づいて具体的に増資を行う際には、中期計画の中で定めるものとする。
- (注) 減資は、個別法令その他の法律の定めにより行うものとする。
- (4) 個別法令の定めるところにより、政府は独立行政法人に対する金銭以外の土地・建物等の財産の現物出資を行うことができる。またその際は、資産評価委員会の設置など、出資財産の評価に関する規定を置く。現物出資された財産の評価は、出資時の時価を基準とすることを原則とする。
- (5) 必要に応じ、独立行政法人は、個別法令の定めるところにより、国有財産を無償使用することができるものとする。

なお、国が、地方税法上の非課税独立行政法人に対して固定資産を無償使用させ、当該独立行政法人自らがこれを使用する場合には、仮に当該資産を国自らが使用していたとしても国有資産等所在市町村交付金の交付対象とされるようなものを除き、同交付金の交付対象としないよう措置する。

- (6) 地方公共団体や民間企業など、政府以外の者の出資を受けるためには、個別法令において、その旨及びその他必要な事項を規定するものとする。
- (7) 改正後の地方税法第348条第6項に基づく政令は、現在、国有資産等所在市町村交付金の交付対象となる固定資産に対しては、交付金に替わって固定資産税が課税されることとなるよう定めるものとする。

(第8条等関係)

6. 登記

独立行政法人に係る登記令を整備するものとする。

(第9条等関係)

7. 独立行政法人評価委員会

- (1) 主務省に置かれる合議制の機関である独立行政法人評価委員会は、主務省ごとに設置されるものであり、その委員は、外部有識者のうちから主務大臣が任命するものとする。
- (2) 独立行政法人評価委員会については、その事務局としての事務を行う部局を特定するものとする。

(第12条等関係)

8. 設立

- (1) 独立行政法人の新設及び改廃に係る機構管理上の審査を行う場合におけるその審査手続については、独立行政法人制度の趣旨・目的にかんがみ、必要最小限の範囲（業務範囲等）とするとともに、その審査に当たっては、関係資料等を必要最小限とするなど、できる限り簡便なものとするものとする。
- (2) 事務及び事業の独立行政法人への移行に際しては、当該事務及び事業に係る権利義務等の承継や引継ぎについて適切な措置を講ずることとする。

(第13条～第17条等関係)

9. 役員

- (1) 独立行政法人の長は常勤とするものとする。
- (2) 監事は複数置くものとし、そのうち1名以上は外部の者を起用するものとする。
- (3) 第20条第1項第1号及び第2号は、経営に関して高い識見を有する者を含むものとする。
- (4) 独立行政法人の長等を公募する場合には、その選任手続は、公正性を担保しつつ適材を得るよう留意するものとする。
- (5) 欠格条項については、各独立行政法人の業務の性質等に応じ、個別法令において付加又は軽減して定めることができるものとする。

(第18条～第25条等関係)

10. 業務方法書

業務方法書には、業務の方法に関する事項のほか、業務の委託に関する基準、競争入札等の契約に関する基本的な事項等について定めることとする。

(第28条等関係)

11. 中期目標

- (1) 独立行政法人の中期目標は、できる限り数値による等その達成状況が判断しやすいように定めることとする。また、その内容については、各独立行政法人の業務の内容、性格に応じた目標の設定となるよう特に配慮するものとする。
- (2) 中期目標の変更は、特段の必要がある場合に限って行うこととし、恣意的な運用によって独立行政法人の自律性・自主性が損なわれないよう配慮するものとする。

(第29条等関係)

12. 中期計画

- (1) 中期計画における「予算、収支計画及び資金計画」の「予算」に含むこととされている人件費の見積りは、その算定の基礎として、あらかじめ一定のルールにより見積りを行う方法か、又は計画期間中の人件費総額の見積りを行う方法のいずれかにより行うものとする。当該人件費の見積りは、役員報酬並びに職員基本給、職員諸手当、超過勤務手当、退職者給与及び国際機関派遣職員給与に相当する範囲の費用とするものとする。
- (2) 中期計画には、施設・設備に関する計画、人事に関する計画(人員及び人件費の効率化に関する目標を含む。)その他個別の独立行政法人の業務の性格に応じて定められる計画も含むものとする。
- (3) 「剰余金の使途」の具体的な考え方については、会計専門家を交えて検討を行うものとする。
- (4) 主務大臣による中期計画を変更すべきことの命令は、第30条第4項に定める要件の認定を厳格に行うとともに、その運用に当たっては、認可当時には予測できなかった事情の変化等により、中期計画を変更すべきことを命ずることが真にやむを得ないような特段の必要がある場合に限って行うこととし、恣意的な運用によって独立行政法人の自律性・自主性が損なわれないように特に配慮するものとする。

(第30条等関係)

13. 年度計画

年度計画においては、中期計画に定めた事項に関し、当該事業年度において実施すべき事項を含まなければならないものとする。

(第31条等関係)

14. 各事業年度に係る業務の実績に関する評価 / 中期目標に係る事業報告書 / 中期目標期間に係る業務の実績に関する評価

- (1) 独立行政法人評価委員会による独立行政法人の業務の実績の評価は、同委員会が設定する客観的な評価(例えば、中期目標の達成度合に応じた数段階評価)基準によるものとする。

(第32条、第34条等関係)

- (2) 独立行政法人は、業務運営や役職員の処遇等に関して、独立行政法人評価委員会の評価結果を反映するように努めるものとする。また、年度計画や中期計画の作成に当たっては、独立行政法人評価委員会

の評価結果を踏まえるものとする。

- (3) 主務大臣は、独立行政法人評価委員会の評価結果を踏まえて、中期目標の設定、中期計画の認可又は独立行政法人の長等の人事等を行うものとし、任期途中の独立行政法人の長の交代もあり得るものとする。

(第32条等関係)

- (4) 中期目標に係る事業報告書は、中期目標の達成状況が明らかになるような内容を含まなければならないものとする。

(第33条等関係)

15. 独立行政法人の組織及び業務の全般の検討

主務大臣は、組織及び業務の全般にわたる検討結果を、業務の継続（民営化、業務の改廃等を含む。）業務運営の方法（中期目標の設定、中期計画の認可等）組織の在り方、長等の人事等に反映させるよう所要の措置を講ずるものとする。

(第35条等関係)

16. 総務省に置かれる政策評価・独立行政法人評価委員会（仮称）

通則法に規定する政令で定める審議会として政策評価・独立行政法人評価委員会（仮称）を総務省に置くものとする。

- (1) 政策評価・独立行政法人評価委員会（仮称）の委員は外部有識者のうちから総務大臣が任命するものとする。

- (2) 政策評価・独立行政法人評価委員会（仮称）の事務局機能を果たす部局を特定するものとする。

- (3) 政策評価・独立行政法人評価委員会（仮称）は、独立行政法人に関する公表資料を取りまとめ、公表するものとする（独立行政法人に関する報告のためのブックレット等の定期的作成）。このため、独立行政法人の主務大臣は、公表資料を、政策評価・独立行政法人評価委員会（仮称）に対して提供するものとする。

- (4) 政策評価・独立行政法人評価委員会（仮称）は、その所掌事務を遂行するため必要があると認めるときは、独立行政法人の主務大臣又は独立行政法人の長に対して、資料の提出、意見の開陳、説明その他必要な協力を求めることができるものとする。

- (5) 政策評価・独立行政法人評価委員会（仮称）は、その所掌事務を遂行するため特に必要があると認めるときは、独立行政法人の主務大臣又は独立行政法人の長以外の者に対しても、必要な協力を依頼することができるものとする。

- (6) 政策評価・独立行政法人評価委員会（仮称）の意見及び勧告については、主務大臣及び独立行政法人は尊重するものとする。

- (7) 独立行政法人については、その制度の趣旨にかんがみ、独自の評価等を定期的に行う仕組みが設けられるため、行政評価等の機能との重複を防止するものとする。

総務省が府省の政策を評価するために必要な範囲内で独立行政法人に対して関連する調査を行う場合においても、原則として公表資料又は総務大臣若しくは主務大臣が保有する資料等を活用することとし、これにより難い場合には、事前に主務大臣を通じて独立行政法人に連絡を行った上で調査を行う等調査が必要最小限のものとなるようにする。

(第32条、第35条等関係)

17. 財務諸表等

- (1) 独立行政法人の会計については、適切に情報開示を行うために、独立行政法人の財政状態及び運営状況を明らかにすることを目的とし、発生主義の考え方を導入する。

- (2) 独立行政法人の会計については、その財政状態を明らかにするため、貸借対照表日におけるすべての資産、負債及び資本を記載し、正しく表示するものでなければならない。また、その運営状況を明らかにするため、すべての費用及び収益は、その支出及び収入に基づいて計上し、かつ、その発生した期間に正しく割り当てられるように処理しなければならない。

- (3) 独立行政法人の会計基準は企業会計原則によることを原則とするが、公共的な性格を有し、利益の獲得を目的とせず、独立採算制を前提としない等の独立行政法人の特殊性を考慮して必要な修正を加えるものとする。そのため、会計専門家を交えて細目について必要な研究を行うものとする。
- (4) 独立行政法人に共通に適用される包括的かつ詳細な規定や、各独立行政法人の多様性を考慮し、これを補う内容等の基準を、主務省令等で措置する。当該主務省令等においては、上記(3)の必要な修正を含むものとする。
- (5) 主務大臣は、財務諸表を承認後、添付書類とともに財務大臣に通知するものとする。
(第38条等関係)

18. 会計監査人の監査

- (1) 会計監査人による監査を義務付ける独立行政法人の規模については、例えば、資本金、運営費交付金の額等を勘案して定めるものとする。
- (2) 独立行政法人の長は、監事の同意を得た上で、会計監査人の候補者の名簿を主務大臣に提出し、その選任を求めるものとする。
- (3) 会計監査人は、何時でも、独立行政法人の会計の帳簿及び書類の閲覧もしくは謄写をし、又は長その他の役員(監事を除く。)及び職員に対して会計に関する報告を求めることができる。
(第39条等関係)

19. 利益及び損失の処理

- (1) 主務大臣の承認により中期計画に定めた剰余金の使途に充てることのできる額は、独立行政法人の経営努力により生じた額とする。
- (2) 第44条における会計的な処理の細目については、会計専門家を交えて検討を行うものとする。
- (3) 個別法令においては、中期目標期間が終了する事業年度における積立金の処理に関して、例えば半分を国庫納付、半分を内部留保する等、個別の独立行政法人ごとに判断し、規定するものとする。
(第44条等関係)

20. 借入金等

- (1) 独立行政法人が長期借入金及び債券発行する場合には、個別法令において、それらを可能とする旨の規定を置かなければならない。個別法令においては、必要に応じ、認可手続、償還計画等の所要事項について、定めるものとする。
- (2) 独立行政法人の長期借入金及び債券発行に係る債務について政府が債務保証を行う場合には、法人に対する政府の財政援助の制限に関する法律第3条の規定にかかわらず、個別法令で定めるところによる。
(第45条等関係)

21. 財源措置

- (1) 考え方
 - ア 独立行政法人は、一般的には独立採算制を前提とするものではない。独立行政法人への移行後は、国の予算において所要の財源措置を行うものとする。
 - イ なお、独立行政法人に対する移行時の予算措置に当たっては、移行前に必要とされた公費投入額を十分に踏まえ、当該事務及び事業が確実に実施されるように、十分に配慮するものとする。
- (2) 予算措置の手法
 - ア 独立行政法人に対する予算措置については、主務大臣が予算要求を行うものとする。
 - イ 独立行政法人に対する国の予算措置については、中期計画に定めるところに従い、運営費交付金及び施設費等を毎年度の予算編成の中で確実に手当とする。具体的には次のいずれかの方法によるものとする。
 - [手法1] 中期計画において計画期間中の予算措置の総額を定め、国庫債務負担行為として予算に計上する。各年度予算においては、これを具体的に歳出化する。
 - [手法2] 中期計画において計画期間中の予算額算定のためのルールや投資計画を定める。各年度の予算編成においては、ルールの具体的適用や投資計画の実現を図る。

(3) 運営費交付金

ア 独立行政法人の事業の運営のため、国は運営費交付金を交付する。

イ 運営費交付金はいわば「渡し切りの交付金」として措置する。国の予算においては、独立行政法人ごとに、例えば一項目を立て、使途の内訳は特定しない。

ウ したがって、運営費交付金を財源とする独立行政法人の支出予算については、その執行に当たり、国の事前の関与を受けることなく予定の使途以外の使途に充てることができるものとする。また、独立行政法人において年度内に遣い残しが生じた場合であっても翌年度に繰り越すことができるものとする。

(4) 施設費等

ア 独立行政法人の施設費等に係る経費であって、国の予算において公債発行対象経費であるものについては、運営費交付金とは別に措置する。(注)

イ 独立行政法人に対する施設費は、国の予算においては、必要に応じ繰越明許費として計上する。

ウ 措置された施設費等は、上記の枠組みの中で、中期計画に定めた範囲内で弾力的に執行する。

(注) 投資的経費であっても公債発行対象でない経費は、運営費交付金の中で措置する。

(5) 人件費等

ア 所要の予算措置は、運営費交付金の中で手当てする。

イ 運営費交付金の算定の基礎として、人件費等相当額について、あらかじめ一定のルールを定めることができる。

(6) 寄附金・受託収入・手数料等

ア 独立行政法人に対する寄附金、外部からの受託収入、手数料収入、入場料収入等については、別段の定めのあるものを除き、独立行政法人の収入に直接計上することとし、国の会計の歳入・歳出外で扱う。

イ 独立行政法人に対する寄附金については、特定公益増進法人並みの扱いとする等の所要の措置を講ずる。

ウ 改正後の地方財政再建促進特別措置法第24条第2項の政令で定める独立行政法人とは、個々の独立行政法人ごとに、同項における既存の特殊法人の取扱いとの均衡を勘案しつつ、国の出資の割合、国の関与の度合い、国の財政資金への依存度、法人の業務内容等を考慮して定めるものとする。

(注) 同項の観点からは、出資の全額を国に依存している独立行政法人又は資本若しくは出資を有せずに国の出資に代えて国有財産を無償で使用する独立行政法人は、多くの場合、この対象になるものとの推定が働く。

エ 現在の地方財政再建促進特別措置法施行令第12条の2各号の規定が独立行政法人に対しても適用されるよう措置するとともに、各号の規定との均衡にも留意しながら、一定の要件のもとでの地方公共団体からの独立行政法人に対する自主的な寄附等を可能とすることについて検討する。

オ 国は、独立行政法人を一の受託者として、委託金を支払うことを妨げない。

カ 独立行政法人においては、国の複数の会計からの収入がある場合など、必要に応じて、区分経理を行うものとする。

(第46条等関係)

22. 財産の処分等の制限

(1) 認可の際には、処分の相手先、処分時期、処分理由は認可の内容としないこととし、また処分価格についても下限価格を認可するなど可能な限り独立行政法人の自主性を尊重するものとする。

(2) 重要な財産の範囲は、当該財産の独立行政法人の業務運営における物的重要性及び当該財産処分の独立行政法人の財産基盤への影響度を勘案して定めるものとする。

(3) 独立行政法人の重要な財産については、その業務目的のために第三者に使用させることができる。

(第48条等関係)

23. 特定独立行政法人の役員の報酬等

- (1) 独立行政法人は、業務の実績を反映した報酬等の支給の状況についても公表するとともに、主務大臣に通知するものとする。主務大臣は、当該支給状況を独立行政法人評価委員会に通知するものとする。
- (2) 独立行政法人評価委員会は、各事業年度における業務の評価の一環として、業績を反映する報酬等の支給の基準に基づく報酬等の支給の状況が、第52条の趣旨に適合しているかどうかについても評価を行うものとし、必要があると認めるときは、当該独立行政法人に対し、勧告をすることができる。

(第52条等関係)

24. 特定独立行政法人の職員の給与

- (1) 独立行政法人は、職員の給与について、当該独立行政法人及びその職員の業績が反映される給与の仕組みの導入を図るものとする。
- (2) 独立行政法人の業績については、独立行政法人評価委員会によって業務の達成目標が大幅に達成されたとの評価が得られたときや、業務の達成目標が全体として未達成との評価を受けたとき等において、これを考慮するものとするが適当である。

(第57条等関係)

25. 特定独立行政法人の職員の採用、服務等

(1) 職員の採用

職員の採用については、公正・中立性の確保に留意しつつ、従来の取扱いと比較して独立行政法人の長の判断により採用を行うことができる範囲を拡大するものとする。

(2) 職員に対する服務及び懲戒

特定独立行政法人の長は、勤務時間、休憩、休日及び休暇等に関する規程において、職務に関連のある一定の場合の休暇を設けることにより、職務専念義務(国家公務員法第101条)を免除することが可能である。

職員の兼業制限(国家公務員法第104条)について、独立行政法人の長が、関連法令の定める一般的基準に従い、兼業の許可を与えることができるものとする。

(3) 勤務評定

独立行政法人の長は、勤務評定を行い、その結果に応じた措置を講じる必要があるが、勤務評定の内容、手続等は、独立行政法人の長の定めるところによるものとする。

(第59条等関係)

26. 国会への報告等

- (1) 定員については、行政機関の職員の定員に関する法律等の法定定員制度の対象外となる。
- (2) 政府が毎年国会に対して行う特定独立行政法人の常勤職員の数の報告に係る事務は、総務省が行うものとする。

(第60条等関係)

27. 特定独立行政法人以外の独立行政法人の役員

- (1) 業務の性質等に応じ一定の独立行政法人の役員に、秘密保持義務を個別法令で課すものとする。
- (2) 業務の性質等に応じ一定の独立行政法人の役員に、個別法令により刑法その他の罰則の適用についての「みなし公務員」規定等を置くものとする。
- (3) 独立行政法人の役員の報酬等の支給の状況に関しては、上記23.(1)及び(2)と同様に取扱うものとする。
- (4) 独立行政法人の役員の報酬等は、独立行政法人の業績の評価を踏まえたものとするよう特に配慮することが適当である。

(第62条等関係)

28. 特定独立行政法人以外の独立行政法人の職員

特定独立行政法人以外の独立行政法人の職員の地位等については、次のとおりとする。

- ・ 職員に対する服務及び懲戒については、就業規則で定めるものとする。

- ・ 職員の給与について、上記 24.(1)及び(2)と同様に取扱うものとする。
- ・ 業務の性質等に応じ一定の独立行政法人の職員に、秘密保持義務を個別法令で課すものとする。
- ・ 業務の性質等に応じ一定の独立行政法人の職員に、個別法令により刑法その他の罰則の適用についての「みなし公務員」規定等を置くものとする。
- ・ 国家公務員からの移行職員の退職手当については、国家公務員退職手当法により維持されていた水準を尊重(期間通算を含む。)して措置するものとする。

(第63条等関係)

29. 人事交流の在り方

身分・処遇関係についての制度的取扱い(退職手当、共済給付、災害補償、福利厚生等)については、人事交流の妨げとならないよう措置するものとする。

30. 主務大臣の報告の聴取等

主務大臣の関与できる事項については、法人監督に関する一般的な監督規定は置かず、個別に法令で限定的に規定する。また、必要がある場合に限り個別法令で、独立行政法人に対する公益侵害の是正要求、緊急時の主務大臣の指揮監督権等について定めるものとする。

なお、主務大臣と独立行政法人との間で、業務に関して日常的な連絡調整等を行うことは可能である。

(第64条、第65条等関係)

31. 主務大臣

複数の府省が所管する独立行政法人については、各主務大臣の所管する事項について個別法令により定めるものとする。

(第68条等関係)

32. 個別法令等の作業等

今後は、政府において個別法令等の準備作業に着手するとともに、通則法令、個別法令等の法令事項以外についても、必要に応じ、適切な措置を講ずることを検討する。

33. 労働関係への配慮

政府は、それぞれの独立行政法人に行わせる業務及びその職員の身分等を決定するに当たっては、これまで維持されてきた良好な労働関係に配慮するものとするとしてされており、この点に十分配慮する必要がある。

(注)ここに引用している独立行政法人通則法案の条文は、それぞれの記述内容に関係の深い代表的なものを参照の便宜のため掲げているものであり、網羅的なものではない。

I 国の行政組織等の減量、効率化等に関する基本的計画（抄）
（編注：方針のこの章については、11年4月27日付けで閣議決定されている。）

中央省庁等改革を推進するため、国の行政組織等の減量、効率化等に関する基本的計画を以下のとおり定める。

第1 事務・事業合理化関連

以下の国の事務及び事業の減量、効率化等を進め、行政組織の減量、効率化を図る。

7. 現業の改革

現業については、事務及び事業の減量化を図りつつ、以下の取組を進める。

(3) 造幣事業及び印刷事業

造幣事業及び印刷事業については、独立行政法人化（国家公務員の身分を与える法人）することとし、2事業の統合を含む今後のあり方について検討する。

独立行政法人化に当たっては、通貨の安定的かつ確実な供給、通貨に対する信認の保持など、通貨製造業務の特殊性を考慮し、その特殊性に基づく安定的な雇用関係に配慮しつつ、必要な措置を講ずることとする。

通貨製造業務の特殊性に応じた制度の構築に要する期間等を考慮し、独立行政法人への移行の時期については、平成15年度前半とする。

印刷局病院については、印刷事業が移行する法人と一体として独立行政法人化する。企業会計原則に基づきその収支を明確にし、その運営についての基準を明確にして合理化を進めるものとし、民営化又は他の医療機関（例えば共済病院）との統合についても検討する。

第2 独立行政法人化関連

1.(2)

駐留軍等労務者の労務管理等事務については、平成14年4月に独立行政法人に移行することとする。

自動車検査（検査場における検査）については、遅くとも平成14年度前半までに独立行政法人に移行することとする。

統計センター（統計研修所を除く。）については、平成15年4月に独立行政法人に移行することとする。

造幣局及び印刷局（病院を含む。）については、平成15年度前半に独立行政法人に移行することとする。

国立病院・療養所については、平成16年度に独立行政法人に移行することとする。

2.(1)

国立大学の独立行政法人化については、大学の自主性を尊重しつつ、大学改革の一環として検討し、平成15年までに結論を得る。

1. に掲げた機関以外の大学共同利用機関等については、他の独立行政法人化機関との整合性の観点も踏まえて検討し、早急に結論を得る。

(2) 食糧事務（食糧検査は民営化。）については、食糧検査の民営化の状況を見つつ、引き続き検討を進める。

動物医薬品検査所については、薬事法体系の中での在り方等を考慮しつつ、引き続き検討を進める。

船舶検査、航空機検査及び無線等検査については、民間能力の活用状況を見つつ、引き続き検討を進める。

(3) 上記以外のその他の事務及び事業についても、引き続き検討を進める。

第3 組織整理等関連

3. 施設等機関等の見直し

施設等機関等については、事務事業合理化及び独立行政法人の活用等による見直しを行うほか、それぞれその性格に応じた再編成、統合、事務の民間委託の推進等の措置を次のとおり行う。

(1) 国立大学

事務組織の簡素化、合理化及び専門化を図る等の観点から、事務の一元化を引き続き推進するとともに、人事、会計・財務、組織編制等に係る弾力化、時代の変化に合わせた事務手続の簡素化、合理化、事務処理の効率化等を進める。なお、大学審議会答申（平成10年10月26日）の指摘を踏まえ、大学改革のための法案を今次通常国会に提出したところである。

(2) 国立病院及び国立療養所

平成11年3月に見直しを行った国立病院・療養所の再編成計画に基づき、機関の民間若しくは地方公共団体への移譲、統合又は廃止を推進すること等により、その再編成を一層促進する。

(3) 上記以外の各機関

試験研究機関について、その業務を国として本来担うべき機能にふさわしいものとし、その規模を適切なものとするとともに、その組織及び人員の効率化及び重点化等を推進しつつ、国として総合的に取り組む必要のある重要な研究分野及び広範な行政目的に関係する横断的な研究分野を担う中核的な機関を育成する。

国立医療・病院管理研究所と国立公衆衛生院の統合、検査検定業務の外部への委託、研修業務の民間能力の活用などにより、効率化を進める。

特別の機関に関しても、その性格に応じた見直しを行う。

4. 地方支分部局の整理合理化

(2) 今後さらに、府省の編成にあわせたブロック機関の総合化など、行政事務の効率的執行の観点から地方支分部局の整理合理化を推進することとし、引き続き検討を行うこととする。また、民営化、独立行政法人化等事務及び事業の減量、効率化を行う機関にあっては、その合理化に対応した整理を実施する。

5. 特殊法人の整理合理化

特殊法人について、累次の閣議決定等を踏まえつつ、徹底して見直し、民営化、事業の整理縮小・廃止等を進めるとともに、存続が必要なものについては、独立行政法人化等の可否を含めふさわしい組織形態及び業務内容となるよう検討する。

第4 定員削減関連

(1) 国の行政機関の職員の定員について、10年間で少なくとも10分の1の削減を行うための新たな計画は、平成12年12月31日の定員をもとに、平成13年1月1日から平成22年度の間を実施するものとし、府省編成前の適切な時期に策定する。

当該計画に沿った定員削減を進めつつ、郵政公社の設立、独立行政法人への移行により、一層の削減を図るものとする。

国家公務員は、上記趣旨を踏まえ、早期に実現させるため前倒しし、平成12年度採用分から毎年新規採用を減らし、公務員数を10年間で25%削減する。

V I I 各省等設置法案関連（抄）

各省等の編成に当たっては、

- (1) 総務省は、内閣及び内閣総理大臣を補佐し、支援する体制を強化する役割を担うものとして設置されるものであり、今後の行政改革については、今次中央省庁等改革の理念を踏まえ、総務省が行政機関の機構、定員及び運営に関し、行政の総合的かつ効率的な実施を確保するため必要な政府全体を通ずる総合的な調整機能を発揮し、これを継続的かつ強力に推進していくこと、
- (2) 総務省による独立行政法人の新設及び改廃の審査手続については、「独立行政法人制度関連」において述べたように、独立行政法人制度の趣旨・目的にかんがみ、必要最小限の範囲とすること、即ち、独立行政法人制度の趣旨、特に自主性の確保を旨として、特殊法人に係る審査より簡易かつ効率的なものとなるようにし、業務範囲、役員、特段の監督権等の重要事項に絞って審査を行うこと、また、審査資料等についても、必要最小限のものとする、等のほか、各省等設置法等の法律案、国の行政組織等の減量、効率化等に関する基本的計画等及び基本法の編成方針によるものとする。

1 独立行政法人の役職員数一覽（平成13年4月1日現在）

	主務府省	非特定	独立行政法人名	役員数		職員数
				理事長・理事	監事	
1	内閣府		国立公文書館	2	2	40
2	総務省		通信総合研究所	4	2	423
3			消防研究所	2	2	46
4	財務省		酒類総合研究所	1	2	50
5	文部科学省		国立特殊教育総合研究所	2	2	83
6			大学入試センター	2	2	105
7			国立オリンピック記念青少年総合センター	2	2	63
8			国立女性教育会館	2	2	28
9			国立青年の家	3	2	307
10			国立少年自然の家	2	2	265
11			国立国語研究所	2	2	64
12			国立科学博物館	2	2	148
13			物質・材料研究機構	4	2	554
14			防災科学技術研究所	2	0	111
15			航空宇宙技術研究所	3	2	409
16			放射線医学総合研究所	3	2	372
17			国立美術館	4	2	115
18			国立博物館	4	2	211
19			文化財研究所	2	2	126
20			教員研修センター	2	2	53
21	厚生労働省		国立健康・栄養研究所	2	2	42
22			産業安全研究所	2	2	49
23			産業医学総合研究所	2	2	76
24	農林水産省		農林水産消費技術センター	2	2	480
25			種苗管理センター	3	2	334
26			家畜改良センター	5	2	956
27			肥飼料検査所	2	2	139
28			農薬検査所	2	2	66
29			農業者大学校	2	2	43
30			林木育種センター	2	2	153
31			さけ・ます資源管理センター	2	2	154
32			水産大学校	2	2	197
33			農業技術研究機構	9	2	2,839
34			農業生物資源研究所	3	2	437
35			農業環境技術研究所	2	2	198
36			農業工学研究所	2	2	133
37			食品総合研究所	2	2	131
38			国際農林水産業研究センター	2	2	164
39			森林総合研究所	4	2	701
40			水産総合研究センター	3	2	783
41	経済産業省		経済産業研究所	1	2	51
42			工業所有権総合情報館	2	2	55
43			日本貿易保険	3	2	154
44			産業技術総合研究所	12	2	3,230
45			製品評価技術基盤機構	3	2	415
46	国土交通省		土木研究所	2	2	216
47			建築研究所	2	2	98
48			交通安全環境研究所	2	2	101
49			海上技術安全研究所	3	2	232
50			港湾空港技術研究所	2	2	113
51			電子航法研究所	2	2	51
52			北海道開発土木研究所	2	2	178
53			海技大学校	2	2	85
54			航海訓練所	3	2	477
55			海員学校	2	2	155
56			航空大学校	1	2	123
57	環境省		国立環境研究所	3	2	274
計				152	112	17,656

(注) 1 「独立行政法人総覧 平成13年度版」(政策評価・独立行政法人評価委員会監修)より引用

2 職員数は、各法人の中期計画における期初の常勤職員数である

2 独立行政法人の資本金及び平成13年度計画における予算額（収入）

（単位 百万円）

	主務府省	非特定	独立行政法人名	資本金	中期計画期間 年数	予算額の内訳					計
						運営費 交付金	施設 整備費	受託収入	自己 収入等	政府 出資金	
1	内閣府		国立公文書館	7,166	4	1,748	-	-	1	-	1,749
2	総務省		通信総合研究所	61,273	5	18,566	230	8,146	11	-	26,953
3			消防研究所	15,269	5	1,216	-	-	15	-	1,231
4	財務省		酒類総合研究所	9,833	5	1,366	-	-	28	-	1,394
5	文部科学 省		国立特殊教育総合研究所	6,048	5	1,192	814	0	0	-	2,006
6			大学入試センター	11,591	5	385	-	0	9,724	-	10,109
7			国立オリンピック記念青少年 総合センター	82,723	5	4,478	68	-	662	10,000	15,208
8			国立女性教育会館	3,615	5	724	65	13	47	-	849
9			国立青年の家	21,436	5	4,491	840	-	5	-	5,336
10			国立少年自然の家	24,425	5	4,329	772	-	4	-	5,105
11			国立国語研究所	0	5	1,074	-	116	7	-	1,197
12			国立科学博物館	65,503	5	2,869	0	-	223	-	3,092
13			物質・材料研究機構	76,096	5	17,161	473	2,103	96	-	19,833
14			防災科学技術研究所	40,365	5	7,878	3,416	420	3	-	11,717
15			航空宇宙技術研究所	51,472	4	19,019	635	300	1	-	19,954
16			放射線医学総合研究所	33,648	5	14,522	305	316	761	-	15,904
17			国立美術館	25,642	5	4,426	0	-	301	-	4,727
18			国立博物館	71,562	5	4,612	308	-	569	-	5,489
19			文化財研究所	17,166	5	3,333	-	16	20	-	3,369
20			教員研修センター	3,891	3	2,588	118	0	188	-	2,894
21	厚生労働 省		国立健康・栄養研究所	0	5	852	-	29	21	-	902
22			産業安全研究所	7,163	5	1,329	0	4	0	-	1,333
23			産業医学総合研究所	4,967	5	1,531	154	66	-	-	1,751
24	農林水産 省		農林水産消費技術センター	3,540	5	4,902	161	0	12	-	5,075
25			種苗管理センター	9,701	5	3,177	280	58	147	-	3,662
26			家畜改良センター	48,227	5	8,746	482	99	327	-	9,654
27			肥飼料検査所	1,671	5	1,899	33	0	20	-	1,952
28			農薬検査所	3,759	5	842	78	0	0	-	920
29			農業者大学校	2,735	5	619	62	-	56	-	737
30			林木育種センター	1,909	5	2,065	132	1	1	-	2,199
31			さけ・ます資源管理センター	5,466	5	1,837	287	24	0	-	2,148
32			水産大学校	9,458	5	2,386	373	18	430	-	3,207
33			農業技術研究機構	238,502	5	38,005	1,308	4,368	173	-	43,854
34			農業生物資源研究所	40,319	5	8,011	109	5,695	8	-	13,823
35			農業環境技術研究所	34,353	5	3,571	35	924	2	-	4,532
36			農業工学研究所	20,751	5	2,165	30	164	2	-	2,361
37			食品総合研究所	8,997	5	2,490	130	1,208	47	-	3,875
38			国際農林水産業研究センター	8,470	5	3,439	78	234	0	-	3,751
39			森林総合研究所	47,391	5	8,837	161	715	50	-	9,763
40			水産総合研究センター	41,770	5	10,975	337	4,116	12	-	15,440
41	経済産業 省		経済産業研究所	0	5	2,049	-	160	1	-	2,210
42			工業所有権総合情報館	0	5	5,454	-	-	94	-	5,548
43			日本貿易保険	104,352	4	-	-	-	34,025	-	34,025
44			産業技術総合研究所	228,598	4	69,310	1,193	13,895	291	-	84,689
45			製品評価技術基盤機構	11,419	5	7,520	135	838	15	-	8,508
46	国土交通 省		土木研究所	28,643	5	5,260	452	721	35	-	6,468
47			建築研究所	20,384	5	2,299	119	83	6	-	2,507
48			交通安全環境研究所	20,938	5	1,862	918	258	0	-	3,038
49			海上技術安全研究所	36,538	5	3,701	339	2,137	1	-	6,178
50			港湾空港技術研究所	14,053	5	1,619	263	1,128	20	-	3,030
51			電子航法研究所	4,258	5	1,827	476	19	0	-	2,322
52			北海道開発土木研究所	7,600	5	1,965	0	2,439	0	-	4,404
53			海技大学校	4,132	5	1,187	0	-	44	-	1,231
54			航海訓練所	5,007	5	7,412	667	-	0	-	8,079
55			海員学校	11,544	5	1,913	0	-	14	-	1,927
56			航空大学校	4,969	5	3,043	141	-	110	-	3,294
57	環境省		国立環境研究所	33,155	5	9,250	300	3,200	-	-	12,750
計				1,703,463	-	349,326	17,277	54,031	48,630	10,000	479,263

（注）1 「独立行政法人総覧 平成13年度版」（政策評価・独立行政法人評価委員会監修）より引用

2 予算は、各法人における平成13年度計画からの転記による。（年度当初予算によるものであり、補正予算等による変動もあり得る。）

3 独立行政法人の平成13年度計画における予算額（支出）

（単位 百万円）

	主務府省	定特	独立行政法人名	予算額の内訳						繰越金	計
				業務経費	施設整備費	受託経費	人件費	一般管理費	その他		
1	内閣府		国立公文書館	848	-	-	519	382	-	-	1,749
2	総務省		通信総合研究所	11,913	230	8,146	-	6,664	-	-	26,953
3			消防研究所	532	-	-	-	699	-	-	1,231
4	財務省		酒類総合研究所	421	-	-	625	348	-	-	1,394
5	文部科学省		国立特殊教育総合研究所	375	814	-	817	-	-	-	2,006
6			大学入試センター	8,079	-	0	1,042	988	-	-	10,109
7			国立オリンピック記念青少年総合センター	3,671	68	-	-	1,469	10,000	-	15,208
8			国立女性教育会館	369	65	13	-	402	-	-	849
9			国立青年の家	1,128	840	-	-	3,368	-	-	5,336
10			国立少年自然の家	1,335	772	-	-	2,998	-	-	5,105
11			国立国語研究所	405	-	116	613	63	-	-	1,197
12			国立科学博物館	1,064	0	-	-	2,028	-	-	3,092
13			物質・材料研究機構	10,709	473	2,103	6,548	-	-	-	19,833
14			防災科学技術研究所	6,503	3,416	420	1,378	-	-	-	11,717
15			航空宇宙技術研究所	19,020	635	300	-	-	-	-	19,954
16			放射線医学総合研究所	11,235	305	316	4,048	-	-	-	15,904
17			国立美術館	2,564	0	-	1,103	1,060	-	-	4,727
18			国立博物館	2,057	308	-	1,971	1,153	-	-	5,489
19			文化財研究所	1,649	-	16	1,389	315	-	-	3,369
20			教員研修センター	1,731	118	0	492	553	-	-	2,894
21	厚生労働省		国立健康・栄養研究所	173	19	50	558	102	-	-	902
22			産業安全研究所	485	0	4	724	120	-	-	1,333
23			産業医学総合研究所	471	154	66	887	173	-	-	1,751
24	農林水産省		農林水産消費技術センター	444	161	0	3,923	547	-	-	5,075
25			種苗管理センター	284	280	58	2,630	410	-	-	3,662
26			家畜改良センター	1,625	482	99	6,669	779	-	-	9,654
27			肥飼料検査所	273	33	0	1,430	216	-	-	1,952
28			農薬検査所	184	78	0	606	52	-	-	920
29			農業者大学校	144	62	-	441	90	-	-	737
30			林木育種センター	393	132	1	1,304	369	-	-	2,199
31			さけ・ます資源管理センター	549	287	24	1,185	103	-	-	2,148
32			水産大学校	632	373	18	1,915	269	-	-	3,207
33			農業技術研究機構	5,828	1,308	4,368	25,771	6,579	-	-	43,854
34			農業生物資源研究所	2,132	109	5,695	4,362	1,525	-	-	13,823
35			農業環境技術研究所	458	35	924	2,173	942	-	-	4,532
36			農業工学研究所	448	30	164	1,299	420	-	-	2,361
37			食品総合研究所	387	130	1,208	1,477	673	-	-	3,875
38			国際農林水産業研究センター	1,307	78	234	1,761	371	-	-	3,751
39			森林総合研究所	1,280	161	715	6,409	1,198	-	-	9,763
40			水産総合研究センター	1,325	337	4,116	7,461	2,201	-	-	15,440
41	経済産業省		経済産業研究所	1,935	-	160	-	115	-	-	2,210
42			工業所有権総合情報館	4,706	-	-	668	174	-	-	5,548
43			日本貿易保険	6,877	-	-	-	-	200	26,948	34,025
44			産業技術総合研究所	56,380	1,193	12,407	-	-	14,709	-	84,689
45			製品評価技術基盤機構	2,805	135	838	-	4,730	-	-	8,508
46	国土交通省		土木研究所	2,544	452	700	2,350	422	-	-	6,468
47			建築研究所	804	119	81	1,180	323	-	-	2,507
48			交通安全環境研究所	670	918	258	1,065	127	-	-	3,038
49			海上技術安全研究所	651	339	2,137	2,920	131	-	-	6,178
50			港湾空港技術研究所	287	263	1,128	1,223	129	-	-	3,030
51			電子航法研究所	926	476	19	851	50	-	-	2,322
52			北海道開発土木研究所	301	0	2,369	1,573	161	-	-	4,404
53			海技大学校	227	0	-	934	70	-	-	1,231
54			航海訓練所	2,362	667	-	4,847	203	-	-	8,079
55			海員学校	281	0	-	1,434	212	-	-	1,927
56			航空大学校	1,344	141	-	1,495	314	-	-	3,294
57	環境省		国立環境研究所	5,841	300	3,200	2,889	520	-	-	12,750
計				193,371	17,296	52,471	116,959	47,310	24,909	26,948	479,263

（注）1 「独立行政法人総覧 平成13年度版」（政策評価・独立行政法人評価委員会監修）より引用

2 予算は、各法人における平成13年度計画からの転記による。（年度当初予算によるものであり、補正予算等による変動もあり得る。）

3 その他欄は、日本オリンピック記念青少年総合センターは基金への繰入、日本貿易保険は投資支出、産業技術総合研究所は間接経費を計上

国の独立行政法人における公務員型及び非公務員型の職員身分の取扱い等について

		国の行政機関 (一般の行政職員)	独立行政法人	
			公務員型	非公務員型
対象となる 事務及び事 業		個別の設置法等にお いて規定	<ul style="list-style-type: none"> ・次の要件のいずれにも該当する事務及び事業を効率的かつ効果的に行わせることを目的として設立（通則法2） <ul style="list-style-type: none"> ア.国民生活及び社会経済の安定等の公共上の見地から確実に実施されることが必要なもの イ.国が自ら主体となって直接に実施する必要のないもの ウ.民間の主体に委ねた場合には必ずしも実施されないおそれがあるもの又は一の主体に独占して行わせることが必要であるもの 	
			<ul style="list-style-type: none"> ・その業務の停滞が国民生活又は社会経済の安定に直接かつ著しい支障を及ぼすと認められるもの ・その他当該法人の目的、業務の性質等を総合的に勘案して、その役員及び職員に国家公務員の身分を与えることが必要と認められるもの 	<ul style="list-style-type: none"> ・左記の要件に該当しない事務・事業
設立形式・ 組織形態等		国家行政組織法、設置 法等	<ul style="list-style-type: none"> ・独立行政法人に共通する設立根拠法（独立行政法人通則法）により、共通原則を制度化 ・個別の独立行政法人の設立は、個々の法律による（通則法1） ・独立の法人格を付与（通則法6） 	
			<ul style="list-style-type: none"> ・公務員型である場合には、その旨を個別法で規定 	
職員等 の身分 制度	基本的な 適用法律等	<ul style="list-style-type: none"> ・国家公務員法 ・勤務時間法 ・給与法 ・国家公務員退職手当法 ・国家公務員倫理法 ・人事院規則等 	<ul style="list-style-type: none"> ・国家公務員法 ・独立行政法人通則法 ・国営企業労働関係法 ・独立行政法人個別法 ・労働基準法 ・労働組合法 	<ul style="list-style-type: none"> ・独立行政法人通則法 ・独立行政法人個別法 ・労働関係調整法 ・労働基準法 ・労働組合法
	労働基本 権等	<ul style="list-style-type: none"> ・団結権 ・団体交渉権 （労働協約締結権×） ・争議権 ・勤務条件に関し、人事院に措置要求できる ・不利益処分に対し、人事院に不服申し立てができる 	<ul style="list-style-type: none"> ・団結権 ・団体交渉権 （労働協約締結権） ・争議権× ・勤務条件に関する措置要求、適用除外 ・不利益処分に対し、人事院に不服申し立てができる 【現業職員に同じ】 	<ul style="list-style-type: none"> ・団結権 ・団体交渉権 （労働協約締結権） ・争議権
	身分	一般職国家公務員	役員 特別職国家公務員 職員 一般職国家公務員	非国家公務員
	任命 権者	任命権は、各大臣等	役員 法人の長、監事は主務大臣 他の役員は法人の長 職員 法人の長	
	採用・ 昇任	原則、競争試験による	役員 法人の長の任免基準は、通則法による 他の役員の任免基準は法人の長と同様 試験に基づかない自由任用による 職員 原則、競争試験による 法人の長の判断により採用を行うことのできる範囲を拡大	職員 法人の長が定める基準による

		国の行政機関 (一般の行政職員)	独立行政法人	
			公務員型	非公務員型
職員等 の身分 制度	分限・懲戒 (解任)	分限及び懲戒の事由は、国家公務員法の規定による(国家公務員法第75条の身分保障の規定適用)	役員 通則法の規定による(独立行政法人の業務の実績が悪化した場合の解任もありうる) 職員 非現業職員に同じ (国家公務員法第75条の身分保障の規定適用)	職員 就業規則等による (解雇については労働基準法による制限)
	定年	・原則として60年 ・定年の特例は、他の法律、人事院規則で定める	職員 非現業職員に同じ	職員 就業規則等による
	任期	一般職の任期付職員の採用、任期付研究員の採用については、特例法に基づく場合を除き、一般的には制限されている	役員 個別法で定める 職員 非現業職員に同じ	職員 就業規則等による (労働基準法による)
給与 (報酬)		人事院勧告に基づき、給与法により法定	役員 支給基準は、法人が決定、主務大臣に届出・公表 (支給基準) ・役員の業績が考慮されなければならない ・国家公務員の給与、民間企業の役員の報酬等、当該独立行政法人の業務実績、中期計画の人員費の見積もり、その他の事情を考慮しなければならない 職員 ・支給基準は、法人が決定、主務大臣に届出・公表 ・支給基準は、一般職の国家公務員、民間企業の給与、業務の実績等を考慮 ・人事院勧告の対象外	役員 支給基準は、法人が決定、主務大臣に届出・公表 (支給基準) ・役員の業績が考慮されなければならない ・国家公務員の給与、民間企業の役員の報酬等、当該独立行政法人の業務実績、その他の事情を考慮しなければならない 職員 ・支給基準は、法人が決定、主務大臣に届出・公表 ・支給基準は、業務の実績等を考慮 ・人事院勧告の対象外
服 務 等	服務	・法令遵守義務及び争議行為等禁止 ・信用失墜行為の禁止 ・守秘義務 ・職務専念義務 ・政治的行為の制限 ・私企業からの隔離 ・他の事業又は事務の関与の制限	役員 ・守秘義務 ・政治行為禁止 ・私企業からの隔離 ・離職後の営利企業への就職制限 職員 非現業職員に同じ	役員 任命権者の承認のある場合を除いて、営利を目的とする団体の役員への就任及び自ら営利企業を営むことを禁止 職員 就業規則等による
	兼業	・所轄庁の長の申出により、人事院の承認を得た場合を除き、営利企業役員等兼業や営利企業を自ら営むことを禁止 ・報酬を得て、営利企業以外の事業の団体の役員、顧問、評議員を兼ね、他の事業に従事し、事務を行う場合は、内閣総理大臣及び所轄庁の長の許可を要する。	役員 任命権者の承認のある場合を除いて、報酬を得ての他の職への従事や営利企業を営むこと、その他金銭上の利益を目的とする業務への従事を禁止 職員 非現業職員に同じ ただし、兼業は法人の長が許可 役員兼業は法人の長が申出	役員 任命権者の承認のある場合を除いて、営利を目的とする団体の役員への就任及び自ら営利企業を営むことを禁止 職員 就業規則等による

		国の行政機関 (一般の行政職員)	独立行政法人	
			公務員型	非公務員型
服 務 等	勤務 時間	一般職の職員の勤務 時間、休暇等に関する 法律による(1週間の 勤務時間は週40時間、 月～金の5日間、原則 として1日当たり8 時間)	役員 労働基準法第41条に該当し、週40時間勤務の適用除外	職員 就業規則等による(労働基準法によ る)
	研修	内閣総理大臣及び関 係庁の長が、職員の研 修に関する事項を計 画し、実施	職員 就業規則等による。	
福 利 厚 生 等	医療 保険・年 金	国家公務員等共済組 合法	非現業職員に同じ	
	退職 手当	国家公務員退職手当 法	役員 ・国との通算は不可 ・法人が支給基準を定め、主務大臣に届出、公表	職員 国家公務員退職手当法により維持 されていた水準を尊重(期間通算等) して、法人が支給基準を定め、主務大 臣に届出、公表
	災害 補償	国家公務員災害補償 法	国家公務員災害補償法を適用	労働者災害補償保険法を適用
定員管理		総定員法に基づき定 員を法定	役員 定数は、法定化(法人の長は1人、法人の長以外の役員は、個別法で定める)	職員 法人に委ねられている

(出典)「総務省地方独立行政法人制度の導入に関する総務省研究会報告書」参考資料

地方独立行政法人制度の導入に関する研究会報告書について【概要】

(出所：総務省ホームページ「平成 14 年 8 月 8 日、報道資料」)

アドレス：http://www.soumu.go.jp/s-news/2002/pdf/020808_1_02.pdf

I 総論

1 地方独立行政法人の趣旨・目的と分権型社会における位置づけ

(1) 地方独立行政法人制度を導入する意義

事務、事業の自律的、効率的な実施を図る見地から、地方公共団体に「地方独立行政法人」制度を導入することには一定の意義

厳格な評価システム等の整備により、効率性・透明性の向上、地方行財政改革の推進に資することができるものと評価

地方公共団体が機動的、戦略的に対応するためのツールを付与するものと位置づけ

(2) 地方独立行政法人制度の導入に関する問題点とその対応

地方独立行政法人の性格づけ

地方独立行政法人を地方公共団体として位置づけられるか否か、憲法第 9 2 条との関係をどう考えるかなどについて検討する必要

国と地方の制度上の相違に関する配慮

国の場合、独立行政法人通則法及び個別機関に関する法律（個別法）に基づき、個々の独立行政法人が設立されるが、地方独立行政法人の場合、法人格の創出のための手続の一部を地方公共団体の長及び議会の意思決定に係らしめることを想定

この点については、地方独立行政法人が、当該地方公共団体の区域外の住民とも法律関係に立つことを踏まえ、十分な検討が必要

地方独立行政法人制度に関する法律（具体的な法人格創出のための根拠となる法律）により担保する部分と地方公共団体の長及び議会の意思決定に委ねることとしてよい部分との整理について、慎重な検討が必要

法人格付与の基礎となる事項並びにその事務及び事業の種類、性格に応じて必要となる規律に関しては、その類型ごとに、地方独立行政法人に関する法律で定めることが必要

地方独立行政法人制度と地方行革の推進

地方独立行政法人制度の導入に当たっては、地方行革に資するものとする必要がある

(3) 地方独立行政法人制度の導入の手法

地方独立行政法人制度の導入については、何らかのかたちで、地方独立行政法人が行うこととする事務及び事業の範囲を限定することが必要と考えられる

2 地方独立行政法人の意義並びに対象とすべき事務及び事業

(1) 地方独立行政法人の意義

地方独立行政法人制度を導入するに当たっては、国の定性的な定義に準じた定義に当てはまるもののうち、地方独立行政法人が行うにふさわしい事務及び事業について、具体的に検討する必要

具体的な地方公共団体のニーズに十分留意

住民自治の観点から国とは異なる規制が設けられていることとの関係につき慎重に検討する必要

独立の組織とするに足るだけの業務量のまとまりに十分配慮

< 地方独立行政法人の職員身分の種類 >

公務員型の地方独立行政法人の種類を設けることの可否について検討する必要

公務員型地方独立行政法人を導入する場合、どのような事務及び事業がその対象として考えられるのかという点についても十分な検討が必要

< 地方独立行政法人が行うこととする事務及び事業の範囲 >

地方独立行政法人が行う事務及び事業については、国の場合との仕組みの相違や対象とする事務及び事業の業務量のまとまり等に留意して限定的に導入

限定の具体的対象としては、公立大学、公立病院その他の地方公共団体が経営する企業公設試験研究機関等が考えられる

地方自治法上の公の施設に関する制度の仕組み（条例による使用料の設定等）等との関係につき十分検討する必要

(2) 国において独立行政法人に移行された機関と同様の性格を有する機関の事務及び事業（試験研究、文教研修、医療厚生、検査検定等）

(3) その他の業務、組織形態

地方公営企業

料金決定に関する議会の意思決定や設立団体たる地方公共団体と地方独立行政法人との費用負担の在り方その他の事項に関する仕組みについて、その他の一般の地方独立行政法人とは異なった枠組みが必要か否かについて検討する必要

公立大学

国立大学法人（仮称）の法制化の検討状況を踏まえつつ、教育研究機関たる大学の性格に応じて必要な特例等を設けることが必要

その他（いわゆる「第三セクター」、地方公社等）

Ⅱ 各論

(1) 地方独立行政法人の設立

個別具体の機関等が地方独立行政法人に移行するに当たっては、設立団体たる地方公共団体の長及び議会が意思決定

(2) 公務員型地方独立行政法人を創設する場合の課題

(3) 地方公共団体の関与

地方独立行政法人に対する設立団体たる地方公共団体の関与は、事前関与・統制を極力排除、必要最小限が原則

地方公共団体の長の関与

< 地方独立行政法人の役員の任免 >

地方独立行政法人の長及び監事は設立団体たる地方公共団体の長が任命、その他の役員は当該地方独立行政法人の長が任命

< 中期目標の設定、中期計画の認可、年度計画の届出 >

目標管理の考え方は、制度の根幹

- ・ 中期目標：設立団体たる地方公共団体の長が設定
- ・ 中期計画：地方独立行政法人の長が作成し、設立団体たる地方公共団体の長の認可
- ・ 年度計画：地方独立行政法人の長が作成し、設立団体たる地方公共団体の長へ届出
いずれの場合も公表

< 財務諸表の承認 >

貸借対照表、損益計算書等の財務諸表は、毎事業年度終了後一定期間内に設立団体たる地方公共団体の長に提出、承認

< 内部組織の在り方 >

< 定員管理 >

< 給与の支給の基準等に係る届出等 >

< 財産処分、借入等に係る認可等 >

地方独立行政法人が重要な財産の処分等を行うに当たっては、あらかじめ設立団体たる地方公共団体の長が認可

短期借入金は、中期計画で定められた限度額の範囲でのみ可。長期借入金等は原則として禁止。長期借入金等を行うことができることとした場合の設立団体たる地方公共団体の債務保証の仕

組みを検討する必要

< 報告及び検査、違法行為等の是正 >

地方公共団体の議会等の関与

議院内閣制を採る国の場合とは異なり、地方公共団体においては「二元代表制」を採用しており、地方議会が執行機関に対して関与、監視の機能を有することを踏まえ、事前関与を極力排するという要請にも応えつつ、地方独立行政法人に対する地方議会の一定の関与を法定することについて、十分な検討が必要

住民による監視機能（住民監査請求、住民訴訟等）についても検討する必要

(4) 地方公共団体に対する国又は都道府県の関与の取扱い

(5) 地方独立行政法人の業績評価

第三者機関として地方独立行政法人評価委員会を設置

(6) 地方独立行政法人の財務・会計

企業会計原則を基本

透明性の向上

業績評価の大前提として、発生主義に基づく正しいコストの認識が必要

弾力的、効率的、効果的な業務運営

(7) 地方独立行政法人の解散

地方独立行政法人に関する通則的な法律において解散に関する具体的な規定を設けることは困難である一方、解散時に定める条例に広範に委ねることも問題が生じるおそれがあることを十分に踏まえて制度設計を検討する必要

(8) その他

< 複数の地方公共団体による共同設置、地方公共団体の廃置分合に伴う取扱い >

< 情報公開 >

< 関係法令の整備の必要性 >

国の独立行政法人と地方独立行政法人の比較（「総務省研究会報告書」に基づき作成）

項 目	国独立行政法人制度	地方独立行政法人制度(研究会報告)
1. 設 立	法構成 ・ 通則法 ・ 各個別法	法構成 ・ 地方独立行政法人制度に関する法律 【通則的な法律】 ・ 各地方公共団体の長及び議会の意思決定に係らしめる部分 【条例等】
2. 公務員型 地方独立行政法人 公務員型とする か否かの判断基準	通則法で一般的、定性的に定義する。 個別具体的な判断は、個別法において行う。 <判断基準>【通則法 2 条 2 項】 ：その業務の停滞が国民生活又は社会経済の安定に直接かつ著しい支障を及ぼすと認められるもの ：その他当該独立行政法人の目的、業務の性質等を総合的に勘案して、その役員及び職員に国家公務員の身分を与えることが必要と認められるもの	通則的な法律に、一般的・定性的な定義、一般的な要件を置く。 公務員型とするか否かについての個別具体的な判断は、各地方公共団体の長及び議会の意思決定により行う。
公務員型・非公 務員型の混在		<u>同様な事務・事業を行う地方独立行政法人について、地方公共団体によって公務員型と非公務員型が混在することが適当か否かの検討が必要である。</u>
役職員の身分取扱い ・ 役 員 ・ 職 員	次の理由により特別職とする。 【国家公務員法（以下「国公法」）2 条 3 項 17 号】 ・ 主務大臣による自由任用 ・ 任期付き、身分保障なし（途中解任可） ・ 分限、服務に関し、一般職と同一の人事管理はなじまない 一般職とする。 国家公務員法適用 労働協約締結権を含む団体交渉権を付与中労委の仲裁裁定に最終決定として服従一般の国家公務員として不利益処分に対する不服申し立ては可能だが、勤務条件に関する人事院への措置要求は不可	特別職とする。 一般職とする。 地方公務員法適用。 労働協約締結権を含む団体交渉権を付与中労委の仲裁裁定に最終決定として服従勤務条件に関する人事委員会及び公平委員会への措置要求、 <u>行政上の不利益処分に対する人事委員会及び公平委員会への不服申し立ては不可</u> とすることを検討（地方公営企業職員と同じ）
3. 地方公共団体の関与 (1) 長の関与 役員の任免	法人の長：一定の要件を満たす者から主務大臣が任命 監 事：主務大臣が任命 その他役員：法人の長が任命、主務大臣への届出 【通則法 20 条 1、2、3 項】	法人の長：地方公共団体の長が任命 監 事：地方公共団体の長が任命 その他役員：法人の長が任命、地方公共団体の長への届出

項 目	国独立行政法人制度	地方独立行政法人制度(研究会報告)
中期目標等	中期目標(3～5年) :主務大臣が定め、公表 中期計画(3～5年) :法人の長が作成、主務大臣の認可、公表 年度計画 :法人の長が作成、主務大臣への届出、公表 【通則法 29 条 1 項、30 条 1 項、31 条 1 項】	中期目標(3～5年) :地方公共団体の長が定め、公表 中期計画(3～5年) :法人の長が作成、地方公共団体の長の認可、公表 年度計画 :法人の長の作成、地方公共団体の長への届出、公表
財務諸表	事業年度終了後一定期間内に主務大臣に提出、承認 【通則法 39 条 1 項】	事業年度終了後、一定期間内に地方公共団体の長に提出、承認
内部組織	法人の長が裁量により決定、変更又は改廃し、主務大臣に通知(役員に関するものを除く) 法人の長の裁量による決定、変更又は改廃は、従来の組織管理手法の対象外 【中央省庁等改革の推進に関する方針(以下「方針」 4)	法人の長が裁量により決定、変更又は改廃し、地方公共団体の長に通知(役員に関するものを除く)
定員管理(職員)	法定定員制度の対象外 【方針 2 6、中央省庁等改革基本法 4 0 条 4 号】 公務員型法人の長は常勤職員数を主務大臣へ報告 政府は公務員型の常勤職員数を国会へ報告 【通則法 60 条】	定員管理の対象外 公務員型法人はその職員数を地方公共団体の長に報告する等の一定の監視が必要 地方公共団体の長による地方議会への報告等も検討が必要
給与の支給基準等(役職員)	法人が定め主務大臣に届出、公表 【通則法 52、57、62、63 条】	法人が定め地方公共団体に届出、公表
財産処分、借入等 ・重要な財産の処分 ・短期借入金 ・長期借入金、債券発行	主務大臣の認可 【通則法 48 条 1 項】 中期計画の限度内。主務大臣の認可により限度額を越えても可。 【通則法 45 条 1、2 項】 原則禁止。個別法の定めが必要。 【通則法 45 条 5 項】	地方公共団体の長の認可 中期計画の限度内。地方公共団体の長の認可により限度額を越えても可。 原則禁止。根拠法の整備とともに地方公共団体の長の認可が必要。地方公共団体の債務保証の必要性も検討。
報告、検査、違法行為の是正等	主務大臣が必要と認める場合、報告を求め、立ち入り検査を行う。 【通則法 64 条】 主務大臣は、法令に違反し違反の恐れが認められる場合、違法行為の是正等を求める。 【通則法 65 条】	地方公共団体の長が必要と認める場合、報告を求め、立ち入り検査を行う。 地方公共団体の長は、法令に違反し違反の恐れが認められる場合違法行為の是正等を求める。

項 目	国独立行政法人制度	地方独立行政法人制度(研究会報告)
(2) 議会等の関与	<p>独立行政法人の設立に関する個別法の制定 政府は公務員型の常勤職員数を国会へ報告 【通則法 60 条】</p>	<p>< 検討事項 > ・二元代表制による地方議会の監視機能(重要契約締結・重要財産処分等の議決、検査権等)からの関与の必要性 ・独法化の主旨(事前関与・統制から事後チェックへ)からの関与排除の必要性</p> <p>一定の議会の関与の法定化について、どのような整理をするか検討が必要 <具体例> ・使用料、手数料等を徴収する事務事業を独立行政法人化する場倍の使用料、手数料等の設定にあたっての議会の関与 ・「(1)長の関与」に関し、議会の意思決定を関係させることの適否について検討が必要</p>
(3) 住民のチェック		<p>< 検討事項 > 住民監査請求、住民訴訟等の住民のチェックの観点からの検討が必要である。</p>
(4) 条例による関与の創設	<p>個別機関の業務の性格により、国通則法に規定する主務大臣の関与の他、個別法及び関係作用法において主務大臣の関与に係る規定を設置することは排除されていない。</p>	<p>条例によって個別関与を設けることについては、地方独立行政法人制度に関する通則的な法律の定めによることを基本として検討を行う。</p>
4 地方公共団体に対する国又は都道府県の関与		<p>< 検討事項 > 第一号法定受託事務(都道府県所管)を地方独法が実施する場合において、当該地方独法の業務執行に法令等違反があったとき、各大臣は、是正の指示、代執行等を行うことができるのか。その場合、各大臣は、所管地方公共団体に対して行うのか、当該地方独立行政法人に対して行うのか。</p>
5 業績評価評価機関	<p>外部有識者からなる第三者機関 ・「各府省独立行政法人評価委員会」 【通則法 12 条】</p> <p>・「総務省政策評価・独立行政法人評価委員会」 【国家行政組織法 8 条】</p>	<p>外部有識者からなる第三者機関 「地方独立行政法人評価委員会」 ・各府省独立行政法人評価委員会と同様の機能を有する。 規模の相違、国は各大臣が行政事務を分担する仕組みに対し、地方公共団体は長が統括する仕組みの相違から、<u>二重の業績評価の構造は必要ない。</u> <u>監査委員制度、外部監査制度の活用について検討が必要</u></p>

項 目	国独立行政法人制度	地方独立行政法人制度(研究会報告)
評価委員会の所掌	<p>各府省独立行政法人評価委員会</p> <p><業績評価></p> <ul style="list-style-type: none"> ・毎年度の業務実績の評価 ・中期目標期間の業務業績の評価 <p>【通則法 12、32、34 条】</p> <p><意見・勧告等></p> <ul style="list-style-type: none"> ・法人に対する業務運営の改善勧告 ・主務大臣が中期目標の策定又は変更、中期計画の認可等を行う際の意見 ・給与の支給基準に係る主務大臣への意見等 計 11 項目 <p>【通則法 28、29、30、32、34、35、38、44、45、48、53 条】</p> <p><その他></p> <ul style="list-style-type: none"> ・総務省評価委員会への評価結果の通知 <p>【通則法 32、34 条】</p>	<p>地方独立行政法人評価委員会</p> <p><業績評価></p> <ul style="list-style-type: none"> ・毎年度の業務実績の評価 ・中期目標期間の業務業績の評価 <p><意見・勧告等></p> <ul style="list-style-type: none"> ・法人に対する業務運営の改善勧告 ・地方公共団体の長が中期目標の策定又は変更、中期計画の認可等を行う際の意見
評価委員会の構成等	委員の資格要件、委員数、任期等は、政令(=各府省評価委員会設置令)で定める。【通則法 12 条 3 項】	各府省独立行政法人評価委員会に準ずる。
業績評価の手法		<p>客観的な評価手法</p> <ul style="list-style-type: none"> ・数値目標の達成度合による評価を基本 ・定性的な目標の場合は、達成すべき目標の水準を客観的に示す必要
業績評価結果の反映	<p>各府省評価委員会は評価結果を法人に通知</p> <p>【通則法 32 条 3 項】</p> <p>評価委員会は、必要により独法に対して業務運営の改善勧告</p> <p>【通則法 34 条 3 項】</p> <p>法人は、中期計画、年度計画を策定する際には、評価結果を踏まえる。</p> <p>【方針】</p> <p>法人は、業務運営や役職員の処遇等に関して、評価結果を反映するよう努める。</p> <p>【方針】</p> <p>主務大臣は、評価結果を踏まえて、中期目標の設定、中期計画の認可、独法の長等の人事を行う。【方針】</p>	<p>地方評価委員会は、評価結果を法人に通知</p> <p>評価委員会は、必要により法人に対して業務運営の改善勧告</p> <p>法人は、中期計画、年度計画を策定する際には評価結果を踏まえる。</p> <p>法人は、業務運営や役職員の処遇等に関しては、評価結果を反映するよう努める。地方公共団体の長は、評価結果を踏まえて、中期目標の設定、中期計画の認可、法人の長等の人事を行う。</p>
<p>その他</p> <ul style="list-style-type: none"> ・地方評価委員会の共同運営 ・共同設置法人の評価委員会のあり方 ・行政評価(自己評価)との関係 		<p><検討事項></p> <p>小規模団体における地方評価委員会の運営負担を考慮し、事務の共同処理の方法を検討する必要がある。</p> <p>複数の地方公共団体が共同設置する法人に係る地方評価委員会のあり方は、法人の共同設置の方法と併せて検討する必要がある。</p> <p>地方評価委員会の業績評価に加え、法人自身による行政評価(自己評価)を実施することが期待される。</p>

項 目	国独立行政法人制度	地方独立行政法人制度(研究会報告)
6 財務・会計 会計原則	企業会計原則を原則とし、独立行政法人会計基準による。 【通則法 37 条】	透明性の向上、発生主義に基づく正しいコスト認識、弾力的、効率的、効果的な業務運営、の観点から独立行政法人会計基準と同様な会計基準を積極的に導入
財務諸表等	財務諸表等 ・貸借対照表 ・損益計算書 ・キャッシュ・フロー計算書 ・利益処分又は損失の処理に関する書類 ・行政サービス実施コスト計算書 ・付属明細書 【通則法 38 条、各省令、会計基準 34 条】	同左
会計監査人の監査	一定の小規模(資本金額 100 億円未満)の法人を除き、会計監査人の監査が義務 【通則法 39 条】	一定の小規模の法人を除き、会計監査人の監査が義務 < 検討事項 > 小規模の基準額は国の基準を参考に検討
利益又は損失の 処理	毎年度の処理 ・損益計算の結果、利益が発生 損失の補填 積み立て 主務大臣の承認する額について中期計画の「剰余金の使途」に充当 ・損益計算の結果、損失が発生 積立金の減額 繰越欠損金 中期目標機関終了時の損失 各個別法で定める。 【通則法 44 条】	同左
借入金等	国が予算上の手当を行うことを原則 ・中期計画に定める限度額の範囲内での短期借入金は可 ・長期借入金及び債券発行は原則禁止 【通則法 45 条】	同左
運営費の助成等	渡し切りの運営交付金 【通則法 46 条】 財産の処分等の制限 【通則法 48 条】	同左
その他 ・新たな会計制度 導入への対応 ・業績評価の共通 指標の設定 ・現行の財務、 会計制度から の移行		< 検討事項 > 地方の自主性・自立性を阻害しないよう留意しつつ、新たな会計制度導入にあたってのサポート体制の検討が必要 ・共通システムの開発 ・実務マニュアル、ガイドラインの作成 ・研修制度の充実 中期目標等の業績評価の指標は、政策評価、行政評価等で検討されている評価指標に準じたものを用いることが望ましい。 一般会計、特別会計、企業会計、公益法人形態、株式会社形態等からの移行に合わせた、きめ細かい対応が必要である。

項 目	国独立行政法人制度	地方独立行政法人制度(研究会報告)
7. 解 散	<ul style="list-style-type: none"> ・独立行政法人対象業務の性格(確実な実施の必要性等)から、法人は自らの判断で解散できない。 ・解散理由(民営化、業務廃止、国への移管等)や解散時の処理事務の内容が千差万別 解散に関して別法で定める。 (現在、定めなし) 【通則法 66 条】 	<p>< 検討事項 ></p> <ul style="list-style-type: none"> ・法人自らの裁量で解散することは、業務の性格上適当ではない。 ・解散時の処理事務は、解散の理由、法人の性格等により異なる 地方独立行政法人に関する通則的な法律で解散に関する具体的な規定を定めることは困難 <p>< 問題点 ></p> <p>解散時に地方公共団体の長及び議会に意思決定に広範に委ねることは、以下のような問題が生じる。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・解散時に地方独法の負債を地方公共団体が継承するとする場合、違法な公金の支出として住民監査請求、住民訴訟の対象となる。 ・解散時の定めにより、財産権の行使の方法に止まらず、財産権の内容の変更に渡する場合、憲法 29 条(財産権の内容は...法律でこれを定める。)との関係で問題が生じる。
8 その他 地方独立行政 法人の共同設置		<p>< 検討事項 ></p> <p>複数の地方公共団体により共同設置する場合の問題点</p> <ul style="list-style-type: none"> ・地方独立行政法人に対する関与、業績評価に関し地方公共団体間で矛盾を生じる危険性 ・住民に分かりにくい 設立手法の検討 ・複数法人の共同処理 ・一部事務組合の法人化
地方公共団体の 配置分合		<p>< 検討事項 ></p> <p>設立母体である地方公共団体が、</p> <ul style="list-style-type: none"> ・合併で新たな地方公共団体となる場合 ・合併で消滅する場合 <p>の課題の検討</p>
情報公開	<p>「独立行政法人等の有する情報の公開に関する法律」</p> <ul style="list-style-type: none"> ・すべての法人が対象 ・何人も開示請求が可 ・30 日以内に開示決定 ・文書等は閲覧又は写しの交付、電磁的記録の開示方法は各法人が定める。 ・開示決定に対する行政不服審査法による不服申し立て等は、「情報公開審査会」(内閣府に設置)で対応 ・手数料は各法人で定める。 	<p>地方公共団体の情報公開条例と「行政機関の保有する情報の公開に関する法律」41 条の関係と同様に、情報公開の制度創設、実施の努力義務を通則的な法律で規定する。</p> <p>< 検討事項 ></p> <p>法人が保有する文書に関し情報公開条例を制定する場合、開示決定に対する不服申し立ての諮問機関を情報公開条例に定める情報公開審査会とする場合の問題の有無</p>
関係法令の整備		<p>< 検討事項 ></p> <p>法律上実施主体が地方公共団体として規定されている事務・事業については、地方独立行政法人が行うとしても、設立団体たる地方公共団体が実施しているとは考えられない。 新たに一定の規定を盛り込む必要がある。</p>

海外における先進事例

1 イギリス

エージェンシー制度について

英国は、NPM (New Public Management) の考えに沿った改革を実施する多くの欧米諸国の中でも先行している国の1つと位置付けられる。

これまで、「民間活用と競争原理の徹底活用が単なる理念ではなく、実効性のあるメカニズムで実施されている」という特徴がある。民営化・民営委託の可能性を探るプロセス (Priority Option Test) があり、「品質競争プログラム (Competing for Quality : CFQ)」による民間との競争入札、社会資本・公共施設などにおけるPFI (Private Finance Initiative) の積極的な活用など、「民間にできることは可能な限り民間に任せる」という理念を実際に行う仕組みが徹底されている。その一方で、効率化の追求だけではなく、国民を行政サービスの「消費者」として捉え、行政サービスの質の向上にも積極的に取り組んでいる。このような理念のもとで行われた改革の中心がエージェンシー制度である。

英国のエージェンシー制度は、サッチャー政権下の1988年から始まり、2000年4月時点で常勤職員の78%及び非常勤職員の80%の公務員が105あるエージェンシー機関あるいはエージェンシーの原理で運営されている4つの政府機関で働くに至っている。

また、英国のエージェンシー制度は、組織そのものの改革というよりも、政府の各省庁の執行部門を政策の企画立案部門から分離して、民間的な組織運営手法を取り入れるという管理運営の仕組みを改革するものであることから、エージェンシーはあくまで政府機関の中に止まり、職員の身分も国家公務員のままとなっている。

エージェンシーの特徴

権限と責任の委譲

エージェンシーには、日常の業務運営に関して大幅な裁量権が与えられている。エージェンシーの長官 (Chief Executive) は、この裁量権を駆使して目標の達成を目指す。長官は、エージェンシーが所属する省庁の大臣に対して、業務運営上の責任及び目標達成の責任を負っている。大臣は議会に対して責任を負っており、エージェンシーの業績は議会を通じて広く国民に公表されることとなるため、国民へのアカウンタビリティも確保されている。実際の業務運営に当たっては、大臣と長官が交渉し合意した上で作成する「フレームワーク・ドキュメント」に基づいて運営される。これには、エージェンシーの任務・目的、長官の大臣に対する責任の内容、提供するサービスの内容、年次報告の内容、財務上の取り決め、人事政策の規定などが記述されることになっている。

目標設定と業績管理

エージェンシーは、毎年、サービスの質・財務的な業績・効率性を含めた業績目標 (Key Annual Performance Targets) を設定する。これは、定量的な業績指標を用いたものでなければならない。また、エージェンシーが直接コントロールできる必要があるため、有効性やアウトカムより効率性やアウトプットに重点を置いて定められる。設定された業績目標は、大臣と長官との間で業績協定として契約が結ばれ、業績目標に応じて大臣は資源の配分を行う。資源の配分に当たっては、前年の業績目標達成状況が参考にされている。長官は、四半期毎に業績目標の達成状況を大臣に報告しなければならず、年度終了後には、業績結果をまとめた年次報告書 (Annual

Report) の作成・公表が義務付けられている。また、政府としても、エージェンシー全体の業績結果をまとめた報告書を公表している。このような、具体的な業績目標の設定と達成度の測定、報告、公表というプロセスにより、「結果」に基づいた業績評価を行うとともに、アカウンタビリティを確保している。

効率化計画

エージェンシーは、毎年向こう3年間の効率化計画を作成しなければならない。効率化計画には、今後の3年間でどのようにしてエージェンシーとしての目標を達成していくのかを明示するとともに、効率性を向上させるために民間の関与をどのように進めていくのかを示すこととされている。民間の関与の面では、PFIの手法を用いたり、民間企業と提携を結んで業務を行ったりしている。

エージェンシー・レビュー

エージェンシーは、5年毎に業務の抜本的な再点検を実施することになっている。具体的には、この5年間のエージェンシーの総合的評価の実施、“Prior Options Test”のプロセスを再度行って民営化や民間委託の可能性の再検討、フレームワーク・ドキュメントの改定、などが行われる。エージェンシーは、一旦エージェンシー化されたからといって、永久にその地位が確保されるわけではなく、放漫な運営や効率化努力の欠如があると、エージェンシー・レビューによって、その地位を剥奪される可能性があるわけである。エージェンシー・レビューは、目標達成や効率性向上の努力を怠らせない効果を持っている。

業績連動給

ネクスト・ステップスの重要な原則の1つに、個人の給与と組織目標達成への貢献度とを明確に関連付けるべきというものがある。長官については、報酬は最高20%までエージェンシーの業績とリンクされている。職員の給与に関しては、これまで業績連動は進んでいなかったが、業績連動給が公的部門の効率性向上にとって重要であることは認識されており、徐々に拡大する傾向にある。1996年には、「公務員管理規律(Civil Service Management Code)」が改定され、給与と業績の連動など柔軟な給与体系を実施しやすい環境が整備されている。1999年に発表された白書「政府の現代化(Modernism Government)」にも、業績に基づく給与の推進が示されている。

発生主義会計

エージェンシーは、設立後2年以内に発生主義会計(資源会計)を導入することが義務付けられている。発生主義会計によって、費用と便益の関係を適切に把握できるようになるため、効率的な資源配分が可能となる。発生主義会計がエージェンシーに早くから導入されたのは、民間との競争原理が働く仕組みを確立するには、民間と同じ基準で会計を行う必要があったためである。現在では中央省庁においても発生主義会計が導入されている。

独立行政法人制度と英国エージェンシー制度の比較

区 分	独立行政法人制度	英国エージェンシー制度
法的な位置付け	国とは別の法人格を有する。	国の機関の一部（英国には、行政組織の範囲を画する成文法はない。）
主務省との関係	法人の長を大臣が任命。法人の長は法令の範囲内で計画を策定し運営。	「基本文書」に基づく一種の契約。大臣とエージェンシーの長との権限の配分も明記される。（英国には、行政組織間の監督関係を画する成文法はない。）
国会との関係	独立行政法人の長は、国会に参考人として法人の日常業務に係る事項について、説明責任を負う。	エージェンシーの長は運営問題に関して議会に対して説明責任を負う。
職員の身分	国家公務員の身分を与える法人（職員に争議権なし）と国家公務員の身分を与えない法人（職員に争議権あり）の2種類有り。	国家公務員。（英国においては、国家公務員は一般労働者と同様に争議権が認められている。）
財産の保有	法人が財産を保有。	国有財産。
会計基準	企業会計原則を基本。（法人の公共的な性格、独立採算制を前提としない等の独立行政法人の特殊性を考慮し必要な修正を行う。）	リソース・アカウンティングと呼ばれる新しい会計手法が導入され、政府部門の予算編成や決算作成に当たり発生主義が導入されている。
情報の公開	業務、財務、計画、評価結果等の広範な事項を積極的に公表。総務省の政策評価・独立行政法人評価委員会は独立行政法人に関する公表資料をとりまとめ、公表。	目標の達成状況、評価、財務内容等について年次報告書により公開。政府において、白書を取りまとめ公表。

（出典：岡本信一「独立行政法人の創設と運営」（財）行政管理研究センター（2001））

2 オーストラリア

センターリンクについて

センターリンク (Centrelink) は、連邦行政部門からサービス提供部門を独立させ、民間経営の手法を取り入れるとともに、自律的な組織運営を通じて政府サービスの「ワンストップ・ショップ」化を目指すものであり、従来にない新しいタイプの公共サービス・プロバイダーである。

このセンターリンクは、1997年連邦サービス提供庁設置法により「応答的で質の高い政府サービスと機会をもたらす、VFM(Value For Money)を高めることを目的に設置された機関である。

センターリンクは、単なる連邦行政サービスの総合窓口事務所ではなく、法制度上も各省から独立した、理事会によって運営される機関であり、最高経営責任者(CEO)が民間的手法による経営を行う仕組みになっている。こうしたことから、センターリンクは設置されてからまだ日が浅いが、各方面からの評価を総合すると、各省横断的なサービスによる顧客サービスの質の向上だけでなく、重複業務の排除やITの活用によってサービス効率の大幅な改善が達成されている。

センターリンクの特徴

組織・運営

当初は、旧社会保障省(現在の家庭コミュニティサービス省)の年金業務や雇用教育訓練青年省の失業給付などの公共サービス業務を総合的に提供する独立機関として設置された。伝統的な分業組織に代えて、「チーム」というフラットな管理体制が敷かれている。

各チームを率いるのは上級管理官(Senior Executive Service Officer)であり、「指導者連絡会(Guiding Coalition)」のメンバーでもある。指導者連絡会はセンターリンクの内部的な運営委員会であり、6週間ごとにミーティングが開かれる。指導者連絡会の役割は、理事会が定める指令や方針に基づくが、具体的には組織の指導、授権される指示の設定及び重要な意思決定、未来のための文化の確立、教育的なフォーラムの開催などを行っている。センターリンクの業務に関する重要課題を扱うため毎月開催される。理事会には監査委員会、情報技術委員会、品質委員会の3委員会が置かれており、理事長は各委員会の報告を家庭コミュニティサービス大臣とコミュニティサービス大臣に行う。

センターリンクの戦略目標

センターリンクでは、**カスタマー(顧客)とのパートナーシップ、カスタマーとコミュニティ、センターリンクの職員、コスト削減、革新**の5分野について、戦略的目標を策定している。

それは、政府サービスの提供に際して

- ア ファースト・チョイスであること、
- イ 政府の業績期待に合致すること、
- ウ すべてのサービスセンターにおいて優良なカスタマーサービスを達成すること、
- エ 利用者によるセンターリンクへの積極的な関与と促進、顧客のアクセスを容易にし、意思決定とナレッジマネジメントをサポートする先端技術の確保、センターリンクがオーストラリアにおけるサービス提供のモデルになること、
- オ 地域コミュニティを強化することでオーストラリア全土における認知を確立すること、とされている。

人事管理

人事管理については、1999年5月、オーストラリア労使関係委員会によって、センターリンクの新しい労働協約である「センターリンク発展協定書 1999 - 2000」が認可されたのを受けて、同年6月にセンターリンクは新公務員制度に基づく職務分類に移行した。

これにより最高9段階あった構造は4段階にフラット化された。センターリンクの職員の給与は業績達成とリンクしており、高い業績は高い給与と昇任につながる仕組みになっている。

また、新しい取組として、「インフォリンクHR事業」という人材育成事業が進められている。これは新しい「インフォリンク財務管理システム」と連動したもので、給与と勤務状況との管理を能率化するものである。また、センターリンクはその人事管理の能率と有効性を高めるために、連邦人事委員会とメリット保護委員会が進める「オーストラリア公務員人事管理ベンチマーキング事業」に参加している。

3 カナダ

エージェンシー¹制度について

大規模な中央省庁の再編成は、1993年6月から進歩保守党政権下の改革として実行された。90年代初めには、カナダの政府組織が余りにも複雑化し、機関が乱立傾向にあったため、政府部内で、政府の規模を縮小して、意思決定システムを合理化する必要があることが認識されていた。92年には、マルルーニ首相のもとで、省庁再編についての検討が開始されたが、政権を引き継いだ同じ進歩保守党のキャンベル政権下で93年6月に再編成が実行された。この再編成において、大臣数は35から25へ、省の数は、32から23になった。

その後成立したクレティエン政権は、再編された組織をほとんど継承し、一部の再編を行って、1省増えた24省体制とした。

カナダ政府の機構は多様であり、大きく分けて、本省(Department)以外に、多様なタイプの外庁(Service Agency)、各種の審判・裁定委員会、国有企業(Crown Corporation)という機構が存在している。こうした4類型も、それぞれ統一的な性質を持つものではない。各機構は、業務に適応するように、閣僚との関係、管理者の裁量権の程度、説明責任の性質において、それぞれ異なっている。各機構は、閣僚を通じて議会への報告をなす。

その中でも外庁(Service Agency)は、一般に、法的なフレームワークの中で、設立され、業務を行う。通常は結果の説明責任を基礎にしてマネジメントが行われる。閣僚へ直接報告し、閣僚から一般的な監視を受けるが、閣僚や議会との関係は、根拠法等により各機関ごとに多様である。

エージェンシーの特徴

特別業務庁(SOA: Special Operation Agency)導入

1989年に進歩保守党のもとで、イギリスの行政改革で導入されたエージェンシーの概念が研究され、カナダに特別業務庁(SOA: Special Operation Agency)の制度が導入された。本省(Department)の一部であり、柔軟な管理体制を与えられたサービス提供機関である。外庁(Service agency)の設置は立法措置が必要であるのに対して、SOAは、国家財政委員会の承認により、より簡易に設置できる。SOAは、本省(Department)の一部であり、議会に対する説明責任は所管の省の閣僚や次官等が負うものである。SOAの任務、アカウントビリティと引き換えの裁量権を示すフレームワーク文書(Framework Document)は、所管省庁とエージェンシーが協働で作成するもので、国家財政委員会の承認が必要であり、3年毎の見直しがある。また、SOAには、具体的業務目標の設定と業績測定について記載したビジネスプラン(3年間の業務計画)の作成が義務付けられている。

¹ エージェンシーという用語は、カナダにおいては、外庁に限らず多義的に使用されており、本省(Department)以外の3類型(外庁・各種委員会・国有企業)を総称して、エージェンシーという用語を使用することも多い。

代替サービス提供機関（ASD：Alternative Service Delivery Agencies）

カナダの組織・機構の改革においては、簡易に設立できる本省(Department)内の機構としての英国型エージェンシーの他に、外庁の新たなタイプとして、プログラム・レビュー²以後、ASDが導入された。ASDと呼ばれる新規の外庁（Service Agency）が、食品検査、公園管理の分野等において3機関設立された。各省で分散して実行されていた同種の活動、あるいは中央・地方という異なるレベルで行なわれてきた同種の活動を、単一組織に統合することなどにより、従来の組織の境界をこえて、サービス提供について市民の要望に応えることをねらったものである。

【参考文献】

英国

- ・ 稲沢克祐 「英国のエージェンシー制度の現状と課題」
『海外政策情報（神奈川県自治総合研究センター委託研究報告書）』（社）神奈川県地方自治研究センター（2002）
- ・ 岡本信一 「独立行政法人の創設と運営」 行政管理研究センター（2001）
- ・ 財務省財務総合政策研究所 「民間の経営理念や手法を導入した予算・財政のマネジメントの改革」（2001）

オーストラリア

- ・ 小池 治 「オーストラリアにおける行政改革とエージェンシー」
『海外政策情報（神奈川県自治総合研究センター委託研究報告書）』（社）神奈川県地方自治研究センター（2002）
- ・ 財務省財務総合政策研究所 「民間の経営理念や手法を導入した予算・財政のマネジメントの改革」（2001）

カナダ

- ・ 財務省財務総合政策研究所 「民間の経営理念や手法を導入した予算・財政のマネジメントの改革」（2001）
- ・ 平井文三 「行政改革・地方分権・規制緩和の座標」 ぎょうせい（1998）

² プログラム・レビューの具体的措置として、政府職員の大幅な削減；32万人の連邦政府職員のうち、民営化や早期退職で4万5千人(14%)削減早期退職奨励制度、早期離職制度を創設し、転職相談や求職支援などの転職支援サービスも拡大した。国有企業の民営化；前政権以上の徹底した民営化を推進する。（以下のような組織が民営化された。；国有石油会社・国有貨物鉄道・国営空港・国営港湾・航空交通管制・政府刊行物情報局・抵当住宅会社・軍への補給サービス）補助金の大幅な削減(61%)；企業向け等補助金を、94年レベルから61%削減。補助金は、農業補助金などの価格安定のための補助金が多かったが、より商業ベースでローン型の支援を組んだ形態にかえていく。畜産補助金削減・西部穀物輸送補助金の廃止等がある。外庁化；連邦政府内や州政府内で重複していたサービスを新たな外庁に行なわせ、サービス提供の改善とコストの削減をはかる。具体的には、公園管理、食品検査などの分野で新たな外庁を設立がある。

調 査 票

独立行政法人名	
---------	--

質 問 項 目		変 化 の 状 況					
I 人 事 ・ 組 織 関 係	独立行政法人化に伴い、職員の数、組織体制に変化がありましたか。	(人員：旧 人 新 人)					
	独立行政法人化によって、組織やチーム編成で弾力的な対応が行われましたか。						
	独立行政法人化の後、新規・中途採用又は任期付き採用はありましたか。						
	主務省や他の独立行政法人との人事異動、民間との人事交流はありましたか。						
	独立行政法人化後、勤務評価や人事評価が反映した給与体系がとられていますか。また、業務実態に即した勤務体制がとられていますか。						
II 予 算 制 度 関 係	独立行政法人化により、年間の予算額は変わりましたか。	<table border="0"> <tr> <td>(1 2 年度当初予算額</td> <td>百万円</td> </tr> <tr> <td>(1 3 年度当初予算額</td> <td>百万円</td> </tr> </table>		(1 2 年度当初予算額	百万円	(1 3 年度当初予算額	百万円
(1 2 年度当初予算額	百万円						
(1 3 年度当初予算額	百万円						

質 問 項 目	変 化 の 状 況	
Ⅱ 予 算 制 度 関 係	<p>予算要求の方法で大きく変わった点は何ですか。(積算手法等)</p>	
	<p>会計手法の変更に伴い、処理に要する人的、財的変動はありますか。</p>	
	<p>運営費の弾力的な使用によるメリットは何ですか。</p>	
	<p>13年度決算において、剰余金の発生の見込みはありますか。また、その発生理由は何ですか。</p>	
Ⅲ 中 期 目 標 関 係	<p>中期目標の設定に際して、独立行政法人が関与することがありましたか。</p>	
	<p>中期目標が設定されるに当たり、到達目標または、数値目標の設定はありますか。</p>	
Ⅳ 中 期 計 画 関 係	<p>中期計画額の積算方法をお聞かせください。</p>	

質 問 項 目	変 化 の 状 況	
IV 中 期 計 画 関 係	<p>中期目標に沿った具体的な数値目標を設定していますか。</p>	
	<p>評価における具体的な基準は、どのようなものですか。</p>	
V 情 報 公 開 関 係	<p>透明性の確保が明文化されましたが、公表の内容や手段について、何か変化がありましたか。</p>	
	<p>独立行政法人化の後に情報公開請求がありましたか。(件数等)</p>	
VI 監 査 関 係	<p>次の監査・検査の概要をお聞かせください。 幹事による監査 会計監査人による監査 会計検査院による検査(検査対象)</p>	
VII 法 人 化 移 行 作 業 関 係	<p>独立行政法人化に際して、どのような作業を行いましたか。また、準備期間はどのくらいですか。</p>	

	質 問 項 目	変 化 の 状 況
VII 法 人 化 移 行 作 業 関 係	独立行政法人化に際して、専門スタッフによる委員会等の設置をしましたが、そのメンバーはどういう人ですか。	
	独立行政法人化に際して、機関内でどのような意見が出され、どの程度反映されましたか。	
VIII 全 体 を 通 し て	法人格を有することのメリット・デメリットは何ですか。	
	独立行政法人制度導入の所期の目的（事業の効率的・効果的な実施等）は達成されましたか。また、実態とギャップはありませんか。	
	独立行政法人として1年を経過しての感想をお聞かせください。	
	今後、改善すべき点があれば、それはどのようなことですか。	

独立行政法人ヒアリング調査結果集計

質問項目	主な回答内容
人事・組織関係	
職員の人数、組織体制の変化	<ul style="list-style-type: none"> ・本部組織を設置するなど組織を改編した ・人数は変わらないが組織を改編した
組織やチーム編成での弾力的な対応	<ul style="list-style-type: none"> ・特定の課題に対して各部横断的なプロジェクトチームを設置している ・スタッフ制を導入しフラットな組織にした ・業務部門の長に権限を委譲した ・専門官職を設置し権限を付与した
新規・中途採用又は任期付き採用	<ul style="list-style-type: none"> ・新規・中途採用については従前どおりという法人が多い ・任期付き採用についてはなし、又は検討中という法人が多かったが、中には研究員全員が任期付きというところもあった
人事交流	<ul style="list-style-type: none"> ・非公務員型の法人を含めほとんどが主務省との交流ありと回答 ・主務省以外の交流先としては、大学、他の独立行政法人、関連する特殊法人、地方自治体など
勤務評価を反映した給与体系	<ul style="list-style-type: none"> ・公務員型の法人については、概ね国に準じた給与体系であり、制度上は業務実績を給与に反映できる仕組みを作っているものの、実際には機能しておらず、今後の課題としている ・非公務員型の法人は年俸制や独自の給与体系を導入している
予算制度関係	
法人化により予算額に変化があったか	<ul style="list-style-type: none"> ・予算の仕組みの変化や組織の再編等により単純に比較できないとする回答が多かったが、それ以外では、大きな変化はない、独立行政法人への移行経費（共済費負担）分が増加など
予算要求方法で変わった点	<ul style="list-style-type: none"> ・初年度は従来どおりの積み上げ方式、2年度目以降は積算手法が決められている ・予算の細目を示す必要が無くなった ・独立採算や自己収入の比率が高い（運営費等交付金の割合が低い）法人については従来と変わらず
会計手法の変更に伴う影響	<ul style="list-style-type: none"> ・ほとんどの法人が事務量が増加したと回答し、会計担当職員の増員や会計処理システムの導入により対応している ・職員研修の実施 ・民間銀行出身者を経理担当者として採用 ・役員に公認会計士を採用
運営費の弾力的使用によるメリット	<ul style="list-style-type: none"> ・特定事業への重点配分が可能 ・国外出張旅費の確保が可能 ・研究費からアルバイト賃金を支出しやすくなった ・企業や個人からの現金の寄附が受けやすくなった ・予算の流用がしやすくなった ・事業年度内に生じた状況の変化に対応しやすくなった
剰余金の発生込みと理由	<ul style="list-style-type: none"> ・剰余金の有無は法人によりまちまち ・剰余金の発生理由は、講師派遣等による収入、特許料、刊行物の販売収入、事業収入の増加など

中期目標関係		
	目標設定に関する法人の関与	<ul style="list-style-type: none"> ・情報交換のみ、参考意見を述べる程度というところから、主務省と協議しながら進めた、実際には法人で中期目標を作成という回答まであり、関与の度合いは様々
	数値目標の設定	<ul style="list-style-type: none"> ・ほとんどの法人が何らかの数値目標を設定していると回答しているが、数値目標なしという法人もあった
中期計画関係		
	中期計画額の積算方法	<ul style="list-style-type: none"> ・13年度は積み上げ、14年度以降は財務省が定めた運営費交付金算定ルールによる ・過去の平均により算定
	中期目標に沿った数値目標の設定	<ul style="list-style-type: none"> ・中期目標と同様の回答が多かった
	具体的な評価基準はどのようなものか	<ul style="list-style-type: none"> ・発表論文数 ・利用者アンケート ・年度計画に対する実績で評価 ・主務省の独立行政法人評価委員会で評価基準を作成 ・総務省のガイドラインにより設定 ・独自の評価基準を作成
情報公開関係		
	公表の内容・方法の変化	<ul style="list-style-type: none"> ・積極的に広報を行うようになった ・ホームページを活用
	情報公開請求の状況	<ul style="list-style-type: none"> ・情報公開法の適用が14年10月以降のため実績無し
監査関係		
	監事による監査	<ul style="list-style-type: none"> ・年度終了時又は期中及び期末の2回、会計及び業務について監査を行うという回答が多かったが、大きな事業の都度報告というものや企業会計について随時指導を受けているという回答もあった
	会計監査人による監査	<ul style="list-style-type: none"> ・資本金100億円以上の法人のみ会計について実施
	会計検査院による検査	<ul style="list-style-type: none"> ・独立行政法人化以前と同様 ・企業会計に則った会計が行われているか検査を受けることになっている ・毎月、合計残高試算表を提出している
法人化移行作業関係		
	どのような作業を行ったか。準備期間はどの位か。	<ul style="list-style-type: none"> ・準備期間は概ね1～3年という回答であるが、2年というところが多い ・作業内容としては、中期目標・中期計画の策定、各種規程の整備、組織体制の検討、外部評価委員会の設置など
	専門スタッフによる委員会等を設置したか	<ul style="list-style-type: none"> ・準備室を設置したところが多い(人数は7、8名というところから30数名というところまでまちまち) ・職員で構成しているところが多いが、幹部職員及び職員組合の代表者で構成している組織もあった
	法人化に際してどのような意見が出され、どの程度反映されたか	<ul style="list-style-type: none"> ・意見表明の方法としては、総務省のアンケート、主務省との意見交換、準備組織への職員の派遣等 ・出された意見としては、国家公務員の身分に関する事、組織体制に関する事、国と法人との人事交流に関する事、中期目標・中期計画、年度計画及び業務運営に関する事など

<p>全体を通して</p> <p>法人格を有することのメリット・デメリット</p>	<p>[メリット]</p> <ul style="list-style-type: none"> ・予算科目に縛られない弾力的な予算運用が可能になった ・理事長の判断でできる事項が増大した ・仕事の効率化やサービス面での職員の意識改革が図られた ・主務省に批判的な提言がしやすくなった ・予算面での主務省の指導や根回しの必要が無くなった ・事業の実施に当たり民間企業の協賛を得るなど、外部資金を導入しやすくなった ・顧客が国の機関であったときよりも気安く話をしてくれるようになった <p>[デメリット]</p> <ul style="list-style-type: none"> ・公会計及び企業会計の併用による会計業務の増大と煩雑化 ・就業規則、労働協約等の労務関係業務の増大 ・国の機関でなくなったことが、対外折衝の支障となる ・評価のための資料作成など事務の負担が大きい ・従来は直接行えた関係する各省庁との調整が主務省を通じてしかできなくなった
<p>独立行政法人制度導入の目的が達成されているか。実態とのギャップはないか</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・概ね計画どおり達成されている ・当初の目標を大きくクリアした ・中期計画、年度計画に記載された業務を達成しなければならなかったため職員の意識が高まった ・状況に即応した効果的な業務実施に努めている ・費用対効果を意識するようになった ・職員にコスト意識が芽生え、顧客からの要望改善がやりやすくなった <p>[実態とのギャップ]</p> <ul style="list-style-type: none"> ・剰余金が出て法人の財産とするには法人の経営努力によるものと証明しないと出来ないが、この証明がむずかしい ・職員の意識に特段変化は見られない ・社会ニーズにより事業が増えても運営費交付金の急増が見込めないため、事業間の調整でやりくりせざるを得ない ・職員の能力が追いついていかない
<p>法人化して1年経った感想</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・国からの依頼研究に委託契約が必要となり契約や精算に関する事務が増大した ・会計システムを導入したが、科目区分が煩雑で計画どおり移行できなかった ・会計制度をはじめ新制度に慣れるのに精一杯 ・独法化に合わせて施設が新しくなり意識の切り替えにちょうど良かった ・2年目以降は1年目以上の成果が求められるので大変 ・現在の成功は所長の功績によるところが大きいだけに、所長の任期が切れた後がどうなるか不安 ・当法人が担う役割を広くアピールしていきたい ・企業会計に慣れるのが大変 ・評価のために約半年間労力を割いており、生産性のある作業なのか疑問 ・社会情勢の変化により一部の業務について国からの検査依頼が増大したため、他の業務の予算を流用せざるを得なくなった

		<ul style="list-style-type: none"> ・毎年業績評価が行われることにより、職員の緊張感が高まった ・法人内部でポスト管理ができることは、職員のやる気の向上につながっている ・評価に要する時間が非常に多かった ・独法化に際してもう少し教育が必要であった
	<p>今後改善すべき点</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・合理化できることは今後もやっていく ・2年目以降のステップアップ ・委託等手続の煩雑な事務の見直し ・人件費が抑制されているが、事業拡大に伴う増員について検討が必要 ・定員削減を行いつつ業務を行うため、一層の効率化を検討する必要 ・中期計画終了時にどのような評価が出るのか、独立行政法人制度がどのような方向に進んでいくのかが見えてこない ・現在は専門的知識を有する職員不足を非常勤の専門スタッフや外部との共同研究により補っている状態なので、将来的には常勤職員の知識・技能の向上が必要 ・主務省との連携や各地域センターとの情報共有、指示命令系統の明確化、事務の簡素化、会計システムの定着が必要 ・評価手法の確立が必要

神奈川県機関類型区分表

所管部局	機 関 名 等	国の分類				その他分類			設置根拠法令
		試験 研究	文教 研修	検査 検定	作業 施設	医療 施設	福祉 施設	行政 事務	
総 務 部	東京事務所								
総 務 部	自治総合研究センター								
総 務 部	県税事務所								
総 務 部	職員健康管理センター								
企 画 部	行政センター								
防 災 局	総合防災センター・消防学校								消防組織法
県 民 部	かながわ県民活動サポートセンター								
県 民 部	かながわ女性センター								
県 民 部	公文書館								公文書館法
県 民 部	地球市民かながわプラザ								
県 民 部	バスポートセンター								
県 民 部	青少年総合研修センター								
県 民 部	青少年センター								
県 民 部	清川青少年の家								
環境農政部	環境科学センター								
環境農政部	温泉地学研究所								
環境農政部	農政事務所								
環境農政部	自然環境保全センター								
環境農政部	農業総合研究所								
環境農政部	かながわ農業アカデミー								
環境農政部	農業改良普及センター								農業改良助長法
環境農政部	フラワーセンター								
環境農政部	病害虫防除所								植物防疫法
環境農政部	肥飼料検査所								
環境農政部	畜産研究所								
環境農政部	家畜保健衛生所								家畜保健衛生所法
環境農政部	家畜病性鑑定所								
環境農政部	大野山乳牛育成牧場								
環境農政部	水産総合研究所								
環境農政部	栽培漁業センター								
環境農政部	漁港事務所								漁港漁場整備法
福 祉 部	児童相談所								児童福祉法
福 祉 部	総合療育相談センター								身体障害者福祉法、知的障害者福祉法
福 祉 部	中里・おいそ学園								児童福祉法
福 祉 部	婦人相談所								売春防止法
福 祉 部	障害福祉施設								身体障害者福祉法、知的障害者福祉法
福 祉 部	湘南老人ホーム								老人福祉法

* 設置根拠法令とは、原則として県の行政組織規則及び個別設置条例、個別設置規則から確認できたものを掲載した。
：分類が2つにまたがるもののうちその主たるもの。

* 大学は文教施設に含める。

所管部局	機 関 名 等	国の分類				その他分類			設置根拠法令
		試験 研究	文教 研修	検査 検定	作業 施設	医療 施設	福祉 施設	行政 事務	
衛 生 部	衛生研究所								
衛 生 部	保健福祉事務所								社会福祉法、地域保健法
衛 生 部	保健教育センター								
衛 生 部	栄養短期大学								学校教育法
衛 生 部	衛生短期大学								学校教育法
衛 生 部	精神保健福祉センター								精神保健及び精神障害者福祉に関する法律
衛 生 部	看護教育大・専門学校								学校教育法
衛 生 部	食肉衛生検査所								と畜場法、食品衛生法等
衛 生 部	動物保護センター								動物愛護法等
衛 生 部	県立病院								
商工労働部	商工労働センター								
商工労働部	計量検定所								計量法
商工労働部	産業技術総合研究所								
商工労働部	産業技術短期大学								職能開発促進法
商工労働部	高等職業技術校								職能開発促進法
商工労働部	神奈川県障害者職業能力開発校								職能開発促進法
商工労働部	障害者就労相談センター								
県土整備部	土木事務所・治水事務所								
県土整備部	湘南なぎさ事務所								
県土整備部	公園管理事務所								
県土整備部	広域幹線道路事務所								
県土整備部	相模川総合整備事務所								
県土整備部	酒匂川下水道整備事務所								
県土整備部	ダム管理事務所								
県土整備部	開発総合相談所等								
教育委員会	教育事務所等								
教育委員会	県立図書館								図書館法
教育委員会	川崎図書館								図書館法
教育委員会	金沢文庫								博物館法
教育委員会	近代美術館								博物館法
教育委員会	体育センター								
教育委員会	武道館								
教育委員会	総合教育センター								
教育委員会	歴史博物館								博物館法
教育委員会	生命の星・地球博物館								博物館法
教育委員会	外語短期大学								学校教育法
合 計		7	28	6	4	3	4	21	25

県試験研究機関における課題改善効果（個別）

以下の表の「地方独立行政法人化による改善の効果」欄は、当研究チームが独自に検討した内容について記載した。

環境科学センター

	機関評価で指摘された課題		地方独立行政法人化による改善の効果		（参考） 機関評価で指摘された課題に対する県の機関としての対応の方向性
	項目	内容	評価	改善の内容・理由	
1	【組織】 時代に即した 分かりやすい 組織構成	・課題に対応する時代に即した部構成とし、外部から見て分かりやすい組織とする。企画調整機能の強化も必要。		・事業環境の変化に応じて、法人の長の判断で迅速かつ柔軟な組織の設置、変更が可能となる。	・県民の関心や多様化する環境問題に対応した組織体制への見直しと企画調整機能等の強化を図る。
2	【予算】 研究予算の確保と外部資金の導入システム	・外部資金を導入する必要がある。必ずしも採択されるとは限らない予算を、県として位置付けていく柔軟なシステムを構築する事が必要。		・予算の編成、執行の柔軟性が増すため、外部資金の時機に応じた受け入れが可能となる。	・外部資金を導入して研究業務を推進するため、課題の評価・選定システムの構築及び補正予算等資金の導入を円滑に行うための仕組みを検討。
3	【人材】 人材の確保と育成	仕事の内容に応じた多様な雇用形態を含めた人材の確保を図るべき。 ・プロジェクト研究のマネジメントや政策提言等を行う人材の育成が求められる。		一律な定員管理がなくなり、法人の長の判断において、時機に応じた職員体制の確保が可能となるとともに、多様な形態の職員雇用が可能となる。 (人材育成の考え方の問題であり、制度上の課題ではない。)	・業務の見直しを踏まえ、多様な雇用形態を含めた人材の確保を県として検討する。 ・行政機関との交流や民間、国、大学などの外部機関との連携や研修を推進し人材を育成する。
4	【業務バランスと連携】 研究と行政検査・調査業務との連携とバランス	・行政依頼検査・調査について、業務見直しの必要がある。 ・研究機能の強化を図ることが望ましい。研究時間の確保や研究活動を刺激・促進する仕組みの検討が必要。 ・行政依頼検査・調査の中から研究要素を抽出し、研究課題としてまとめていく努力が成果の活用に結びつく。		(実施上の考え方の問題であり、制度上の課題ではない。) 職員個々の業績に応じた人事・給与制度が可能となるため、研究活動に対する職員のインセンティブは高まる。 (日常における研究実施上の考え方の問題であり、制度上の課題ではない。)	・民間委託によるスリム化や集約化等を行い、ルーチンな業務は、非常勤職員等の活用を検討。 ・研究課題の評価、優先順位を明確、評価に見合った予算の配分や業務の配分を行い、より効率的・効果的に推進する。重点的に研究に取り組む職員を選定など、役割分担を明確にする。 ・行政依頼の検査・調査から得られた結果を研究課題に発展させ、施策への提言につなげていく。
5	【情報発信と成果の活用】 成果の活用	・学会発表等を積極的に行えるよう予算措置などが必要。 ・調査研究と成果がその評価も含めオープンに見えるようにする取組みが大切。		予算執行を含めた運営全般に関する法人の自主性、主体性が高まるという点では、工夫がしやすくなるが、現行制度においても改善は可能である。	・成果発表をより積極的に行っていく。 ・広く県民へ分かりやすい情報を提供。センターの取組みに対する県民の理解を醸成すると共に、問題意識を共有し、環境活動への参加促進を図る。
6	【その他】 機器・設備等の計画的な更新・整備	・買い取り備品の計画的な買い換え、リースへの切り替えが必要である。		(実施上の考え方の問題であり、制度上の課題ではない。)	・時代の要請にあった機器類や常時監視の測定機器等については計画的にリースにより更新。
7	環境学習への取組み	・利用者の拡大に向け、より一層の工夫が必要。		(実施上の考え方の問題であり、制度上の課題ではない。)	・利用者層の拡大を図る。
8	国際協力への取組み	・研修中心から共同研究者としての位置づけとすることが意義ある国際貢献になる。		(機関のミッションの考え方の問題であり、制度上の課題ではない。)	・今後も現在の枠組みの中で可能な限り対応。

「独立行政法人化による改善の効果」の検討の基準

- ：独立行政法人化になり初めて改善が可能となる。
- ：独立行政法人化により改善が可能となる、または、より高い改善効果が期待できる。（「評価結果に対する対応の方向性」と比較して、より高い改善効果が期待できる。）
- ：独立行政法人化により改善が期待できるが、独立行政法人制度に限られた改善内容ではない。（「評価結果に対する対応の方向性」と比較して、同程度の改善効果である。）
- ：課題の内容が、独立行政法人化とは直接関係のない性格のものである。

農業総合研究所

機関評価で指摘された課題		地方独立行政法人化による改善の効果		(参考) 機関評価で指摘された課題に対する県の機関としての対応の方向性
項目	内容	評価	改善の内容・理由	
1	現場対応型試験研究への重点化	<ul style="list-style-type: none"> ・再編整備の「試験場から研究所」へというスローガンは適切であったか疑問。相応しくない影響を与えたのではないか。 ・設置目的「神奈川らしい農業」の実現のために、現場に役立つ農業生産技術の開発を主目的とし、そこに重点を置いた試験研究を推進すべき。 	<p>中期目標・中期計画・年度計画の策定及び評価並びに評価結果の反映、という目標管理型の組織運営により、機関の使命、役割の点検が行われ、また、法人の長の判断により事業環境の変化に応じた「重点化」がやりやすくなるが、現行制度においても改善は可能である。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・研究課題の要望の取りまとめ方式に加え、生産者団体・農業改良普及センターとの意見交換の場を設け、課題把握に努める。 ・バイオテクノロジー、メカトロニクス関連の研究の見直し。生産者、農業改良普及センターと連携した現地試験等のウエートを15%程度から30%程度へ引き上げ。
2	活動計画に合わせた組織機構の見直し	<ul style="list-style-type: none"> ・組織機構を研究所の活動(行動)計画(=試験研究推進構想)との関連付けを行い、見直しを進めるべき。 ・どのような組織機構にするかは、評価結果を踏まえて農業総合研究所や県当局が判断し、具体的な検討を行うべき。 	<p>事業環境の変化に応じて、法人の長の判断で迅速かつ柔軟な組織の設置、変更が可能となる。</p> <p>(県試験研究機関全体のあり方の問題であり、制度上の課題ではない。)</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・より効果的で体系的な試験研究ができる作物割りや農業経営や病害虫、土壌施肥など専門的な研究のできる技術割りというバランスの取れた組織への見直しを検討。
3	試験研究の重点化に基づく適正な人員の確保と配置	<ul style="list-style-type: none"> ・バランスの取れた構成になるよう、人事異動等も含めて早急な措置が必要。特に、地域試験場に関して、組織の見直しと試験研究の重点化を図り、それを踏まえた人員の配置が必要。 	<p>一律な定員管理がなくなり時機に応じた職員体制の確保が可能となるとともに、法人の長の判断において、多様な形態の職員雇用が可能となる。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・組織機構の見直しに合わせて、必要な人員確保を県として検討。 ・地域試験場は、農業経営や病害虫など本所との共同研究として取り組む必要があり、これに基づいた人材を配置。
4	予算の確保と仕組みの検討	<ul style="list-style-type: none"> ・外部資金の導入を図りうる仕組みを検討する必要がある。 ・予算の配分に関しては、研究課題評価に基づく試験研究費の重点配分などを工夫する必要がある。 	<p>予算の編成、執行の柔軟性が増すため、外部資金の時機に応じた受け入れが可能となる。</p> <p>予算の編成、執行の柔軟性が増すため、事業(研究)マネジメントに即応した外部資金の時機に応じた受け入れが可能。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・予算の仕組みについては、県として検討を図る。 ・所内において研究課題の評価を行い、優先順位を明確にしながら評価に見合った予算の配分を進める。
5	施設・設備の有効活用	<ul style="list-style-type: none"> ・県試験研究機関を始め、国・大学等との共同利用を進め、利用率の向上を図ることが必要。 ・オープンラボラトリーの運営は、交通の便が良いところで行うと、効果が上がる。 	<p>(事業実施上の問題であり、制度上の課題ではない。)</p> <p>(事業実施上の問題であり、制度上の課題ではない。)</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・県試験研究機関間での効率的な利活用を図るため順次開放に努める。 ・所外設置については困難。利用率向上のためのPRを行う。
6	プロジェクト研究の改善	<ul style="list-style-type: none"> ・プロジェクト研究の基本条件を踏まえ、緊急時に対応できる研究形態、手法としての見直しを進め、適切な運用に努める必要がある。 	<p>組織、人事、予算に関して、法人の自主性、自立性が増すので、迅速かつ柔軟に緊急時に対応できる環境が整う。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・現行の所内プロジェクト研究推進要領を平成14年度に改定し、基本条件を明確にした所内執行体制を整備。部内のプロジェクト研究については、県として体制を整備。
7	人材育成の充実強化	<ul style="list-style-type: none"> ・農業現場を体験させ、農業者と接する機会を多くすることが研究者を育成する上で欠かすことができない。 ・海外の農業を見聞してきた時には、その経験を所内で報告し合うことでも良いのではないかと。人材育成に関してはその機会を増やすような努力が必要。 	<p>(事業実施上の問題であり、制度上の課題ではない。)</p> <p>(事業実施上の考え方問題であり、制度上の課題ではない。)</p>	<p>新規採用職員を対象とした生産現場における体験、現場未経験職員を対象とした生産現場における技術分析・解析等の研修制度を設ける。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・国際協力事業団等で海外経験のある県職OB等を活用し、意見交換等を積極的に実施することにより人材育成につなげる。

衛生研究所

機関評価で指摘された課題		地方独立行政法人化による改善の効果		(参考) 機関評価で指摘された課題に対する県の機関としての対応の方向性
項目	内容	評価	改善の内容・理由	
1	【研究所の意義・目的】 基本的機能の再確認	神奈川衛研は「県民の健康と安全を守る」という目的のもとで、次、のような機能が求められる〔提言：企画調整部門の充実・強化〕。 庁内各部署や市町村との研究の企画段階からの連携と、研究成果の施策への反映 独自の問題意識による研究と、県行政への政策提言 県民に対する検査結果・研究成果の情報開示情報提供とともに、NPOなどが神奈川衛研を活用できるシステムづくり	((どのような組織制度を採用するのせよ)機関運営にあたっての基本的な考え方の問題であり、制度上の課題ではない。) (事業実施上の考え方の問題であり、制度上の課題ではない。)	企画調整機能の充実、情報収集・解析・提供の強化、研究成果の施策への反映などを図る。
2	【組織】 業務内容の見直し	・業務内容を再検討し、人員を適正配置する必要がある。	事業環境の変化に応じて、法人の長の判断で迅速かつ柔軟な組織の設置、変更が可能となる。	・業務分担を見直し、より一層効率的な調査研究や試験検査の推進。緊急時の危機管理のための24時間体制を整備。
3	研究コーディネーターの充実	・研究所内の連携や他機関との人事交流が必要で、その推進には、企画調整分野の研究コーディネーターの充実とリーダーシップが必要。	法人の長の判断により、組織・職員体制の柔軟な変更が可能となるが、現行制度においても改善は可能である。	・企画調整部門を強化、広い研究領域の企画調整能力の向上、研究交流を積極的に推進。研究マネジメント研修等の派遣、組織枠を越えた研究プロジェクトによる職員のコーディネーター能力の育成。
4	【人事体制】 高い研究水準の維持とバランスのとれた人事	・研究者の採用に当たっては、高い研究水準の維持に留意したバランスのとれた人事が望まれる。	一律な定員管理がなくなり時機に応じた職員体制の確保が可能となるとともに、法人の長の判断において、多様な形態の職員雇用が可能となる。	・研究員の年齢構成のバランスを考慮し、多様な手法による採用、人事異動。
5	大胆かつ柔軟な人事体制の確立	・柔軟な人事体制が必要。	・事業環境の変化に応じて、法人の長の判断で迅速かつ柔軟な組織の設置、変更が可能となる。	・新たな役割を十分に果たすことのできる人事配置や、健康危機管理対策など緊急課題に柔軟に対応できる組織体制を整える。
6	【予算】 予算獲得意欲の誘導	・国などの競争的研究資金を積極的・計画的に獲得するため、研究員のインセンティブを誘導すべき。	予算の編成、執行の柔軟性が増すため、時機に応じた外部資金の受入れが可能となる。職員個々の業績に応じた人事・給与制度が可能となるため、研究活動に対する職員のインセンティブは高まる。	・資金受入れのしくみなど研究環境を改善し、職員の研究意欲を誘導。
7	【運営】 人事交流の促進	研究員に対する2つの職種区分及び研究員と衛生検査課員とで異なる給料表の適用などが所内外の人事交流等を行う上で障害になっている。	((どのような組織制度を採用するにせよ)運営にあたっての問題であり、制度上の課題ではない。)	研究の活性化を図るため、職種間の人事交流や研究員の行政部門や他機関との人事交流を図っていきます。
8	企画調整部門の強化	・調査研究計画の調整、研修指導の受入れ、公衆衛生情報の収集・解析・提供、外部機関や県民との折衝・調整などの業務では、新たな役割と県民に開かれた研究所を目指すため合理的再編を図るべき。	法人の長の判断により、組織・職員体制の柔軟な変更が可能となるが、現行制度においても改善は可能である。	・企画調整及び情報部門等を強化するとともに、今後、高いコーディネーター能力や企画調整能力を備えた人材を育成。

	機関評価で指摘された課題		地方独立行政法人化による改善の効果		(参考)
	項目	内容	評価	改善の内容・理由	機関評価で指摘された課題に対する県の機関としての対応の方向性
9	地方感染症情報センターの充実強化	・従来の受け身型のサーベイランスでは、感染症の突発への対応及び早期の予防的対策が困難なため、感染症法に定められている積極的疫学的調査の必要性が増加するので、地方感染症情報センターの確立が急務。		(事業実施上の考え方の問題であり、制度上の課題ではない。ただし、事業環境の変化に応じて、法人の長の判断で迅速かつ柔軟な組織の設置、改変が可となる。)	・感染症情報センターを充実するとともに、県内の感染症情報センターからの情報を取りまとめる機能を持ち、県内全域を網羅する基幹地方感染症情報センターを設置。
10	疫学専門家の充実強化			(どのような組織制度を採用するのせよ)人事・人材育成にあたっての基本的な考え方の問題であり、制度上の課題ではない。	・人材の確保と養成。
11	【施設・設備等の研究環境】測定機器の整備	・旧式の機種が多く、非効率で支障を来す可能性があるため、高精度の測定機器の導入を図るべき。		(実施上の考え方の問題であり、制度上の課題ではない。ただし、予算執行上の柔軟性は高まる。)	・大幅な機器整備を行うとともに、測定機器整備の長期計画を策定するとともに、必要な機器の導入や更新を適宜図る。
12	共同利用体制の整備	・高精度・高額な機器は、機器管理担当部門を設け、所内の共同利用・有効活用を図るべき。		(実施上の考え方の問題であり、制度上の課題ではない。)	・非熟練者に対する指導、測定サービス等を提供する専任の管理者を配置する機器管理利用部門を設置し、高精度の機器の共同利用・有効活用を促進。
13	【研究課題の設定と成果の評価】研究課題の選定と成果の評価	・中間評価や事後評価のシステムについては不明であり、それらを確立することが望ましい。		現行制度においても改善は可能である。	・外部委員を加えて課題評価委員会を見直すとともに、事前評価も含めより客観性をもたせた評価基準を作成し、年度の中間で必ず実施する体制を整える。
14	研究方針の明確化	・所として取り組むべき行政ニーズや県民ニーズの判断、研究成果を県及び市町村の施策や事業にどのように反映させるのかという方針が不明確。		中期目標・中期計画・年度計画の策定及び評価並びに評価結果の反映、という目標管理型の組織運営により、機関の使命、役割の点検が行われ、県民ニーズに適合しているかどうかの検証がなされるような運営のルールになるが、現行制度においても改善は可能である。	・所として取り組むべき県民や行政のニーズを明確にする。研究課題について、分担を明確にしながら体系化し、総合的な研究を実施。また、研究終了後数年以内に施策に反映されたものや国が定める規格標準への採用等を調査し、ニーズとの一致点を評価する。
15	【専門分野別研究活動】研究ネットワークの構築	・調査研究、試験検査等の地方衛生研究所の4本柱の業務を実施するためには、国、保健・医療機関、他の研究機関との密接な連携と有機的な役割分担が重要である。		実施上の考え方の問題であり、制度上の課題ではない。	・地域や県民のニーズに応える研究の実施や研究成果をあげるとともに、活性化を図るため、国公立や他分野の研究機関との連携を推進し、共同研究等へ発展するよう支援します。保健福祉事務所や医療機関と連携をとり、地域に密着した課題を精査し、他の研究機関との連携を図り、役割分担を明確にしたうえで研究に取り組む。
16	広報活動の評価と見直し	・研究や検査の成果を県民や地域に対して一層活用するとともに、どの程度有効に活用されているかを評価すべきである。		機関としての業績の評価野の中で、成果の活用状況も評価対象となるため、成果の活用に向けたインセンティブが働く。	・ホームページを充実するほか記者発表を適宜行う。また、研究成果等が有効に活用されているかどうか利用状況などを調査する。

産業技術総合研究所

機関評価で指摘された課題		地方独立行政法人化による改善の効果		(参考) 機関評価で指摘された課題に対する県の機関としての対応の方向性
項 目	内 容	評価	改善の内容・理由	
1	【産総研の使命】 技術開発支援機関への強化	・産総研における研究開発業務は、製品化をめざした「技術開発」を重視しなければならない。 ・技術開発支援機関に徹すべき。中小製造業の支援には、生産基盤技術が重要。	(研究実施上の考え方の問題であり、制度上の課題ではない。) (機関のミッションの考え方の問題であり、制度上の課題ではない。)	・更に新たな技術の開発や製品化をめざした技術開発に重点を置いて、研究開発業務全体を展開。 ・ものづくりを支える生産基盤技術を重視し、更に充実した開発支援機関を目指す。
2	【事業展開】 [中長期技術支援計画]の実現化	・経営を意識した中長期計画ビジョンの明確化と実現化が必要である。戦略は全員参加で作成する。	中期目標・中期計画・年度計画の策定及び評価という目標管理型の組織運営により、計画の実効性が高まる。	・戦略とする事業の個別計画、方法、目標、スケジュール等を見直す。その際は、産総研運営協議会の意見を反映。
3	製品化への支援強化	・中小企業に対し、何処まで支援するかは選択は、所の方針、または県の政策に沿って行う。 ・支援分野においても、更なる重点化を推進。	(機関のミッションの考え方の問題であり、制度上の課題ではない。) 法人の長の判断により事業環境の変化に応じた「重点化」が可能となる。	・製品化への支援を強化。 ・複雑・広範な技術課題に対応できるように、基盤技術を重視した支援体制の強化。
4	事業評価システムの確立	・研究所経営の環境状況の変化に応じる「使命の再認識」と経済的な「使命遂行度評価」を“県内の中小企業の価値満足度”の観点で行う。 ・審査と成果への評価は、オープンシステムにする。 ・依頼試験の所要時間、アドバイスの適切性の検証が必要。 ・業務成果報告書は、費用対効果による業務実評価を記述。 ・業務遂行に関する自己評価システムを外から見えるようにする。	目標管理型の運営により、「評価」全般に対する意識は高まるが、現行制度においても改善は可能である。	・大型の研究課題について、従来より大学・国研等の有識者の助言を内部の評価に反映。 ・産総研独自の評価システムを構築し、オープンにする。 ・依頼試験等、その他の技術支援業務全般に対しても評価システムを拡張。
5	【産総研の運営】 組織の見直しとマネジメントの確立	・納税者の評価を常に意識し、職員及び管理職にも常なるブレークスルーが要求されている。 ・研究者の提案によるチームづくり。 ・地域産業振興への貢献の面からの組織化。 ・主事業の収支計画を経営的視点から再構築。 ・産総研を県知事直轄、所の運営全権を機関長に委譲、県庁での関連業務を産総研で行う、徹底した組織の簡素化、研究者は機関長直轄とし部制廃止。	目標管理型の組織運営により、コスト意識という視点からの経営を意識した運営に向けたインセンティブが高まる。 法人の長の判断で迅速かつ柔軟な組織の設置、改変が可能。 (機関のミッションの考え方の問題であり、制度上の課題ではない。) 目標管理型の組織運営により、経営を意識した運営に向けたインセンティブが高まる。 (政策の企画立案部門と実施部門の分離という、地方独立法人化の考え方とは異なるものである。)	・部制、チームリーダーを配しているが、研究者の主体性は尊重され、個人の提案も受け入れている。 ・企業的なセンスを事業展開に取り入れるよう図っていく。 ・産総研は、中小企業支援における技術開発等に関しては、独自の権能を有しており、知事直轄に近い形となっている。 ・全庁的な事例研究的研修や外部セミナー等に、より積極的に参加。 ・産総研運営協議会の意見を反映。

機関評価で指摘された課題		地方独立行政法人化による改善の効果		(参考)
項目	内容	評価	改善の内容・理由	機関評価で指摘された課題に対する県の機関としての対応の方向性
6	リーダーシップと研究環境	<ul style="list-style-type: none"> ・機関長の雰囲気や「機関の活力」や「職員のやる気」に影響。 ・リーダーシップを持つ管理者の存在が不可欠。 ・休日も含めた自由な研究環境を作る。 ・研究員の特許活動の奨励、若手研究員の研究開発意欲のための表彰制度等の充実を図る。 	<p>(人の資質に関する問題であり、制度上の課題ではない。)</p> <p>(人の資質に関する問題であり、制度上の課題ではない。)</p> <p>(どのような組織制度を採用するのせよ)組織運営にあたっての基本的な考え方であり、制度上の課題ではない。</p> <p>職員個々の業績に応じた人事・給与制度が可能となる。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・研究課題所長ヒアリング等で、研究職員の意識・意欲の向上を図っている。 ・機関長として、産総研の使命を明確に打ち出し、職員との意志の疎通を図り、一人一人がやる気が起きるように、全所報告会や個別対話に努める。 ・職員の成果に対しては、県庁内の勤務発明制度や職員表彰制度を積極的に活用して、顕彰を行う。
7	柔軟性、流動性のある会計システムの運用	<ul style="list-style-type: none"> ・受託研究の受付は、費用が企業持ちでありながら、予算枠に縛られるのはおかしい。 ・「この条件下でどうしたら実現可能になるか」を考える。 ・研究担当者は、細目毎に収支を意識した予算計画を構築し、収支の自主管理を行う。 ・依頼試験は証紙による料金支払い制度を振込等に改善。 ・柔軟性のある予算運用が所長権限で出来るようにする。 ・知的所有権による収入を図り、研究開発へ予算化。 ・相談等で重要な技術支援は、有料化する。 ・産総研が中小企業への技術支援・活性化のための機関であるならば、基礎研究を主とするKASTの7倍～10倍の規模になるべき。 	<p>予算の編成、執行の柔軟性が増すため、外部資金の時機に応じた受け入れが可能となる。</p> <p>(人の資質に関する問題であり、制度上の課題ではない。)</p> <p>中期目標・中期計画・年度計画の策定及び評価という目標管理型の組織運営により、経営を意識した運営に向けたインセンティブが高まるが、現行制度においても改善は可能である。</p> <p>現行制度においても改善は可能である。</p> <p>法人の長の判断による時機に応じた柔軟かつ機動的な予算執行が可能となる。</p> <p>中期計画の範囲内で、収益事業の実施による法人の収入が可能となる。</p> <p>現行制度においても改善は可能である。</p> <p>(政策判断に関する問題であり、制度上の課題ではない。)</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・予算の執行は、部単位、事業単位で計画的かつ適正な執行に今後も努める。 ・県の会計システム全体の問題として捉えている。 ・様々な工夫をこらして弾力的な運用を図り、中小企業の要望に応じて行きます。
8	継続的新規採用の遵守	<ul style="list-style-type: none"> ・継続的採用を遵守するべき。 ・機関長権限による採用システムの創設ができないか。 	<p>一律な定員管理がなくなり、法人の判断において、時機に応じた職員体制の確保が可能となるとともに、多様な形態の職員雇用が可能となる。</p> <p>法人の長の判断により、職員の採用が可能となる。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・産総研の機能低下、近い将来の産総研運営に大きな影響を及ぼす緊急の課題であると認識している。 ・必要な技術分野や年齢構成等を精査し、継続的な新採用に努める。

機関評価で指摘された課題		地方独立行政法人化による改善の効果		(参考) 機関評価で指摘された課題に対する県の機関としての対応の方向性
項 目	内 容	評価	改善の内容・理由	
9	人材確保の工夫	<ul style="list-style-type: none"> ・外国人研究者を積極的に受け入れ、人材育成の一環とする。 ・民間の退職者、産総研OB、任期付職員の採用等、非常勤職員の活用。 ・管理部、企画部等の業務は、民間を含めたOBから広く求め、所長直轄の業務サービスグループを新設。 ・支援業務を代行する非常勤のベテラン人材等が登録された「産総研人材バンク」を新設。 	<p>(実施上の考え方の問題であり、制度上の課題ではない。)</p> <p>法人の長の判断において、時機に応じた職員体制の確保が可能となるとともに、多様な形態の職員雇用が可能となる。</p> <p>法人の長の判断により、職員の採用が可能となる。</p> <p>(実施上の考え方の問題であり、制度上の課題ではない。)</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・裾野を広げた事業展開を今後も図っていく。 ・既に経験豊富な退職者の再雇用により、相談業務を始め企画部門等で活用を図っている。 <p>人材確保に努める。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・民間のOBを含めた専門家の「アドバイザー登録」を既に実施している。
10	事務系職員と研究職員との適正バランス	<ul style="list-style-type: none"> ・民間に比べ、事務系(サポート要員を含む)と技術系(研究職員)の人員比率が違っている。合理化、簡素化し、現場(技術系)の比率を高める必要がある。 	<p>法人の長の判断において、時機に応じた職員体制の確保が可能となる。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・サポート部門の研究職員を研究及び依頼業務部門へ結集し、実働できる職員数を増やした。 ・今後更に、適正バランスの検討や、密なる連携を図る。
11	わかりやすい広報活動の強化	<ul style="list-style-type: none"> ・産総研の存在すら知らない県民、企業がたくさんある。 ・電腦テクノスペース24時間技術相談をもっとPRする。 ・開放利用の施設、設備、機器についての情報をPRする。 ・新聞掲載件数は少なすぎる。コンスタントに継続的に幅広く、一般紙と専門誌等を使い分けて情報発信する。 	<p>(実施上の問題であり、制度上の課題ではない。)</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・あらゆる機会を使って産総研の事業のPRを今後も進めていく。 ・回線速度の高速化、情報の拡大や利用のし易さを図る。 ・わかりやすい広報活動を推進。 ・タイムリーな広報システム構築。PR、わかりやすい広報等、外部有識者から助言を受け実践。
12	広報専任者の配置	<ul style="list-style-type: none"> ・広報専門担当職員として民間出身の広報経験者を採用したらどうか。 	<p>法人の長の判断で職員の採用が可能であり、事務職に関しても選考採用が可能となる。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・広報担当の専任職員を配置。 ・13年度から情報提供連絡会を強化、さらに新しい広報システムを構築し実効性ある活動を推進。
13	【支援機能の強化】 オープンラボ機能の充実	<ul style="list-style-type: none"> ・オープンラボ機能の強化策はあるのか(施設の有効利用の具体策) 	<p>(実施上の問題であり、制度上の課題ではない。)</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・所内機器の開放利用の他、試験機器及び関連技術に関する研究開発人材育成事業を実施。 ・14年度から産総研と共同で研究開発事業を進める企業に、開発研究スペースの提供を実施。
14	【オープンラボの24時間利用】 オープンラボの24時間利用	<ul style="list-style-type: none"> ・中小企業のための24時間施設、設備開放を図ること。 	<p>(実施上の問題であり、制度上の課題ではない。)</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・当面、個別時間外対応の方式で、サービスの向上に努めていく。また、平成14年度開始の「研究開発施設整備事業」の利用状況も参考に検討を進める。
15	産学連携のコーディネート機能の強化	<ul style="list-style-type: none"> ・産総研の機能として、研究開発より大学のシーズを企業のニーズにつなげるコーディネート機能の方が重要ではないか。 	<p>(機関のミッションの考え方の問題であり、制度上の課題ではない。)</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・県内大学等との連携、KTFにおけるコーディネート事業を支援している。 ・今後も、製品化を進める企業や、大学等と連携し、中小企業への技術開発支援を一層強化。

機関評価で指摘された課題		地方独立行政法人化による改善の効果		(参考) 機関評価で指摘された課題に対する県の機関としての対応の方向性
項目	内容	評価	改善の内容・理由	
16	民間企業との更なる交流	<ul style="list-style-type: none"> ・ 研究員が得意なテーマについて民間と研究会を持つ。 ・ 研究者が現場に飛び込んで、こちらからアプローチする。 ・ 人の移転(派遣・交流)を効果的に実施すべき。 ・ 民間企業への研究職員派遣の強化を求める意見もあるが、人員が削減される中、全体計画の見直しを要する。 	<p>(人の資質に関する問題であり、制度上の課題ではない。)</p> <p>(どのような組織制度を採用するのせよ)人事交流にあたっての基本的な考え方の問題であり、制度上の課題ではない。)</p> <p>現行制度においても改善は可能である。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ フォーラム事業を実施する中で、民間との交流を深めている。また、企業への調査事業等を活かし、企業との技術交流を図る。 ・ 企業ニーズによっては、現地技術支援や共同研究等に切り換え、企業との交流に柔軟に対応。 ・ 研究職員を民間企業に派遣する制度は、随時受付に改善する。
17	人材育成事業の強化	<ul style="list-style-type: none"> ・ 企業の人材育成は、研究開発人材を育成する「研究開発人材育成事業(ORT)」を重点とすべきである。そして「企業人材育成の支援(研修生受入)」は受託研究の一環とする。 	<p>(人材育成の実施に関する問題であり、制度上の課題ではない。)</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ 中小企業の技術者を対象に基盤技術の研修を行う「企業人材育成の支援」を実施している。 ・ 「研究開発人材育成」は、5つの新分野技術について、今後も企業ニーズに基づいたメニューを作り積極的に取り組む。
18	【専門分野】 強化すべき専門分野	<ul style="list-style-type: none"> ・ IT関連、三次元CAD関連等に関しては、人材を外部から採用する措置も考えるべし。 ・ バイオ分野はスタッフが少ない。中小企業の種々の相談に応え、支援、教育サービスを充実する必要がある。 ・ 資源生活分野は、人員構成は高齢化に偏っているため、今後の継続性、高度技術支援の重要性からして、修正改善すべき。 ・ 工芸分野は、青年グループや後継者の人材育成、技術普及、情報提供等の事業を、優先度を付けて行う必要がある。 	<p>法人の長の判断において、多様な形態の職員雇用が可能となる。</p> <p>法人の長の判断において、多様な形態の職員雇用が可能となる。</p> <p>法人の長の判断において、時機に応じた職員体制の確保が可能となるとともに、多様な形態の職員雇用が可能となる。</p> <p>(施策実施上の判断の問題であり、制度上の課題ではない。)</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ 後継者及び新分野担当職員の育成を始め、必要な技術分野の新規採用を求めていきます。 ・ 中長期計画及び個別計画を見直す中で、産総研運営協議会等の意見を伺いながら進めていきます。 ・ 研究職員個々の技術領域の拡大を目的とした人材育成を推進する。

独立行政法人と類似県機関の概要の比較

水産総合研究センターと神奈川県水産総合研究所との比較

名称	独立行政法人 水産総合研究センター※1	神奈川県水産総合研究所※2
役員等	理事長 1 名、理事 3 名(内常勤 2 名)、監事 2 名(非常勤)	所長 1 名、副所長 1 名
住所	神奈川県横浜市金沢区福浦 2-12-4(本部)	神奈川県三浦市城ヶ島養老子
経緯	昭和 4 年農林省水産講習所の試験部と調査部を分離して 東京市深川区越中島に農林省水産試験場を設置(中央 水研)2001/4/1 に独立行政法人化	1912(明治 45 年)県庁内に水産試験場を設置 1995(平 成 7 年)に水産総合研究所となった
職員数	783 名	86 名
研究員数	389 名	38 名
行政職員	394 名	48 名
予算	16,191 百万円(平成 14 年度中期計画)	330 百万円(人件費除く)
研究費	1,325 百万円	104 百万円
受託	4,789 百万円	23 百万円
一般管理費	2,200 百万円	218 百万円
人件費	7,542 百万円(平成 14 年中期計画)	797 百万円
土地面積	419,443 m ²	43,944 m ²
建物延面積	89,757 m ²	14,654 m ²
目的	水研センターは、21 世紀の水産研究を担う拠点として、国 際的視野に立った我が国水産業の振興と活性化を目指す し、水産海洋、水産資源、水産増養殖、水産工学、漁場 環境保全、水産利用加工、水産経済等に関する研究を基 礎から応用まで総合的に実施し、その効果を広く普及して いきます。	水産業の振興に必要な試験研究及び普及教育を行わせ
業務	1. 試験及び研究並びに調査・水産資源の持続的利用の ための調査研究の高度化、水産生物の機能の解明及び 積極的な資源造成と養殖技術の高度化、水域生態系の 構造・機能及び漁場環境の動態の解明とその管理・保全 技術の開発、水産業の安定的経営と漁業地域の活性化 のための研究の推進、消費者ニーズに対応した水産物供 給の確保のための研究の推進、国際的視野に立った研 究の推進 2. 専門研究分野を生かした社会貢献: 講習 会の開催及び研修生の受入等、国際機関、学会への協 力、各種委員会の応嘱、行政施策への協力、遺伝資源の 収集、評価及び保存 3. 成果の公表、普及・利活用の促 進	消費者が求めている新鮮で安全な水産物を持続的に供 給しうように、水域環境のモニタリング、水産資源の変動 機構、栽培漁業の技術開発、資源管理手法の開発など、 水産資源の適切な保存管理と持続的利用に関する研究 を行うこと
設置根拠	独立行政法人水産総合研究センター法	神奈川県行政組織規則
所有特許数	東北水研4、中央水研8、瀬戸内海区3、西海区2、養殖 研9、水工研5; 合計31	5
調査船・漁業 指導船	北光丸(466t)、探海丸(168t)、若鷹丸(692t)、蒼鷹丸 (892t)、こたか丸(59t)、みずほ丸(156t)、俊鷹丸(887t)、 しらふじ丸(138t)、陽光丸(499t)、たか丸(61t)	江の島丸(99t)、うしお(19t)
支所	北海道区水産研究所、東北区水産研究所、中央水産研 究所、日本海区水産研究所、遠洋水産研究所、瀬戸内 海区水産研究所、西海区水産研究所、養殖研究所、水 産工学研究所	相模湾試験場、内水面試験場

1 独法水産総合研究センター中期計画、平成 14 年度年度計画、全国試験研究機関名鑑(LATTICE)

2 機関評価実施報告書 水産総合研究所 平成 14 年 8 月

独立行政法人産業技術総合研究所と県産業技術総合研究所との比較

名称	独立行政法人産業技術総合研究所※1	神奈川県産業技術総合研究所※2
役員等	理事長1名、副理事長1名、理事10名、監事2名	所長1名、副所長2名
住所	東京都千代田区霞が関1-3-1(本部)	神奈川県海老名市下今泉705-1
経緯	通商産業省工業技術院(北海道工業技術研究所・東北工業技術研究所・産業技術融合領域研究所・計量研究所・機械技術研究所・物質工学工業技術研究所・生命工学工業技術研究所・電子技術総合研究所・地質調査所・資源環境技術総合研究所・名古屋工業技術研究所・大阪工業技術研究所・中国工業技術研究所・四国工業技術研究所・九州工業技術研究所)および計量教習所が統合して、2001年に独立行政法人産業技術総合研究所として発足。	1949年に神奈川県工業試験場として設立。1995年、産業技術総合研究所に改組。
職員数	3,194名	174名
常勤役員	12名	0名
研究員数	2,447名	143名
行政職員	735名	31名
予算	89,132百万円	2,740百万円
研究費	37,306百万円	693百万円
一般管理費	14,409百万円	362百万円
人件費	37,417百万円	1,498百万円
土地面積	2,399,536m ²	32,415m ²
建物延面積	650,014m ²	35,612m ²
目的	産業技術総合研究所は、多岐にわたる分野の研究者集団の融合と創造性の発揮による研究活動を通じて、新たな技術シーズの創出、産業技術力の向上や新規産業の創出など、我が国の経済的発展に貢献し、国民の生活の向上に寄与せざる。このため、以下の研究を展開し、研究成果の発信と成果の普及に努める。	工業技術その他の科学技術の向上及び発展に必要な試験研究、調査及び指導を行う。
業務	1. 計量の標準や地質の調査、更にわが国のテクノインフラ整備にかかわる基盤技術の構築など、産業基盤技術の研究・開発。 2. 国自らが課題解決に取り組んでいくことが求められているエネルギー・環境技術などの研究。 3. 国際的な産業競争力強化や新産業の創出に向けて、幅広いスペクトルでの探索と分野融合によるイノベーションを推進すべき研究。	県内産業を支える中小企業への技術支援を行う。産業界からの社会的技術的要請に基づき、研究事業、支援事業を長期的、効果的に実施する。
設置根拠	独立行政法人産業技術総合研究所法	神奈川県行政組織規則(68条)

1 独立行政法人産業技術総合研究所・平成14年度年度計画 全国試験研究機関名鑑(LATTICE)

2 神奈川県産業技術総合研究所・平成13年度業務報告/平成14年度事業のあらまし

独立行政法人国立博物館と県立歴史博物館との比較

名称	独立行政法人国立博物館※1	神奈川県立歴史博物館※2
役員等	理事長1名;理事3名;監事2名;他1名	館長1名;副館長1名
住所	東京都台東区上野公園13番9号(本部事務局)	神奈川県横浜市中区南仲通5-60
経緯	東京国立博物館は明治5年3月に、京都国立博物館と奈良国立博物館は明治22年5月創立。共に皇室博物館として皇室の宝物管理と密接に関係をもつ。平成13年4月1日から独立行政法人化。	昭和41年11月に「神奈川県立博物館条例」の制定により神奈川県立博物館を設置、昭和42年3月開館。昭和62年4月第2次新神奈川計画の重点政策である「文化施設21世紀構想」の一環として博物館再編整備事業を策定。昭和63年12月神奈川県博物館整備構想懇談会が「神奈川県立博物館整備構想に関する提言—自然系博物館・人文系博物館の基本的な考え方—」提出し、平成7年1月条例改正により「神奈川県立歴史博物館」となり、3月開館。
職員数	210名	36名
常勤役員数	4名	0名
研究員数	81名	18名
行政職員数	125名	18名
企画・管理	法人本部事務局内に総務部を置くが、各博物館の独自性もある。	管理部管理課(事務職)、企画情報部(事務職・研究職)。
予算	5,180百万円(年度当初予算)	213百万円(平成13年度:人件費除く)
研究費	1,761百万円	44百万円 ※3
一般管理費	1,441百万円	169百万円 ※4
人件費	1,971百万円	325百万円 ※5
敷地面積	233,261 m ²	4,161 m ²
建物延面積	104,005 m ²	10,565 m ²
目的	独立行政法人国立博物館としては「文化財について収集・保管・展示、調査研究、教育普及事業等」を行うとしているが、具体的には東京国立博物館が国内の美術展示と海外への日本文化の普及、京都国立博物館が京都における諸寺社の歴史資料管理、奈良国立博物館が仏教美術管理という特色をそれぞれ持っている。	神奈川県の文化及び歴史に関する資料の収集、保管及び展示並びにこれに関する調査研究、情報提供等を行い、県民の学習活動を支援する。
業務	1. 調査研究 2. 普及教育活動 3. 管理保管業務	<ul style="list-style-type: none"> 博物館活動の企画調整、普及広報、講演会・講習会・研究会等の開催、他の博物館その他教育・学術・文化に関する施設団体等との連絡・協力・情報の交換に関すること。 人文科学等に関する図書等の収集、整理、保管、閲覧、博物館情報システムの運用に関すること。 博物館資料の収集、製作、整理、保管、展示、解説、指導、専門的技術的な調査研究に関すること。
設置根拠	独立行政法人国立博物館法(平成11年11月)	博物館法(昭和26年)、神奈川県立の博物館条例(昭和41年10月)
資料数	東京国立博物館(収蔵品108,504件<国宝91件・重要文化財616件>、寄託品2,273件<国宝64件・重要文化財324件>)、京都国立博物館(収蔵品6,134件<国宝27件・重要文化財178件>、寄託品6,135件<国宝84件・重要文化財646件>)、奈良国立博物館(収蔵品1,294件<国宝12件・重要文化財94件>、寄託品1,761件<国宝51件・重要文化財297件>)	重要文化財2件、県重要文化財8件<三浦市間口洞窟遺跡出土品1件450点含む>・県有形民俗文化財1件(1982点)

組織	各館、館長・副館長を置き、東京国立博物館は総務部(総務課・会計課)、企画部(事業課・教育普及課・列品課・保存修復課・情報課)、学芸部(美術課・工芸課・考古課・東洋課・資料課、首席研究員)の3部を、京都国立博物館は総務課・学芸課・京都文化資料研究センターを、奈良国立博物館は総務課・学芸課・仏教美術資料研究センターを置く。	館長・副館長の下、管理部(管理課・経理課)・企画情報部(企画普及課・情報資料課)・学芸部(古代中世担当・近世近現代担当)の3部を置く。
機構	東京国立博物館(本館・東洋館・法隆寺宝物館・平成館・表慶館・資料館)、京都国立博物館(本館・新館・文化財保存修理所)、奈良国立博物館(本館・西新館・東新館・仏像美術資料研究センター・文化財保存修理所)	
その他		重要文化財公開承認施設(文化庁、平成11年4月)、重要有形民俗文化財公開事前届免除施設(文化庁、平成12年1月)

- 1 独法国立博物館中期計画、平成13年度年度計画、全国試験研究機関名鑑(LATTICE)
- 2 『平成13年度 神奈川県立歴史博物館年報』平成14年12月、『01年 職員名簿』による
- 3 研究費は展示・調査研究・資料整備学習支援・県立機関活用講座開催の各事業費合算
- 4 一般管理費は維持運営費・情報システム整備費の合算。
- 5 平成13年1月1日より12月31日までの人件費

研究チーム員名簿

氏 名	所 属	備 考
井 上 宏 一	総務部行政システム改革推進課	チームリーダー
古 川 元 也	歴史博物館	サブリーダー
斎 藤 学	企画部科学技術振興課	
小 川 砂 郎	水産総合研究所	
竹 村 勉	衛生部県立大学開学準備課	
伊 東 圭 昌	産業技術総合研究所	
牛 山 健 司	教育庁管理部総務室	
高 橋 優美子	横浜国立大学大学院 国際社会科学研究科	
吉 田 博 道	自治総合研究センター	
金 子 浩 之	自治総合研究センター	

(2 0 0 3 年 1 月 3 1 日 現 在)

チームアドバイザー

小 池 治	横浜国立大学大学院国際社会科学研究科教授
-------	----------------------

(敬称略)

助言をいただいた方々

村 上 正 一	独立行政法人放射線医学総合研究所総務部長
横 道 清 孝	政策研究大学院大学教授
泉 澤 俊 一	朝日監査法人パブリックセクター副部長代表社員
植 木 豊	朝日監査法人マネジャー公認会計士
山 本 清	国立学校財務センター研究部教授

(敬称略)